

秋 田 県 公 文 書 館

研 究 紀 要

第 六 号

【論文】

- 幕藩制後期秋田藩における一上級武士の動静
— 渋江和光日記断章 — …………… 渡 部 紘 …… 1
- 秋田県公文書館における地域史料の調査と収集
…………… 佐 藤 隆 …… 23
- 改正教育令期の秋田県小学校試験規則 II
— 不正の発生と試験規則の問題点 — …… 柴 田 知 彰 …… 43

【史料紹介】

- 「元禄家伝文書」に関する一考察…………… 加 藤 昌 宏 …… 61

【報告】

- 公文書書庫収蔵資料の保存対策とその課題について
…………… 菅 原 亜 希 子 …… 77

【彙報】

平 成 12 年 3 月

幕藩制後期秋田藩における一上級武士の動静

—— 渋江和光日記断章 ——

渡部 紘 一

はじめに

一 幕藩制後期の引渡・廻座の諸相

二 渋江和光の勤番と中城

1 御相手番

2 廻文と町触

三 渋江和光の武と文

1 武芸

2 教養等

結びにかえて

はじめに

秋田県公文書館では、秋田藩の中核にあった多くの藩士が記した大冊の日記類を収蔵している。これらは、すべて、幕藩制社会における秋田藩の政治・経済・文化を究明するうえで必要不可欠である

ばかりではなく、それらを通して幕藩制社会そのものの解明に寄与できる有益かつ貴重な史料群であることから、既に、「梅津政景日記」と「石井忠運日記」については、その全文が『大日本古記録』と『新秋田叢書』へ収録・刊行され、広く国内の研究者によって活用されている¹⁾。

当館としても、かかる研究状況にかんがみ、それ以外の日記類の中で特に史料的高いと思われるもの、すなわち「岡本元朝日記」、「渋江和光日記」、「宇都宮孟綱日記」等については、県立秋田図書館収蔵時に翻刻事業が行われていたこともあってその成果を引き継ぎつつ、新たに公文書館の事業として翻刻・刊行を行うこととし、平成七年から刊行事業を開始した²⁾。事業は、まず『渋江和光日記』の刊行で始まった。収録・刊行にあたっては、全九八冊を十二巻に編集し直し、翌八年には第一巻の刊行にこぎつけた。この事業は現在も継続中で、平成十一年度末で第七巻に到達している。既刊までの収録分は、文化十一年から天保初年までであるが、こ

これらの年代は、秋田藩内でも幕藩制社会の矛盾が顕在化し、それへの領主的対応が積極的に行われ、その成否が問われつつあった段階である。この変革期のさなかにあって、御相手番という家老につぐ地位にあった渋江和光という人物が、何を考え、いかなる政治理念や生活観にもとづいて行動したのか、また『日記』からは他にどのような事を読み取ることが可能か。『渋江和光日記』の刊行もほぼ半ばを越えた今日、そろそろこのような興味や関心に、何らかの手掛りを提供することは、微力ながらも刊行に携わっている者としての責務ではなからうかと考え、小稿を草してみた次第である。

『渋江和光日記』は、筆者である渋江堅治和光が佐竹家臣団にあって、廻座では梅津小太郎に次ぐ高禄で召し抱えられており、その家柄から家老やそれに次ぐ役職である御相手番が相当職であり、この時期台頭しつつあった実務官僚には就かない立場であっただけに、内容面では、藩の政策展開についての具体的記述が少ないことは否めない。しかし、逆の見方からすれば、前述のような立場において、いわば幕藩制社会の本流にあるともいえる重臣の、変革期における言動をうかがい知るうえで極めて興味深い史料である。

渋江和光及び『渋江和光日記』の概要、更には渋江氏の系譜等については、すでに煙山英俊氏によって紹介されていることから、小稿では、今まではあまり論じられなかった幕藩制後期の秋田藩における上級武士の動向を考察するとともに、『日記』の記載内容から御相手番としての渋江和光の行動、変革期の新しい動きに対する和

光の考え方や対応、そして彼が実践した武士としての教養と武芸等について紹介してみよう。

一 幕藩制後期の引渡・廻座の諸相

本項では、渋江和光について考察するうえで欠かすことができない秋田藩の本身と称せられた上級武士たちの中核をなす引渡・廻座に格づけられた人々の、幕藩制後期における諸相について、文化八（一八一）年の分限帳やその前後の職歴、さらには久保田城下の屋敷の配置等を手掛かりに、考察してみたい。

まず最初に、論題にも付してある上級武士の概念について、若干の私見を述べる必要がある。上級武士とはどのような人々を指すのかということは、一言で明快に解答することは出来ない難問である。幕藩制社会が厳格な身分制社会であることを考慮すれば、まず第一のメルクマールとしては家格があげられる。しかし、これは幕府と藩とは全く異なることや、藩同士でもそれぞれの藩の成り立や家臣団の構成の仕方等によって異なることから、一様に扱うには無理がある。そこで次のメルクマールとして考えられるのが知行高であるが、ここでも何石で区切るのか、また幕府と藩を区別して良いものかどうか、藩とはいっても大藩と小藩は同列に扱えるのかどうかと言うこと等が問題となり、一定の基準を設定することは難しい。

小稿で述べる上級武士とは、前述のような諸問題の解決を残していることから、普遍的概念としてではなく、秋田藩に限定して考えてみたものである。表題を、秋田藩における上級武士云々としたのは、このような事情による。

さて、秋田藩の場合、何がその基準となるのであろうか。第一はやはり家格である。これは幕府が大名におこなった様々な格付け、すなわち將軍との親疎関係、国持ちと非国持ち、それに官位別、更には江戸城中控間等によって大名の家格を示し、大名統制をおこなっている事実を見ても、基準とすることに問題はないと思われる。秋田藩の場合は、一門・引渡・廻座と平士に区別されるが、ここでは大身と称された廻座までを上級武士と考えたい。その理由は後述する。第二は知行高である。知行高は武家の俸禄であり、軍役の単位となるべき高である点で重要であり、そうした意味では、平士の中で上士とされた一騎以上が相当すると思われる。引渡や廻座と違って、一騎は軍役の負担基準であるから知行高と連動しており、秋田藩の場合は、一五〇石以上とされている。後述する文化年間の分限帳でも一五〇石以上を一騎として記載していることから、知行高については、この一五〇石が指標になりうるであろう。ただし、初代藩主佐竹義宣が大坂の陣に際しての陣立にあたって、「三〇〇石一騎」と厳命している事実や、寛政三（一七九一）年に制定された家臣の屋敷割にかかわる御定の適用上限が二九〇石にとどめられ、それ以上の者への制限はないことから、三〇〇石以上を上級武士とす

ることも考えられない訳でもない。以上の理由で小稿では、上級武士を取り敢えずは家格を基準として見ることにし、廻座以上と考えることにしたい。

まず、秋田藩における上級武士の基準として提示した一門、引渡、廻座については、『国典類抄』の前編嘉部に「引渡廻座起之事」と題された一項目に関連記録が集録されており、その発祥等について記されている。⁶これによれば、引渡・廻座といった座格は常陸時代にはなかったもので、秋田入部当初も盃を賜るときの座列は特に定まっていなかったという。そして座格の萌芽については、『梅津政景日記』を引用し、元和五年正月元日に御親類衆を一番・二番に分けて左右に列座させてお吸物之儀をおこない、更に元和七年の正月元日より引渡御膳で饗応したことにより、親類衆を引渡衆と称呼するようになったと記す。『義宣家譜』で初めてこの盃酒の儀が記されるのは、まさに元和五年正月元日の条であり、この年の正月元日の儀の座席は、単に一番座・二番座・三番座とのみあって座席名は記されてはおらず、そうした意味では『国典類抄』の説明は、概ね納得できる。『国典類抄』は更に続ける。しかし、宿老以下の主な面々の座席については特に取り決めや名称はなかったことから、寛永八年（一六三一）、初めて御座奉行において座並を定め、彼らを廻座衆と称することになったと。こうして、寛永期には佐竹親類衆をはじめ宿老・重臣の座並が確定し、前者は引渡座着座の引渡衆、後者は廻座衆と称されることが定着した。これを、元和五年の番座

表1 文化8 (1811) 年秋田藩引渡・廻座氏名・知行高一覧

I 久保田在番

	座 格	氏 名	知 行 高	職 歴 等	和光 日記載
1	引渡二番座	佐竹山城	6,328石余	東家・組下持	◎
2	廻座	梅津小太郎	3,449	組下持・御相手番	◎
3	廻座	渋江堅治	2,962	組下持・御相手番	本人
4	廻座	向飛驒	2,542	組下持・御相手番	◎
5	廻座	須田内記	2,108	御相手番	◎
6	廻座	梅津与左衛門	1,997	御相手番	◎
7	引渡一番座	岡本又太郎	1,680	家老	◎
8	廻座	小場勘解由	1,635	御相手番	◎
9	廻座	真崎兵庫	1,346		◎
10	廻座	渋江十兵衛	1,107	寺社奉行	◎
11	引渡一番座	石塚源一郎	1,104	御相手番	◎
12	廻座	小野岡大和	1,056	家老	◎
13	廻座	小野崎庄九郎	981	御用番	◎
14	廻座	疋田齋	966	家老	◎
15	廻座	梅津頼母	943	大番頭記録方支配	◎
16	廻座	大越源十郎	890		◎
17	引渡二番座	真壁掃部助	874		◎
18	廻座	梅津兵馬	841	大番頭記録方支配	◎
19	引渡二番座	宇都宮帯刀	784	家老	◎
20	廻座	佐藤源右衛門	781	大番頭記録方支配	◎
21	廻座	大塚才蔵	724	大御番頭	◎
22	廻座	梅津留治	683		
23	廻座	信太勘九郎	579		
24	廻座	小田野沖負	561	大御番頭	◎
25	引渡一番座	今宮大 学	531		◎
26	引渡二番座	伊達外記	530		◎
27	廻座	寺崎藤九郎	508	大御番頭	◎
28	引渡二番座	塩谷右膳	498		◎
29	廻座	福原彦大夫	449		◎
30	廻座	小野崎三郎	440		◎
31	廻座	赤坂直治	424		
32	廻座	小貫宇右衛門	415		◎
33	廻座	黒沢重右衛門	402		
34	廻座	荒川宗十郎	394		◎
35	廻座	酒出金大夫	365	大番頭記録方支配	◎
36	廻座	松野茂右衛門	355	大御番頭・組下持	◎
37	廻座	平元早人	347		◎
38	廻座	小瀬又七郎	324	大番頭記録方支配	◎
39	廻座	山方太郎左衛門	307		◎
40	廻座	舟尾宇兵衛	296		
41	廻座	和田掃部之助	293	寺社奉行	◎
42	廻座	宇留野源兵衛	283		◎
43	廻座	細井伝右衛門	267		◎
44	廻座	茂木小四郎	239		
45	廻座	土屋源蔵	224		◎
46	廻座	小野寺桂之介	216	大御番頭	◎
47	廻座	今宮伊織	215		◎
48	廻座	小野寺孫十郎	215		
49	廻座	玉生八兵衛	209		◎
50	廻座	岡本東馬	200		◎
51	廻座	小野岡数馬	197		◎
52	廻座	八木作助	195		

幕藩制後期秋田藩における一上級武士の動静

53	廻座	早川喜太良	194		
54	廻座	白川七郎	186		◎
55	引渡二番座	箭田野八郎	185		◎
56	引渡二番座	武茂権大夫	169		◎
57	廻座	岡谷伊織	151		◎
58	廻座	真壁左膳	155		◎
59	廻座	中川主馬	150		
60	廻座	田代周助	138		◎
61	廻座	塩谷伝十郎	117		
62	廻座	武茂新九郎	110		
63	廻座	箭田野清治	109		◎
64	廻座	茂木一学	100	大御番頭	◎

II 所預および在々廻座

1	引渡一番座	佐竹岩見	6,957	西家・大館所持・組下持	◎
2	引渡一番座	戸村十大夫	6,555	横手所持・組下持	◎
3	引渡一番座	佐竹河内	5,570	北家・角館所持・組下持	◎
4	引渡二番座	佐竹左衛門	5,532	南家・湯沢所持・組下持	◎
5	引渡二番座	茂木幸楠	3,832	十二所所持・組下持	◎
6	引渡二番座	大山日向	695	院内所持・組下持	◎
7	引渡一番座	古内蔵人	589	大館在番	◎
8	廻座	松野左司馬	289	檜山在番	

- 註 1 座格・氏名・知行高は当館所蔵「久保田分限帳」写（文化8年）（整理記号25-106）に拠った。
 2 上記「分限帳」では、檜山所持と廻座に関わると思われる箇所が綴じ込まれて判読できないため、表への掲載は控えてある。
 3 一門と引渡については城中座席に注目して引渡座としてまとめ、その番座については当館所蔵「秋田藩引渡廻座人別録」（同421-109）拠った。
 4 職歴については「御龜鑑」秋府（同AS289-18）、「渋江和光日記」（同A289-319）より、文化8年から同13年までのものを記した。

と比定すれば、おそらくは一番・二番両座が引渡で、三番座が廻座とされたものと思われる。秋田入部後の佐竹氏は常陸時代とは異なり、家臣団の縮小を行う一方で宗家の権力強化を図ったことから引渡衆・廻座衆の選任にあたっては少数精鋭を目指し、『義宣家譜』元和七年正月朔日の条では、これもまた『梅津政景日記』を引用して一番・二番座すなわち引渡が二一名、三番座すなわち後の廻座は二四名と記されている。

引渡・廻座の呼称は、前述のとおり久保田城中御広間の座席を指すものではあるが、城中座席こそが家格の空間的表現であり、ここに至って親類衆と宿老・重臣は引渡、廻座と公称され、他の家臣とは明確に区別され、名実ともに秋田藩の上級家臣に位置づけられたのである。

ここでは、まず文化八（一八一）年の久保田分限帳を素材として、文化期の引渡・廻座について検討を加えてみることにする。この分限帳は写しではあるが、転載者名及び転載年代が明記されていることと、引渡・廻座の氏名が、当時御相手番であった渋江和光と梅津与左衛門が御座奉行を務めた文化九年の正月元日の御目見参列者と一致することから、史料として扱うことが出来ると判断したのである。⁽⁸⁾

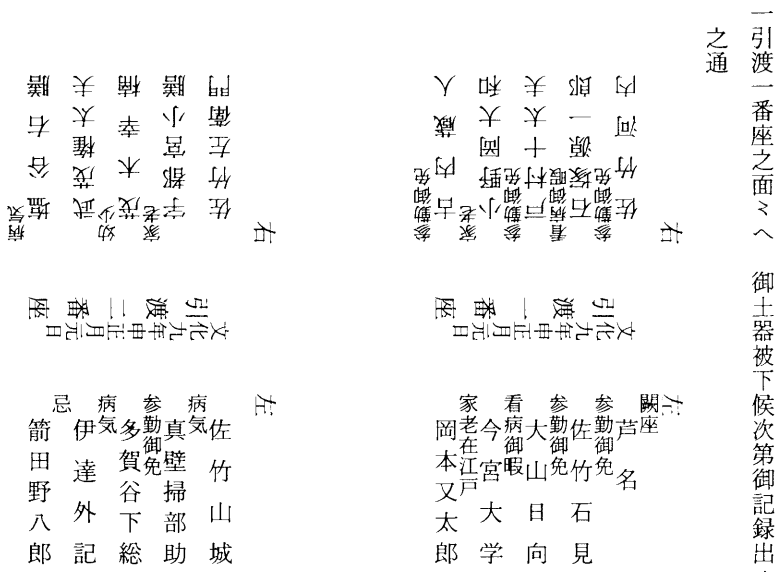
表1は、同分限帳から引渡・廻座を抜き出したものであるが、城中座格の観点から、一門も引渡に加えてある。まず員数であるが、引渡は一八名、廻座は五四名である。ただし、この分限帳には一部

破損箇所があり、その部分の正確な判読は不可能である。幸い残欠から能代所預多賀谷氏と廻座古内氏であることが推定できることから、それを加えて、引渡は一九名、廻座は五五名としておきたい。

引渡は本来は二〇名であったが、引渡筆頭の芦名家が断絶したため実質一九名である。しかし、断絶後も、図1の如く御座のみは引渡第一番座主座として配置され、記録にも残されるのである。この席は当日は当然のことながら空席となるわけであるが、引渡第一番の主座が文化期においても一貫して芦名氏名で配座され、当日には欠座として空席にしていることは、上級家臣団統制の一策とも受け止められ、こうした配慮にこそ、秋田藩の家格制の厳格さと重さがうかがえるのである。このように、秋田藩の最上級の座格すなわち家格である引渡座は、文化期においても二〇名に固定されていたが、廻座は、時代の進展とともに、重職就任の為の家格操作や功勞に対する御恩として次第に増え、元禄十五年にはすでに五三名を数えている⁽⁹⁾。

次に役職を見てみよう。引渡の役職をみると、佐竹石見(西家)・戸村十大夫・佐竹河内(北家)・佐竹左衛門(南家)・茂木幸楠・大山日向・そして表にはないもの多賀谷下総と所持(所預)が続く、久保田在住では佐竹山城(東家)が一門としての重きをなすとともに、岡本又太郎・小野岡大和・宇都宮帯刀は家老と軒並み重役であり、石塚源一郎も御相手番である。加えて佐竹四家と戸村・茂木はそれぞれ組下持ちである。他方廻座に目を転ずれば、足田齋定

図1 引渡座席図



『御亀鑑』秋府32より

綱は家老、梅津小太郎・そして『和光日記』筆者である渋江堅治・向飛驒・須田内記・梅津与左衛門・小場勘解由が家老職に次ぐ重役とされた御相手番である。また梅津頼母・梅津兵馬・佐藤源右衛門・小田野沖負・酒出金太夫・小瀬又七郎・小野寺桂之介・早川喜太良等はいずれも大番頭として、警備担当である番方の司令職に就任している。そしてさらに社奉行を務めるのは和田掃部之介である。この年代、御相手番であった梅津与左衛門と須田内記、大番頭勤務の小瀬又七郎の三名は、後に家老に昇任する¹⁰。

これらの事実から、一門は、佐竹四家が久保田には東家、残り三家は、それぞれ大館（西家）・角館（北家）・湯沢（南家）支配の最高責任者として久保田参勤御免の資格を与えられ、組下を持って現地に在任する所預を、この時点でも代々歴任し続けていること、他の所預、すなわち十二所・松山・院内所預は、茂木・多賀谷・大山といった引渡が代々襲していたことが分かる。家老職や御相手番については、この時点でも、特に引渡・廻座の別なく両方から登用されている。初代佐竹義宣から十二代佐竹義堯までの家老の登用回数について五回以上の家をあげてみると、最多を占めるのが梅津家で二〇回、渋江家が二番目に多く十一回、以下、岡本家と小野岡家が各九回、戸村・石塚両家が各八回、宇都宮・真壁両家が各七回、向・須田・大越・疋田・山方の五家が各六回、小瀬・小野寺両家が五回である。これを、引渡と廻座に分けてみると、岡本・小野岡・戸村・石塚・宇都宮・真壁の六家が引渡、廻座は梅津・渋江・向・

須田・大越・疋田・山方・小瀬・小野寺の九家である。このうち梅津家が群を抜いて就任回数が多いのは、藩政確立期の功労者である梅津憲忠・政景の子孫と分流が廻座に多かったことによるものと思われるが、九代藩主義和以降は二回に減っており、幕末維新期には全く登用されていない。これは変革期における大身の動向を見るうえで、興味深い。渋江家も梅津家同様、藩政確立期の功臣である渋江政光家であり、家老職の就任回数が梅津家について二番目に多いのもうなづけるが、渋江家からもまた、九代義和、一〇代藩主義厚の代では家老への登用はない。全体として見れば、家老職への就任については、引渡・廻座の差は見受けられないが、数においては、十九家しか存在しない引渡諸家の比較的安定した就任状況がうかがえるのである。

次に、知行高を見てみよう。この時期、佐竹老岐守が新田二万石を拝領しているが、家臣団で高禄なのはやはり一門の佐竹四家であり、その知行高は大館所預佐竹石見の六九五七石余を筆頭に、湯沢所預佐竹左衛門の五五三二石余にいたるまで、すべて六千石前後である。引渡では、檜山所預の多賀谷氏が不明であるが、横手所預の戸村十大夫の六五五五石余を筆頭に十二所所預茂木幸楠の三八三二石と続き、比較的多くの家老を輩出している岡本・石塚・小野岡三家は一十石台である。こうした中で引渡二番座の箭田野八郎と武茂権大夫の一〇〇石台は多少気にはなるが、兩名とも先に述べた一騎の基準である一五〇石は上回っているところから、一応面目は保た

れている。廻座では、この時期御相手番として同職であった梅津小太郎・渋江堅持・向飛驒・須田内記・梅津与左衛門・小場勘解由が、梅津の三四四九石余を筆頭に二千石台三名、一千石台二名と高禄である反面、一騎の基準となる一五〇石に達しない者もいる。

このように、知行高は必ずしも座格とは一致しない。つまり座格は廻座であっても知行高では引渡より高い場合や、表1からは割愛してあるが、平士であっても五〇〇石以上の者もあり、家格と知行高との整合性については、一般的な傾向としては述べる事ができずにせよ、細部では整合しないケースが少なからずあることが指摘できよう。このほか廻座の職務としては、大番頭・大番組頭等のいわゆる番方勤務が中心で、主として城中警備を担当している。政務を担当する表方の職務に就くことは、寺社奉行を除いては殆ど無く、無役の廻座も多数存在した。彼らは「無役同列」と称され、正月などの節目節目の諸行事で藩主の謁見を賜る一方で、規定に拠って定期的な登城が義務付けられていた。

次に、このような上級武士たちの久保田城下内町における配置を見てみよう。ただし引渡・廻座すべてを示すのは、紙面のスペースから無理であることから、ここでは『渋江和光日記』が書き始められた文化十一（一八一四）年の佐竹四家・家老・御相手番・それにつながる所預の屋敷配置を、当館収蔵城下絵図のなかで、年代が一番近い文政四（一八二一）年の御城下絵図により確認し、若干の検討を加えておきたい。¹²この城下絵図は端裏書に「御国目附下向之節指

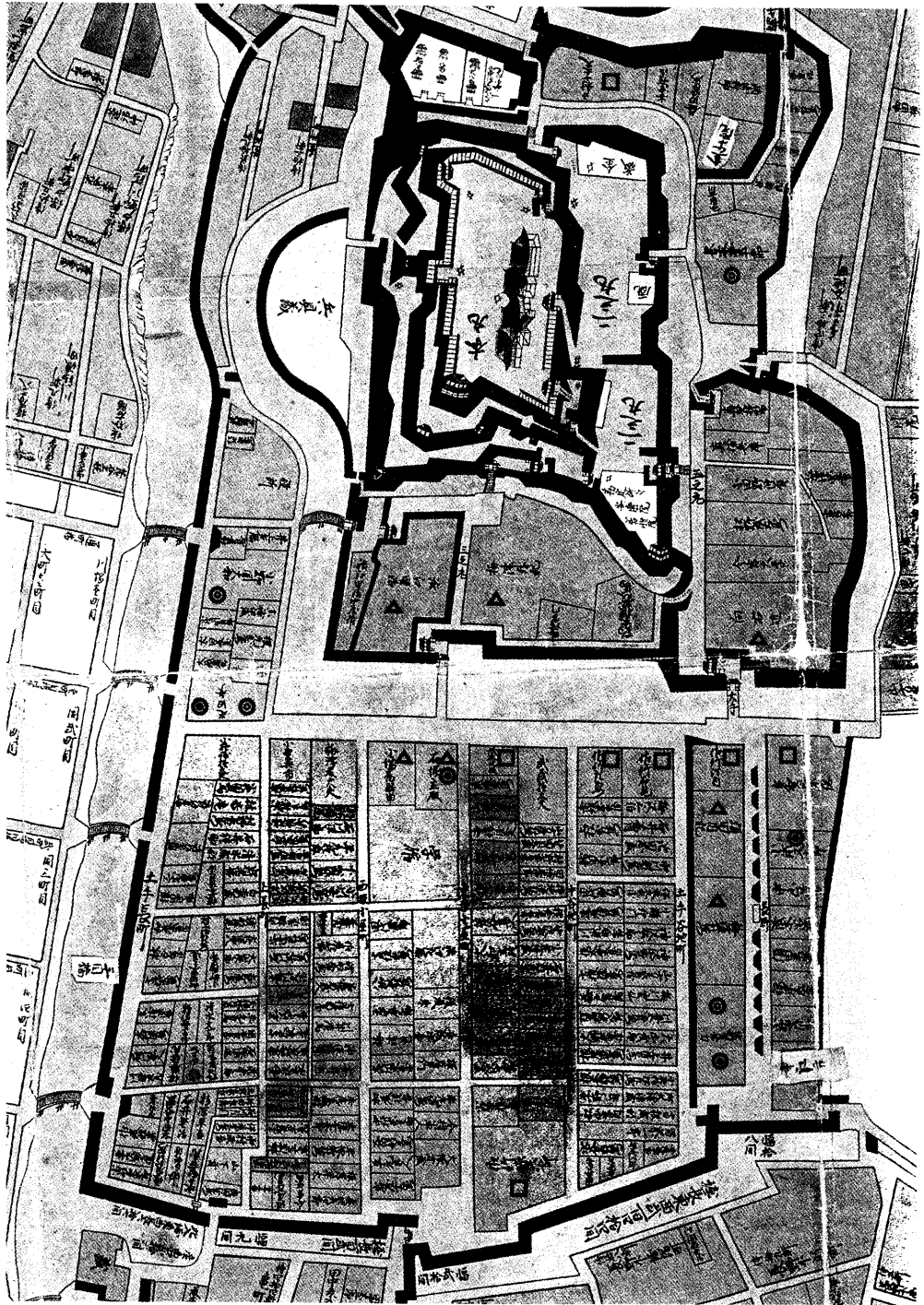
出候御城下絵図」とあり幕府の国目付に提出した絵図の控えと考えられることから、記載内容は正確であると判断してよいものである。

まず、家老については、疋田斎定綱・岡本又太郎元長・小野岡大和義音・宇都宮帯刀重綱の四氏を見る。御相手番は石塚主殿義保・小場勘解由敦愛・向飛驒政申・渋江堅治和光・梅津与左衛門忠融・梅津小太郎忠信・須田内規盛胤の七氏を見る。また本城下絵図の幕府御目付提出年代である文政四年時の家老は、疋田斎定綱・宇都宮帯刀重綱・小瀬又七郎伊紀・石塚主殿義保の四氏である。この四氏も含めた重職と佐竹四家及びそのほかの所預の屋敷を先の絵図で確認し、その位置に記号を付したのが図2である。

城中三の丸から見ると、上中城の追手門に面したところに向（飛驒・御相手番・廻座・二五四二石）家屋敷があつて正門への備えを成し、山の手では岡本（又太郎・家老・引渡・一六八〇石）家屋敷が追手北門を守り、同じく山の手には戸村（十大夫・横手所預・引渡・六五五五石）家在府屋敷があつて北の守りを成す。下中城では中土橋を渡ってすぐ両側に佐竹藩政確立期に初代藩主義宣によって重用されて功績をあげた来歴を持つ渋江（和光・御相手番・廻座・二九六二石）・梅津（小太郎・御相手番・廻座・三四四九石）両家が広大な屋敷を構え、中土橋を守る。

次に城外に出て三の曲輪をみると、大手正面に展開する土手谷地町には、須田（内記・御相手番・廻座・二一〇八石）・梅津（与左衛門・廻座・御相手番・一九九七石）・宇都宮（帯刀・家老・引渡・

図2 文化11年の秋田藩重職屋敷配置



幕藩制後期秋田藩における一上級武士の動静

九

◎家老 △御相手番 □一門及び主な所預 (●文政4年時の家老)
 註 原図は「御国目付下向文節指出候御城下絵図」(県C-179)である。

七八四石)の三家がならば大手前面を固めている。広小路には、東から多賀谷(下総・松山所預・引渡・推定三五〇〇石前後)家・佐竹北(川内・角館所預・引渡・五五七〇石)・同西(岩見・大館所預・引渡・六九五七石)・同南(左衛門・湯沢所預・引渡・五五三二石)家が府屋敷がずらりと並び、同小路の中土橋の対面には、茂木(筑後・十二所所預・引渡・三八三三石)在府屋敷と石塚(主殿・御相手番・引渡一一〇四石)・小場(勘解由・御相手番・廻座・一六三五石)両家が屋敷を構え、梅津・渋江両家ともども堀を挟ん中土橋を警護する配置になっている。疋田(斎定綱・家老・廻座・九六六石)家と小野岡(大和・家老・引渡・一〇五六石)家もまた一方は広小路角、他方は穴門と通町橋付近と要所に配置されている。文政四年時の家老については、疋田・宇都宮・石塚各家についてはすでに述べたとおりであるが、小瀬(又七郎・廻座・三二四石・文政五年には二〇〇石加増され五二四石となる)家もまた、追手門前が多賀谷下総家の隣に屋敷割されており大手の備えとなっている。なお、久保田にあって佐竹御苗字衆として重きをなしてきた佐竹東(山城・久保田在住・引渡・六三二四石)家は、内町三の曲の表玄関ともいふべき追手二ノ門の前に広大な屋敷を配され、睨みをきかせている。

以上が、文化十一年代を中心にした所預・家老・御相手番の屋敷配置である。城下の屋敷割は役職を基準としたものではなく、家格を配慮して行われたものであることから、上級武士については時代

による大幅な変化は見られない。文化十一年には重職に就いていないとも、代々何人かの家老を輩出している家々、例えば今宮・小田野・真崎家等は城中上中城に配置されている。

さて文化十一年といえば、九代藩主である佐竹義和の晩年にあたるが、佐竹義和こそは、宝暦と天明期以降に秋田藩においても顕在化してくる幕藩制社会の諸矛盾に対して、本格的な領主的対応を試みた人物で、その評価は多様ではあるものの、秋田藩では初代藩主の義宣について強力な領主権を発揮した藩主である。そして、義和の改革の担い手として実務を遂行したのが、藩校明德館等を通じて育成された人材で、かれらは家格からいえば、平士であった。しかも一騎にも及ばない駄輩(七〇石と一四九石)出身者がいる。この分限帳では、財用奉行の蓮沼仲は一五二石で一騎であるが、勘定奉行の金易右衛門は九八石余、郡奉行の諸橋文大夫や御学館祭酒の金字平治は、前者が九九石余、後者が七五石余である。また御学館教授で文化十二年には評定奉行となる野上国佐は野上藤蔵と記され、四九石余と徴禄である。さりながら彼らは、家格などにはとらわれない有能な実務官僚として諸政策を断行し、政治面では藩の官僚支配が強められていった。

今まで検討してきた事実からは、そうした義和が、家老や御相手番の選任については、政策レベルでの官僚人事とは逆に、伝統的手法を堅持しており、家老人事では、引渡からは岡本・小野岡・宇都宮の実力者を、廻座からは、手堅い行政手腕で義和の幼君時代は勿

論、成人に至ってからも家老として補佐した疋田定常の子定綱を登用し、御相手番には、藩政確立期の功労者である梅津・渋江宗家から梅津小太郎・渋江堅治を登用しているほか、重職輩出経験が多く禄高も梅津・渋江に続く高禄の家から登用している。まことに万事に行き届いた堂々たる布陣である。ここからは、義和が、人事は硬軟両様の人材登用方法を組み合わせながら、盤石な体制で、藩をあげての藩政改革を推進していることを、垣間みることができよう。

表中の◎印は『和光日記』に散見される面々であり、その範囲の広さからは、渋江家の上級家臣団における位置の重さをうかがい知ることができる。

それにしても久保田城下の上級武士の屋敷割はあざやかである。¹⁴屋敷割りには役職によるものではないことは先程述べたとおりであるが、この配置は引渡・廻座が単なる家格にとどまらず、藩の中枢部を担う家老や御相手番さらには番方の指令としての大番頭を出す家柄であることが保証される限り有効に機能していった。すなわち彼らの禄高とその軍役負担能力を考慮すれば、人材の交替があっても全体的には城の防御体制に変化はないからである。それは久保田城下内町が軍事上の機能を最重視して構築されているからである。

かくして引渡・廻座に始まる秋田藩の家格制は、少なくとも幕藩制後期初頭には未だ有効に機能し続けていたのである。

二 渋江和光の勤番と中城

1 御相手番

享和三（一八〇三）年渋江宗家の養子となった堅治が、歴史に登場してくるのは文化元（一八〇四）年からで、四月朔日に家督出仕し、文化四（一八〇七）年五月には御相手番に任ぜられ乗輿御免、一〇月には武芸頭取に就任した。宗家の家督を相続してから四年目で十六歳。家督出仕した文化元年には藩主義和から「和」の一字を賜って和光を名乗ることが許されてもおり、まずは順調な滑り出しであったと言える。藩主の義和は「和」を「まさ」と読んで「よしまさ」と称していたことから、「和」を御下字として拝領したこと、は、和光すなわち「まさみつ」と読めるわけで、秋田渋江宗家の祖で、大坂の陣で戦死した渋江政光に通じ、知行高も先祖抜群の功により減封はなく、梅津家に継ぐ高禄な廻座として「奉公の緒につき、翌文化五年には三番火消頭取に就任した。¹⁵

ここでは、『渋江和光日記』を中心に、覚えとして記録に残された御相手番の職務と、和光による実際の勤番ぶりを見てみたい。

最初に御相手番の職務覚えからみていくことにするが、これについては『国典類抄』に「御相手番」という項目に、明和二（一七六五）五月九日付きの勤番覚が収録されているので、その主要な部分を抜き出し、勤務心得を見たらうえて、『和光日記』から勤番の実態を見て比較し、御相手番の役割を検討してみよう。

史料 1

御相手番勤方覚

- 一 正月元日当番無之候、同晩御香会御料理召ニ而同役不殘罷出候
- 一同二日より当番相勤候、朝御膳前より御座之間ニ相詰御相伴致候、非番之同役右之通相詰御祝儀之御膳相済退出致候 御意ニ依非番之同役も御相判被 仰付候事御座候、御料理相済御広間江被為 出候節当番は御広間江相詰申候、非番之者も御相伴之時は当番同前ニ御広間江相詰申候

但近年は当番斗朝御膳御相伴被 仰付候、非番は不罷出候

三日七日右之通ニ候

- 一 御初野之節当番非番共ニ御供仕候献上物仕候
- 一 平日当番之者四ツ時より登 城仕候 御直御暇式は御膳番其外御側之者を以御暇被下候
- 一 御具足之餅御披之節当番非番共ニ罷出候
- 但近年は当番斗罷出候
- 一 御発駕之節当番朝御料理御相伴仕候、非番は登 城御目見致退出申候
- 一 御発駕之節当番非番共に御茶橋迄罷出候
- 一 御着城之節は当番非番共に御所野まで罷出候而御跡より登 城御座之間江相詰申候、当番は御相伴仕候、非番は御目見相済退出申候
- 一 御入部御着城御当日同役無殘登 城御規式御吸物冷酒頂戴仕候

尤御料理御相伴被 仰付候

- 一 不時之御祝儀等にて御料理被下候節当番非番無差別被為 召候
- 一 二之九江御馬事ニ而被為 出候節当番之者 御意次第罷出候
- 一 鉄砲 上覧之節は同役不殘罷出候

但近年は当番斗り

- 一 御渡野ニ御出之節は当番非番共に登 城当番は御相伴非番之者は退出致候

但 御帰城之節も同断

- 一 八月十五日朝当番御相伴同晩御月見同役不殘被為 召罷出候、尤献上物仕候

但近年都而御礼相止当番斗四ツ時登 城仕候

- 一 御格之 御成之節同役不殘御供仕候、諸寺院 御成之節も右之通不時 御立寄之節は当番斗御供仕候
- 一 御施餓鬼之節当番斗金之間ニ而御相伴仕候
- 一 御施餓鬼御勤中当番非番共ニ御広間江相詰申候
- 一 鷹鉄砲 思召を以御免ニ御座候

これが、明和二年の御相手番勤番覚の抜粋である。¹⁶⁾これによれば、御相手番の主な任務は、正月行事、初野、社寺参詣、御具足餅、参勤交代の発駕、入部帰城、馬事、鉄砲上覧等々の藩主にかかわる主要な公式行事への相伴ということになる。

そこで次に『和光日記』から、文化十一年の和光の御相手番とし

ての勤務に関連する部分を月ごとに抜き出して、双方を突き合わせ
て見ることにする。抽出する内容は登城等勤番回数、御目見回数、
主な用務などである。¹⁷⁾

- 一月 登城二回 二九日初御目見。家老岡本又太郎へ先祖内膳
政光二百ヶ年供養御礼。
- 二月 登城二回 二・五・一七・二〇・二三日御目見。引渡・
廻座御目見。継目出仕披露。大小姓御帳披露。
藩主義和天徳寺参詣の為、登城の上先発。
- 三月 登城六回 三・一五・二〇日御目見。朝御料理御相伴。
引渡・廻座登城御目見。義和参勤交代の為発駕につき白
州へ詰め、御茶橋で見送り。(御供老中疋田斎)
- 四月 登城一回 一六日御姫様・直千代様へ藩主上着の御歎申
し上げる。
- 五月 登城一回 五日節句につき御姫様・直千代様へ祝辞。
(同役一同)
- 六月 登城一回 五土土用入りにつき御姫様・直千代様へ御機
嫌伺い。
- 七月 天徳寺にて天祥院一〇〇回忌。東家病気につき小野岡大
和執行、御曹司代香洪江和光・御前様代香梅津与左衛門・
御姫様代香小田野沖負。
- 八月 登城一回 一六日御二方様へ雲雀御拝領の御歎申し上げ

る。

- 九月 登城一回 竹千代様逝去、五日間鳴り物停止。
- 十月 和光実父中風当り直し看病休暇。
- 十一月 登城一回 御二方様へ寒入りご機嫌伺い。(同役一同)
- 十二月 登城三回 十九日岡本又太郎演説。利瑛姫、松平加賀守
嫡子勝千代と縁組とのこと。二十一日同役相揃御二方様
へ恐悦申し上げる。二十六日同じく雁御拝領之御歎申し
上げる。

以上が『和光日記』に見える文化十一年の勤務状況である。ただ
し一月前半は、忌中の為(前年十二月妻逝去)登城は控え、二九日
が初登城となっている。文中にある同役とは御相手番のことである。
この年、義和は江戸参勤の為三月には発駕していることから和光の
勤務回数も極端に減少し、もっぱら姫君と友千代様お二方への儀礼
が役目の中心となっている。義和は翌文化十二年七月に没し和光は
御相手番として家老岡本又太郎、小野岡大和の指揮のもとで、殿付
手紙で登城の命を受け、城中御広間で逝去を知らされる。そして葬
儀の段取り、城主亡き後の留守居役等滞りなく務めを全うしている。
その後義厚の代になっても、『和光日記』からは御相手番が政務
に係わる記事はあまり見ることなく、藩主在国の時は年中諸行事
の座配や藩主への相伴、藩主在府の時は藩主の代参や諸行事の座配、
そして時には廻座の纏め役として動きが散見する。このように見て

くると、御相手番の職務は先に示した「勤方覚」とほぼ符号するのである。これは、時代は溯るが寛延二（一七四九）年に新任の御相手番であった梅津藤馬に対して小野岡守兵衛と宇都宮四郎が申したという「御相手番は前々より御役儀御訴訟之儀無之格ニ候」云々は、和光の年代でも該当することを示すものであるといえよう。¹⁸

次に御相手番相当の家格についてであるが、これについては、今宮義透が享保三（一七一八）年に家老に進言した諸役改革案に次によりに書かれているという。¹⁹

史料2

一、御相手番

但、此役之名なしに、御引渡衆を無残右之勤方に被仰付候は可然候。大禄次第に廻座之内より被仰付候は、近くは御家風の根元に相障り、遠くは疎卑をして親貴に諭しむるの明戒に背き、其害数々有之事。

これは、如何にも引渡一番座の家格を持つ今宮らしい進言ではあるが、御相手番の持つ意味の大きさが逆に伝わって来る。今宮は、この地位に廻座を入れることによって、家格の秩序が乱れることを憂い、異議を唱えたのであるが、この進言は採用されてはいない。

以上、様々な問題を有する御相手番であるが、私見では、御相手番は、引渡と廻座から選ばれたいわば藩内のエリートであり、藩主

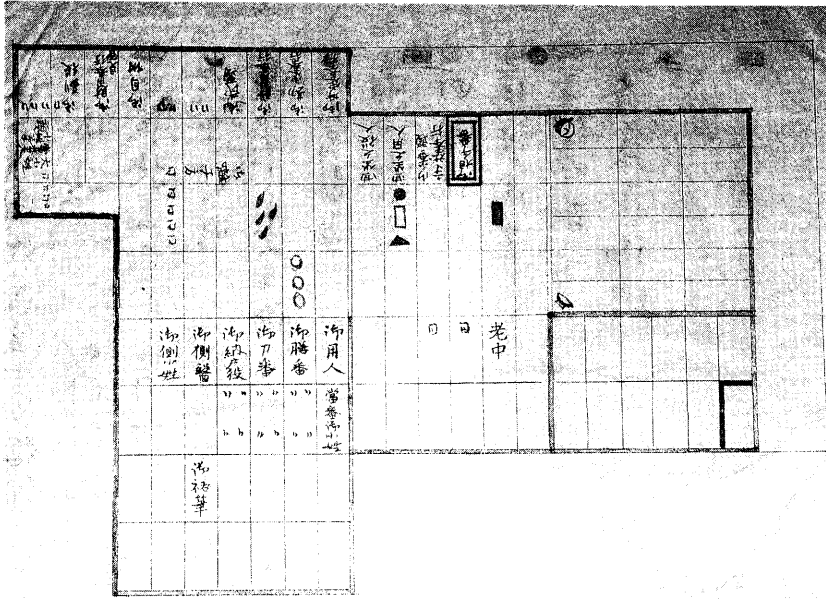
が係わる諸行事の座配や相伴、さらには定期的な御目見を通して藩主や家老と通じ、藩政や軍政を大所から見てもその要諦を学びつつ、将来の家老候補として育成される者のための役職であると同時に、藩主と引渡・廻座との主従関係を確固たるものとして持続して行く為の装置としても機能したと考えるものである。ちなみに、文化十一年時点で和光と共に御相手番を勤めていた六名のうち、石塚主殿と梅津与左衛門、そして須田内記の三名は後に家老に登用される。²⁰

渋江和光は、御相手番を延べ二十三年に渡って務めた。しかしながら、文政四（一八二一）年と文政十一（一八二八）年の二回、職を解かれている。その理由は、いずれも御座奉行の役方問題にかかわるものである。図3は寛政五（一七九三）年の城中御座の間における月見の節の御座配置であるが、ほかの行事についても御相手番の中から御座奉行が任命され詳細な御座配置がなされていた。²¹その空間的基準となつたのが御座の畳の位置と畳縁である。城中座席こそは家格順位そのものであったが、時代とともに、配座も旧来通りには行かない場合が生じたらしい。これが和光が二回とも梅津外記と一緒に処分された直接的な理由ではある。しかし、本当の理由はほかにあったのではないか。二人の罷免問題は、義和なきあとの文政期以降の政局とのかかわりで、考えて見るべき問題であらう。

2 廻文と町触

『波江和光日記』には、手紙や廻文が几帳面に収録されている。内容は、和光自らが出したものと、和光宛のもの、さらには同役（御

図3 寛政5年8月15日御月見座席



註) 城中諸武御座間等各席略図 (A383-30) □印が御相手番席

幕藩制後期秋田藩における一上級武士の動静

相手番) 宛のもの、無役同列(無役の廻座) 宛のものなど実に多様である。形式的には、個人宛の登城を促す様な命令書は殿付の手紙と言われ、宛て先が複数人に及ぶ場合は廻文形式を取るのが普通であった。『同日記』では、町触は内町の場合、一町単位で廻文形式で触れられていることがわかれる。ここでは、そうした情報伝達の実態の一端を見てみよう。

史料3 (殿付手紙と返書)⁽²²⁾

① 波江 堅 治殿 疋田 齋

御用有之候間、明十一日四ツ時登 城可被致候、以上

十二月十日

② 疋田 齋様 波江 堅持

御手紙致拝見候、然は御用之義有之候間、明十一日四ツ時登

城可致旨奉畏候、已上

十二月十日

これは、文政十(一八二七)年、和光が御相手番に再任された時の呼出状であるが、氏名の末尾に殿が付してあるところから殿付手紙と称され、返書は様付で即刻したため使い番に渡すべきものであった。この形式は、藩庁から緊急の登城を命令する場合に用いられ、家老名で出され使い番が宛先へ直接持参した。

史料4 (廻座家督への廻文)⁽²³⁾

以廻文致啓達候、然は拙者義今日不存寄御相手番被仰付、且乘
輿御免被仰付難有仕合奉存候、右為御知如此御坐候、乍御六ヶ
敷御順達被下度候、以上

十二月十一日

渋江堅治

(氏名省略)

追啓、御同姓様方へも御伝可被下候

これは、疋田の手紙で登城し、藩主義厚の御目見を済ました上で家老の疋田より御相手番を仰せ付けられた和光が、そのことを廻座の面々に廻文で挨拶旁知らせたものである。廻文であるから文面にもあるように順達されていたものである。追啓として御同姓云々とあるのは別家や分家にも知らせたいとの依頼である。この件は、久保田在住の佐竹東家を始め上司となる家老、及び同列（御相手番職）や親戚筋には本人が直接あつて挨拶している。このほか、御相手番同士の廻文はしばしばの事で、主として病氣治療暇、妻の産褥暇等による勤番の交代、あるいは藩庁よりの呼び出しによる勤番交代等さまざまである。

次に、藩の町触や幕府の公儀被仰渡にかかわる廻文を見る。

史料5（町触・公儀被仰渡）

従御評定所被仰渡候御書付、於御会所写取忝通相廻候間、御順

達被下度奉存候、以上

覚

六郡村々野火焼・柴笹焼払・鹿子畑切開候義、御停止之義は前
以敵ニ被仰渡候得共、今以不相止不屈之至ニ候、（中略）野火
焼有之候ハハ、他郷地形たりとも早速駆集消留可申候、
右之趣、忝丁並支配有之面々ハ其方へも可被申渡候、以上

覚

此度東海道関宿、奥州氏家・大田原両宿困窮ニ付、人馬賃せん
割増左之通可受取旨申渡ス（後略）

戊十二月

右之趣従 公儀被仰渡候間、此旨被相心得、忝丁並支配有之面々
ハ其方へも可申渡候、以上

文中の末尾にある「忝丁」とは和光の居住する中城をさす。文政
十（一八二八）年の『町触』控と『和光日記』掲載触書と比較した
ところ、ほとんどが合致した。こうして同日記からは、今まで判然
としなかった町触や公儀被仰渡の伝達が、一町毎に廻文によって順
達されていたことがい知ることができると共に組下持の者は、
組下へも下達することが定着していたことが分るのである。

なお、享保年間の内町の個々の町名は表2のとおりで、各町に当
番町役がいて、廻文等の命令伝達事務を担当していたと思われる。

表2 文化13(1816)年の城下町久保田の内町各町

保戸野愛宕町	西根小屋町	手形西新町	築地中町	築地西町
同 諏訪町	同 中町	同 東新町	長野下新町南町	橋山本新丁上町
同 新町	同 下町	同 谷地町	橋山古川新町	同 本新丁下町
同 上中町	穴門	同 御堀端町	同 愛宕下新町	亀町西土手町
同 下中町	上長町	長野町	田町	同 西土手町末町
同 本町	中長町	同 下々新町	長野下御堀端町	同 虎口
同 川端町	下長町	同 新町南横町	亀町御堀端町	同 外張御堀端町
同 後町	土手長町	同 新東町	同 本新町	中亀町御堀端町
中島 本町	同 中町	築地東上町	長野下新町末南町	同 上町
同 中町	同 中横町	同 窪町	橋山虎口新町	同 末町
御鷹匠町	同 下町	同 四ツ辻町	同 外張新町	同 南土手町
御台所町	中城	同 下東町	同 本町下町	同 東土手町
土手谷地町	手形山ノ手	同 南横町	同 中町	
中谷地町	同 御休下町	同 北町	同 本横町	
東根小屋町	同 本新町	同 上東町	同 上本町	

註 「久保田分限帳」(25-106)より作成

三 『波江和光日記』から見た和光の武と文

1 武芸

ここでは、同日記に散見される武芸や教養関係の記録を読みながら、和光の武と文を垣間見、それを通して幕藩制後期の秋田藩の上級武士の武士としてのたしなみと教養について述べてみたい。検討にあたっては同日記の中から、和光の二〇歳代の日録を成す文化十一年のものと、三〇歳代後半の日録である文政十年のものを主な対象として扱うことにする。二つの年代を意識して検討するのは、その間の変化の有無についても知りたいと考えたからである。²⁵⁾

まず最初に武芸のほうから見ることにしよう。二〇歳代の和光の武芸にかかわる記事では、武術鍛錬が中心となっている。その中で目をひくのが馬術と鉄砲である。まず日常の鍛錬として行われていたのは、責馬である。廻座二千九〇〇石となれば、戦陣では当然軍将を務めるわけであるから、乗馬は欠かせない。責馬は字面では馬を責め鍛えることであるが、平時にあつては何よりも騎士自身を鍛えることが肝要である。和光は、その為に自宅の内馬場でさまざまな癖馬を乗りこなすことを心掛け、悍馬に手こずることも稀ではなかった。責馬は向かいの梅津小太郎屋敷でも行われ、それぞれ訪問し会って責馬に興ずることも時折あつたことも記録されている。藩としての正式な乗馬訓練は要馬会である。これは藩の厩で用場として飼育している馬の試乗と鍛練であるが、城中二の丸馬場と上野馬

場・中島馬場を会場としたが、担当役人のほかの参会者はあまり多くはなかったようである。文化十一年八月二十日の条では、要馬会についての記述のなかで、参会者が同列と平士という言葉で分けられており、同列すなわち廻座と平士の家格の差が日常生活の中に定着していることがうかがい知れる。馬術の次に記載回数が多いのが射撃訓練で、武器は鉄砲である。場所は渋江家の濁川下屋敷星場と矢橋大筒星場であった。濁川下屋敷星場へは梅津小太郎も訪れており、ここでもまた、梅津氏との親密の深さがうかがえる。そのほかのものとしては、和光宅での小姓相手の弓百射会や鎧会が散見され、夏場には具足の虫干も行われている。これらの武芸の中で、和光が比較的得意としたのは乗馬であったようである。

さて、三〇歳代に入ってから和光の武芸はどうか。内馬場での責馬等は相変わらずであるが、新しく騎射馬会が登場する。これは実際に馬上から弓を射る正馬会と、馬を擬した木馬から射る木馬会とがあったが、木馬会はいかにも泰平の世を連想させる。日本近海におけるヨーロッパ諸列強の動きに連動してか、さすがに鉄砲の訓練は回数が増え、川口・濁川の両下屋敷は私的な鍛練場として、同列及びその家臣の鍛練は矢橋・楡山の大小の星場においておこなわれ、和光も積極的に参加している。

以上、種々の武術の鍛練を見て来たわけであるが、これは、重役以外は主として番方の勤務を主務とし、無役の者もいる廻座のたしなみとして、随時行われていたものであった。

2 教養等

ここでは、前項と同じ方法で和光の学問・教養に関連する記述について紹介し、その傾向等について若干の検討を加えてみたい。

まず二〇歳代であるが、一番目立つ記述事項は、定期的に行われている講読会や学習会である。和光邸で行われる通鑑会と、中山政吉宅で行われ和光も必ず参加している近思録会がこれである。まず通鑑会は文化十一年で月二〜三回開かれており、主な参会者は和光、それに鈴木正左衛門・勝村勘左衛門・角田宇一等の渋江家臣が常連で、同姓の渋江左膳が客分として時折姿を見せるものである。おそらく講師役は和光自身が努めたものとおもわれ、その目的は、渋江家臣団の教養を高め、佐竹家陪臣ながらも幕藩制社会の支配層の一員として矜持を持たせるところにあったと言えよう。

他方、近思録会は、中山政吉宅を会場として行われたものである。中山政吉は、中山文右衛門すなわち藩校明德館の前身である明道館初代祭主中山菁我に連なるものであり、菁我を学問の師と仰ぐ和光の肝入りで行われているもので、封建教学の朱子学の基礎を学ぶ会であった。参会者は通鑑会とはほぼ同じメンバーで月一〜二回行われ、客分としてはやはり渋江左膳、時には宇都宮四郎も聴講することがあった。このほか、春から秋にかけては詩会が開かれたが、これは座興的な意味合いもあって、時には懇話会になった。

三〇歳代に入ると、今述べた二つの講読会に変わって綱鑑補会が月四〜五回のペースで開かれている。メンバーは荒川才吉・渋江東

表3 渋江氏の蔵書状況

書名	冊数	書名	冊数	書名	冊数
十三経註疏	160	小学集成	5	和漢算法大成	7
淵源類函	200	近思録示蒙	4	大和本草	10
四書大全	44	管子全書	13	本草綱目	39
四書蒙引	20	荀子全書	10	倭漢三才図絵	79
四書集註	2	註解楚辭全集	7	香道秘伝	2
四書大宗集註	6	楚辭義註	8	香道奥之栞	2
四書古義	10	唐本類聚考	3	農業全書	11
唐書四書大全	22	論語序説抄	3	徂徠集	20
唐本四書集註	15	大学啓蒙集	7	翁問答	3
五經大全	60	六論衍義	1	靖献遺言	3
五經集註	115	六論衍義大意	1	靖献遺言講義	1
五經白文	6	陶淵明全集	3	大和小学	9
易経蒙引	24	李太白詩集	10	軍法極秘伝書	7
唐本通鑑綱目	121	杜詩集註	24	武家諸法度	1
通鑑綱目 上下	101	唐詩訓解	4	庭訓往来	1
性理大全	102	大学講義	9	武家殿制録	6
朱子語類	60	中庸講義	3	柳營秘鑑	11
唐本朱子文集	60	論語講義	17	善隣国宝記	3
事書類聚	100	孟子講義	6	本朝文粹	15
儀礼経伝通解	17	小学講義	4	歴史綱鑑補	24
儀礼経伝痛解 統	20	近思録講義	10	職原抄	2
大学或問	2	家礼講義	3	歴代官制沿革図補	2
中庸或問	5	楚辭講義	3	度量衡考	1
論語或問	6	書経講義	3	知恵海	1
論語義疏	10	春秋左氏伝講義	9	万世秘事枕	3
孟子通鑑綱目	2	礼記講義	1	江戸図鑑綱目	1
文体明弁	41	論語	15	江戸巡	1
五倫書	7	孟子	12	日光名跡志	1
春秋大全	28	近思録	9	名医方考	7
詩経説約	11	史記評林	25	古今名医類案	12
詩経古註	5	易学啓蒙	2	眼目明鑑	5
礼記古註	10	文論	1	小児医療手引草	3
尚書古註	6	詩論	1	鍼灸重宝記	2
杜註左伝	15	日本王代一覽	7	新刀弁疑	9
小学	4	日本人物史	7	耕作起之事	1
小学大全	11	貞観政要	17	量地指南	8
小学句読	4	本朝改元考	1	検地斗代割合	1

註 1 「渋江氏蔵書目録」(AH029-7)により作成。

2 これが「同目録」に収録されている蔵書のすべてではなく、ここでは紙数の関係で主要な蔵書を抜粋するにとどめている。

一郎等渋江家に連なる一族を客分として、石井忠四郎・熊谷元吉・斎藤四方助等の渋江家家臣が常連となっている。

そして二〇歳代から連綿と引き続いてるのが、角間川の儒者落合文六すなわち落合東堤による儒学講釈の受講である。これは文化十三（一八一六）年四月から梅津小太郎屋敷で始められたもので、和光も小太郎の同意を得て受講することになったものである。この講釈会は、東堤の滞在期間も含めれば二十日にも及ぶものであるが、実に息長く続けられている。落合東堤といえは、天明五（一七八五）年、すなわち佐竹義和が幼君ながらも九代藩主を襲封した年に、上書を提出した儒者で、産物取立抑制論を展開した人物である。⁽²⁷⁾文化・文政期の秋田藩といえは、義和の代に始まった殖産政策が漸く軌道に乗り始めた時期である。このような時期に、秋田藩の廻座の代表格であり、しかも城中の南城町に屋敷を配されている梅津家において、かかる来歴を持つ者の講釈会を定着させ、これに渋江家も同調しているわけである。藩校明德館では、このころ実学としての折衷学も重視されつつあった。そうした中で、廻座の筆頭格である梅津・渋江両家の右の動きについて、藩当局としては、内心穏やかならざるところがあったのではなからうか。

ところで、当館には、その時の講義録と思われるものが残されているので紹介してみよう。⁽²⁸⁾『東堤先生孟子講義』、『東堤先生中庸講義』、『論語講義』、『近思録講義』、『小学講義』、『詩教講義』、『書経講義』がこれで、安政七（一八六〇）年に信田節齋が

写したものである。このほか、文化年間のものである『東堤先生隨筆』も収蔵している。当館ではまた、渋江家蔵書目録（写）も収蔵している。⁽²⁹⁾蔵書目録には四六五件、三二五四冊が収録されているが、渋江家の学問を知るうえで貴重な史料であり、中には前述の講義録と考えられるものもふくまれている。『孟子講義』、『小学講義』、『論語講義』、『近思録講義』がそれである。この蔵書目録を見ると、さすが渋江家の蔵書であると思うとともに、同家がいかに儒学を大切に考えていたかが一目瞭然である。この目録は、少なくとも文化・文政期以降のものであることは間違いのないと思われるので、その一部を、表3で紹介しておきたい。ただ気になるのは、この表のみならず目録そのものに、日本の著作物があまりにも少ないことと、洋学関係書が皆無であることである。この目録が写本であることから、はたして渋江家蔵書の全貌を示しているのかどうかも含めて、今後も史料を探索する必要があるであろう。

結びにかえて

以上、『渋江和光日記』をとおして、幕藩制後期の秋田藩の上級武士の動静を、廻座では梅津家とともに父祖が秋田藩の確立期の功績大であった渋江和光の動きを見ながら述べてきたが、肝心の『和光日記』の紹介が少なかつたと反省している。この日記を社会史の立場でみれば、興味ある事実がまだまだ発見できると思われるので

そうした活用は大歓迎である。

最後に、和光の民衆観と時代観について少し触れ、結びにかえたいと思う。基本的に和光は儒教的仁政主義者である。それは和光の学問や行動によく現れているといつてよい。それは彼の民衆観にもあらわれる。たとえば天保四（一八三三）年の土崎湊の騒擾についての和光の見方がそうである。これを「つまらぬ事なり」と事もなげに断ずる感覚は如何かと思われるが、「右等之事も皆郡方甚不宜候ため也」と為政者としての郡方の方を批判するのである⁽³⁾。そして翌年の北浦一揆に際しても「騒立と申候而も申サハ取扱之者不宜よりにて之事に候」として藩の実務担当者の責任を問い、藩主義厚の巡回については「却而不宜、余り軽々敷事に相当り申候」と反対⁽⁴⁾ある。和光の考えでは、仁君たるもの、部下の失政のつけを軽々しく肩代わりするものではないということになるのである。決して民衆は責めない。このような考え方は、民衆は無育するものであるとする九代藩主義和にも通ずるところがある。幕府の寛政改革をおこなった松平定信との関係が極めてよかつた義和ではあつたが⁽⁵⁾、定信のように朱子学以外のご法度というような一徹な人物ではなく、現実を見極めた確な改革をおこなつた藩主であつた。目指す君主像はやはり仁君であつたと思われる。

二人が若い時分、すなわち義和の時代では、儒教的仁政の実践とのかかわりで、有るべき家臣のモデルともいふべき憲忠・政景に連なる梅津小太郎、同じく内膳政光に連なる渋江堅治、この両者に對

する期待は大なるものがあつたと思われる。

しかし、三十代に入り、その言動にも重みをましてきた文政年間になつてからの、両者の時代の変化を見極める目とそれらへの対応が、幼君義厚のもとで推進される新進官僚による藩政の展開の仕方と、同じ方向をむいていたのかどうか。『和光日記』からはこうした中で重役たちの動きも一様ではなくなっている様子が見える。二度に渡る御相手番の罷免の意味をも含めて、変革期における上級武士の動向については、引き続き刊行されて行く『渋江和光日記』を読み込みながら、更なる検討を加えていきたいと考えるものである。大方の寛恕あるご叱正をいただければ幸いである。

註

- (1) ① 東京大学史料編纂所編『大日本古記録』梅津政景日記一〜九（昭和二十八年〜四十一年）（原本 慶長十七年〜寛永十年 二冊 請求記号A三二二一三〇）
② 新秋田叢書編集委員会編『第二期『新秋田叢書』四〜七（昭和四十八年〜四十九年）（原本 宝暦七年〜安永四年 一八冊 同A三二二二二）
- (2) ① 『岡本元朝日記』（元禄八年〜正徳二年 六四冊 同七三三八〇）
② 『渋江和光日記』（文化十一年〜天保十年 九八冊 同A二八一—三一九）
- (3) ③ 『宇都宮孟綱日記』（天保十二年〜安政四 同AS三二二四四）
『渋江和光日記』小考（秋田県公文書館『研究紀要』第五号所収）
- (4) 『国典類抄』前編軍部十一「大坂御陳」（同AS二〇九—一七一—一一一）

- (5) 『当用式』全 屋敷割御定之事(同A T二〇九一五三)
- (6) 『国典類抄』前編嘉部三十九「引渡回座起之事」(同A S二〇九一七五—三九)
- (7) 『久保田分限帳』写(同二五—一〇六) 石塚源之進
- (8) 『御亀鑑』秋府三二 正月元日の条(同A S二八九—一八一)
- (9) 『国典類抄』前編嘉部三十九「引渡一番座二番座及一同列座附廻座順列」(同A S二〇九—一七五)
- (10) 『秋田藩執政年代調』(同A三一七—二八)
- (11) 『秋田県史』第二卷近世編上一〇六頁
- (12) 『御国目付下向之節指出候御城下絵図』(同県C—一七九)
- (13) 正田定常の動向については、加藤民夫氏が、主著である『明徳館の研究』で詳しく論じている。また前述『秋田藩執政年代調』よれば正田父子の家老職経歴は父定常が在職二〇年、息子の定綱が在職三〇年を数える。
- (14) これについて、渡辺浩一氏は、上級家臣が城に近い場所に位置するのは、藩主謁見の際の城中座席と照応するのではないかとし、城中の「儀礼空間を都市空間に反映させたもの」で「近世の社会秩序を表現している」ということができるだろう」と論じている(「近世久保田の都市景観」『あきた史記』所収)。一般論としてはうなずけない訳ではないが、廻座の高禄者が上下両中城に、一門や引渡が三ノ曲に配されていることから、秋田藩の儀礼空間すなわち座格の位置づけと、城下町の軍事的・政治的機能との相関性についての論及も加えて判断してほしいところである。
- (15) 刊本『渋江和光日記』第一巻巻頭概説
- (16) 『国典類抄』後編嘉部四八「御相手番」(同A S二〇九—一七六—四八)
- (17) 『渋江和光日記』一〜四(同A二八九—三一九—一〜四)
- (18) 『国典類抄』後編嘉部四八「御相手番」(同A S二〇九—一七六—四八)
- (19) 秋田県『秋田縣史』第二冊 四〇—一頁
- (20) 『秋田藩執政年代調』(同A三一七—二八)
- (21) 『城中諸式御座間等各席略図』(同A三八三—三〇〇)
- (22) 『渋江和光日記』五二卷(同A二八九—三一九—一五二)
- (23) 同 右 五二卷(同)
- (24) 同 右 四二卷(同A二八九—三一九—四二)
- (25) ①同 右 一卷・二卷・三卷(同A二八九—三一九—一・二・三)
②同 右 五〇卷・五一卷・五二卷(同A二八九—三一九—五〇・五一・五二)
- (26) 同 右 二卷 文化十一年五月二十六日の条
(同A二八九—三一九—二)
- (27) 渡部紘一「秋田藩における国産奨励政策の展開」(『秋大史学』三五号所収)
- (28) ①『東堤先生孟子講義』(同七—二七六)
②『東堤先生中庸講義』(同七—二七五)
③『論語講義』(同七—二七四)
④『近思錄講義』(同七—二七七)
⑤『小学講義』(同七—二六八)
⑥『詩経講義』(同七—二六九)
⑦『書経講義』(同七—二七〇)
⑧『東堤先生随筆』(同七—二七三)
- (29) 『渋江氏蔵書目録』(同A H〇二九—一七)
- (30) 『渋江和光日記』七三卷 八月一八日の条(同A二八九—三一九—七三)
- (31) 『渋江和光日記』七五卷 二月二七日の条(同A二八九—三一九—七五)
- (32) 義和の遺書『如不及斎別号録』に際して定信は序文を寄せ「毎に予と言論反復を共にせるは、道を修め、義を明らかにし、民を撫し俗を善くするの事にあらざるはなし」と記しているという。(刊本『国典類抄』第一巻解題)

秋田県公文書館における地域史料の調査と収集

佐藤 隆

はじめに

一 秋田県史の編纂と地域史料の調査と収集

- 1 秋田県史の編纂と史料調査
- 2 秋田県歴史資料目録の刊行

二 秋田県公文書館における地域史料の調査と収集

- 1 史料所在調査について
- 2 史料の収集について

三 秋田県内の市町村の状況

- 1 県内市町村史等の刊行状況
- 2 公文書館と市町村の史料保存担当者との連携
おわりに

はじめに

都道府県立文書館における史料の収集の方法は、大きく分けて二つある。一つは親機関である県庁からの公文書の引継、もう一つは

史料原蔵者である個人からの寄贈・寄託などである。当館では、引継公文書の所管は公文書課であり、寄贈・寄託の個人文書の所管は古文書課となっている。寄贈・寄託のほか、購入やマイクロ収集、あるいは場合によっては借用という方法もあるが、当館では現在それらの方法はとられていない。

秋田県内では、昭和三〇年代の『秋田県史』の編纂に伴って各地の史料の調査が行われたが、その後断絶し、現在その所蔵が確認できない史料もある。当館では開館以来、各市町村の史料所在の状況を調査しており、平成十一年度で県内市町村の約八割を終了した。また、各市町村の史料保存担当者を集めた協議会を実施し、第四回を数えた。

史料の現地保存主義との兼ね合いをどうするか、集めた史料の所在状況をどう市町村にフィードバックするかなど、様々な課題はあるが、地域文書館の持つ大きな役割の一つである地域史料の調査・収集に関する秋田県公文書館の取り組みを報告し、今後の課題をさぐりたい。

資料1 『秋田県史』編纂に関わる保存簿冊（公文書書庫収蔵、未公開）

①文書統計課事務簿＝県史編纂関係綴（昭和31～38）	24冊
②歴史資料収集協議会関係綴（昭和36～38）	3冊
①+②県史編纂・歴史資料協議会関係綴（昭和39～46）	7冊
③県史原稿（筆者自筆原稿） 簿冊形態	72冊、封筒入り
④目録・翻刻原稿類	目録 6冊、翻刻 27冊
目録	<ul style="list-style-type: none"> ・武家史料目録（湯沢・横手） ・北秋田郡・山本郡内所在史料目録 ・雄勝郡内所在史料目録 ・秋田・南秋田郡内所在史料目録 ・由利郡内所在史料目録 ・仙北郡内所在史料目録
翻刻	<ul style="list-style-type: none"> ・下川沿佐藤文書 ・清水寺田文書 ・入江氏文書 ・横手古澤文書 ・今戸遠藤文書 ・内黒瀬鎌田文書 ・久保田鍛冶町記録 ・桧岡氏系譜 全 ・児玉辰右衛門日記別冊綴 ・能代市高橋日記抜抄 ・亀田小川文書 ・飯澤鈴木文書（一）（二） ・滑川文書 ・湯沢佐貫文書 ・糸井氏文書 ・瀧俣吉尾文書 ・久保田米澤町記録（一） ・富樫氏系譜 ・大友文書抄 ・阿仁片岡文書 ・小笠原文書 ・増田安倍文書 ・秋田家文書 ・上看町山田文書 ・醍醐村肝煎日記 ・蓮沼舍翁 年中運氣考抄

一 秋田県史の編纂と地域史料の調査と収集

1 秋田県史の編纂と史料調査

『秋田県史』は、旧版が大正四〇七年にかけて七巻（藩治部三巻、県治部四巻）が発刊され、戦後新版が昭和三十六～四十一年にかけて一六巻（通史編七巻、資料編六巻、考古編、民俗・工芸編、文芸・教学編）が刊行された。すでに新版刊行後四〇年近くを経過しているが、新しい県史の編纂計画はない。

戦後の県史編纂に関わる資料はほとんど残されておらず、その詳細を知ることはできない。当館に残された事務関係簿冊（資料1①）から類推すると、県史の編纂に伴う史料調査は次のようであった。秋田県内の史料調査が本格化したのは、県史編纂に伴って昭和三十三年から在方資料調査が行われたことに始まる。県史の在方資料調査では、県内に九人おかれた参与を中心とした活動であったらしく、資料を借用し必要なものは筆写した上で返却しており、その際の公借証や返却の催促状などのやり取りが記録として残っている。なお、この調査で筆写されたものは、県史執筆者の段階でとどめられていたと思われる、その筆写資料の一部と思われるもののみが当館に残されているに過ぎない（資料1④）。

この調査は、県史の刊行が始まった昭和三十六年には、歴史資料収集協議会（会長は副知事）に発展し、各地域に調査員を任命し、

その調査員の報告に基づいて目録を作成するという形を取るようになった。調査の方針としては、「委託を第一に考え、これと写真を併用し、購入は避ける」というものであり、収集場所として県立図書館内に資料部をおくこととした。この段階で文書館をつくる提言もなされ、既につくられていた山口県文書館の視察なども行われたようであるが実現せず、さらに図書館内に資料部もおかれなかったため、体系的な史料の収集は行われず、その成果も残されなかった。このような形で、昭和三〇年代後半から各地域の資料調査がはじまった。調査に伴い県立図書館に六件の史料群の寄贈・寄託（現在は全て当館に移管）が行われ、一方で市町村史の編纂は最初のピークを迎えることになる。資料調査の内容は、「秋田県歴史資料目録」が昭和三十九年から年一冊のペースで刊行されていった。

2 秋田県歴史資料目録の刊行

「秋田県歴史資料目録」は、昭和三十九年に第一巻が発刊されて以来、平成五年に当館が開館する前年まで、全二九冊を数える。各集の内容については、資料2を参照してもらいたい。

第七集までは、市町村の調査員の報告に基づく目録と、協議会が直接調査をした資料の目録の二本立てで構成されていた。

その後、昭和四十七年に歴史資料収集協議会が廃止され、第八集からは秋田県立秋田図書館に設置された古文書係を中心に目録が編まれることとなった。

古文書係の設置によって、収集場所としての県立図書館が位置づ

けられたことにより、図書館への文書の寄贈は、昭和四十六年から五十一年の五年間で八件を数えた（この史料群も全て当館に移管されている）。

一方、県立図書館に目録の編集実務が移ると、最初の数年は篤志の調査報告が載せられたが、昭和五十一年の第一二集からは図書館所蔵史料の目録と市町村史編纂室の目録を転載する形になった。その前提としては、昭和五〇年代から市町村史編纂が本格化した事実がある。しかし、自治体史編纂は全県的に一斉に展開した訳ではなく、市町村による格差が大きく、全県的なレベルでの史料調査は、この段階で頓挫したといえる。

平成五年三月の第二九集を最後に歴史資料目録の編纂は終了し、同年十一月の当館開館に伴い、図書館古文書係の職務は当館古文書課に引き継がれることとなった。

秋田県内の史料所在目録としては唯一のものである歴史資料目録は、実質的に調査による目録として機能したのは、昭和五〇年代初めまでであり、その後は各市町村による自治体史編纂による調査という形となり、全県的な情報が集約されることはなかった。

昭和三〇～四〇年代の全国的な都道府県史編纂の動きが、地元史料の収集と保存に大きく影響し、収集の成果をもとに作られた文書館施設も多いが、一方で資料の散逸や現状破壊を促したことも指摘されている。

秋田県においては、県史編纂の動きが県内史料の収集に直接結び

資料2 「秋田県歴史資料目録」(第1～29集)の内容

注) ☆は現在当館所蔵

・第1集(昭和39年1月)秋田県歴史資料収集協議会発行		
内容 市町村調査員報告文書(昭和町役場ほか)		1,795点
☆山崎文庫		673点
矢島文書(藩政時代)		351点
☆県庁文書(藩政時代)		2,161点
・第2集(昭和40年1月)秋田県歴史資料収集協議会発行		
内容 市町村調査員報告資料(増田町役場ほか)		1,681点
☆秋田県庁所蔵資料(明治5～29年)		3,358点
・第3集(昭和42年1月)秋田県歴史資料収集協議会発行		
内容 市町村調査員報告資料(☆吉成文書ほか)		1,031点
協議会直接調査資料		
辻兵吉所蔵資料(秋田市大町)		1,024点
三浦盛典所蔵資料(秋田市金足)		1,517点
その他(上看町文書ほか)		539点
☆秋田県庁所蔵資料(明治30～37年)		920点
・第4集(昭和43年3月)秋田県歴史資料収集協議会発行		
内容 市町村調査員報告資料(東成瀬村資料ほか)		2,230点
協議会調査資料(上法久雄家資料ほか)		2,848点
・第5集(昭和44年3月)秋田県歴史資料協議会発行		
内容 市町村調査員報告資料(天徳寺文書ほか)		2,348点
協議会直接調査資料(☆長岐文書ほか)		1,986点
・第6集(昭和45年3月)秋田県歴史資料収集協議会発行		
内容 市町村調査員報告資料(柳南文庫ほか)		1,761点
協議会直接調査資料(誓願寺文書ほか)		1,765点
・第7集(昭和46年3月)秋田県歴史資料収集協議会発行		
内容 市町村調査員報告資料(六郷町文化財目録ほか)		1,388点
協議会直接調査資料(警察史資料ほか)		1,577点
…………… <発行が協議会から県立図書館になる> ……………		
・第8集(昭和47年3月)秋田県立秋田図書館発行		
内容 篤志の報告による調査報告資料(山本町役場文書ほか)		1,413点
文書係直接調査資料(原武男所蔵文書ほか)		2,279点
・第9集(昭和48年3月)秋田県立秋田図書館発行		
内容 地方所在文書(篤志の報告)(中仙町文書ほか)		600点
図書館保管・所蔵文書(☆湊文書、☆落穂文書ほか)		3,715点
・第10集(昭和49年3月)秋田県立秋田図書館発行		
内容 地方所在文書(大雄村土田家史料目録ほか)		2,738点
図書館保管・所蔵文書(☆雄勝町安東家文書ほか)		1,656点
・第11集(昭和50年3月)秋田県立秋田図書館発行		
内容 県内所在文書(本荘市古文書目録ほか)		880点
図書館所蔵文書(☆山崎文庫目録ほか)		1,240点
…………… <調査員の報告から自治体史編纂室の目録の転載となる> ……………		
・第12集(昭和51年3月)秋田県立秋田図書館発行		
内容 本荘市古文書目録(木村文治郎氏所蔵文書ほか)		1,529点
矢島町古文書目録第二集(矢島町文化財調査会編)		327点

ニツ井町史資料（ニツ井町史編纂委員会編）	274点
秋田市・伊藤清兵衛家文書	109点
金浦町・佐藤与惣右エ門家文書	41点
・第13集（昭和52年3月）秋田県立秋田図書館発行 内容☆元禄家伝文書（系図類をまとめたもの）	2,495点
・第14集（昭和53年3月）秋田県立秋田図書館発行 内容 山本町所蔵古文書目録（山本町史編纂委員会調査）	1,706点
本荘市古文書目録（本荘市史編纂委員会調査）	656点
神岡町・斎藤正一氏所蔵文書	40点
西仙北町・深浦次郎氏所蔵文書	36点
・第15集（昭和54年3月）秋田県立秋田図書館発行 内容☆渡部斧松文書（上）	3,723点
・第16集（昭和55年3月）秋田県立秋田図書館発行 内容☆渡部斧松文書（下）	3,704点
・第17集（昭和56年3月）秋田県立秋田図書館発行 内容 秋田県歴史資料目録収載所蔵者名目録（第1～16集分） 日本武道文庫分類目録、石井文庫図書目録 栗田文庫分類目録、合同文庫図書目録	
・第18集（昭和57年3月）秋田県立秋田図書館発行 内容 千秋文庫史料目録（東京都千代田区九段南） ☆山本郡沼田村文書目録（峰浜村）	847点
工藤文書目録（合川町）	1,241点
・第19集（昭和58年3月）秋田県立秋田図書館発行 内容 鳥海町所在資料一（鳥海町町史編纂委員会編）	2,332点
・第20集（昭和59年3月）秋田県立秋田図書館発行 内容 鳥海町所在資料二（鳥海町町史編纂委員会編）	3,993点
・第21集（昭和60年3月）秋田県立秋田図書館発行 内容 出羽国秋田郡南比内大葛金山荒谷家文書目録（国立史料館蔵） ☆小坂町立総合博物館郷土館所蔵資料目録	653点
☆山本郡塙村文書目録	113点
☆山本郡塙村枝郷横内村白鳥家文書目録	309点
・第22集（昭和61年3月）秋田県立秋田図書館発行 内容 本荘市史編纂室収集資料一～二（鈴木専太郎家文書ほか）	4,973点
・第23集（昭和62年3月）秋田県立秋田図書館発行 内容 本荘市史編纂室収集資料三（加藤剛家文書ほか）	1,994点
・第24集（昭和63年3月）秋田県立秋田図書館発行 内容 本荘市史編纂室収集資料四（鎌田定明家文書ほか）	1,954点
・第25集（平成元年3月）秋田県立秋田図書館発行 内容 本荘市史編纂室収集資料五（田口隆久家文書ほか）	1,791点
・第26集（平成2年3月）秋田県立秋田図書館発行 内容☆佐竹文庫目録四（角館佐竹家旧蔵文書追加分） 青柳清家文書（角館町下延）	531点
・第27集（平成3年3月）秋田県立秋田図書館発行 内容 本荘市史編纂室収集資料六 斎藤昭一郎家文書（由利郡仁賀保町）	2,491点
・第28集（平成4年3月）秋田県立秋田図書館発行 内容 本荘市史編纂室収集資料七～八（池田祐次家文書ほか）	1,459点
・第29集（平成5年3月）秋田県立秋田図書館発行 内容 本荘市史編纂室収集資料八（大竹部落文書ほか）	1,256点

つかなかったし、文書館施設の建設にも直結しなかった。史料の所在情報は目録として蓄積されたが、それも一時期および一部地域にとどまったというのが現状である。

しかし、現在残されたものとして史料所在状況をまとめたものは秋田県歴史資料目録しがなく、すべての史料所在調査はこの目録が前提とならざるを得ないのである。

二 秋田県公文書館における地域史料の調査と収集

1 史料所在調査について

前節で見たように、歴史資料目録は昭和五十一年以降大きく変容し、図書館所蔵資料と自治体史編纂室の目録の転載という形になっていったため、各市町村の状況を中央センターとして把握するという点に欠けていた。

およそ二〇年後、秋田県公文書館の開館によって、図書館古文書係の仕事が当館に引き継がれたが、県内の史料所在の情報は既に古びていた状況であった。

そのため当館では、県内における史料所在を確認する作業から開始することとし、「史料所在調査収集要領(資料3)」が定められた。

この要領に基づき、平成五年度から調査が始められた。一年間で一〇市町村を目処に行い、平成十一年度までで県内六九市町村のうち五四市町村を終え、残り一五町村となっている(調査内容につい

ては文末の参考1を参照)。

調査の具体的やり方は、まず市町村教委に連絡し、市町村内の古文書の所在状況を確認し、市町村で掌握している個人宅を紹介してもらう。当日は一市町村一日行程で、午前は教委で状況を直接聞いたり、直接保存している史料を確認し、午後は個人宅に伺って所蔵史料を見せてもらう、という形である。文書保存施設(公民館や資料館等)が別にある場合は、そちらを見せてもらう場合もあり、個人宅を教委で全く把握していない場合もあるため、その都度やり方は変わるが、原則的には前述の通りである。調査後、その内容は史料所在調査票(資料4)にまとめる。

したがって、調査とはいっても実際に史料を全て一点一点調査する訳ではなく、教委であれ個人宅であれその概要を知ることが第一の目的になる。さらに保存についての問い合わせがあれば、わかる範囲で回答し、保存環境の向上に関して助言する。当館で使用している中性紙封筒を渡して、当館の保存方法を説明しているので、中性紙封筒による整理のやり方はだいぶ浸透してきているようである。

しかし、史料所在調査は古文書課のみが担当して行っており、明治以降の近現代文書や行政文書に関するアプローチが弱いというきらいがあり、往々にして教委や個人宅でも、近世の古文書は大事にするが明治以降の文書は軽視する傾向がある。今後は歴史資料としての観点から、近世期に拘らず、広く史料の保存に関わっていく必要があると思われる。

資料3 史料所在調査収集要領(1993.9.30)

1、所在調査の目的

本県の歴史資料は、本館が所蔵するもののほかに、県内外の諸機関、個人で所蔵されているものが多くある。それらについては、その所在が明らかで目録等も整備されているものもあるが、多くは未整理の状態であったり、所在が明らかでないものも少なくない。本館は既存の史料を保存利用するだけでなく、それら未発見・未整理の史料の発掘・整理を行い、本県の歴史研究の発展に資する責務がある。そのためにこの要領を定め、計画的に県内外の本県関係史料の所在調査を実施する。

2、調査の対象

現秋田県領域の歴史に関係する文書、記録、絵図等の史料のすべてを調査の対象にする。時代も特に限定しない。

3、調査の観点

- ①史料の所在(所蔵者、住所)
- ②史料の原所蔵者及び原所蔵地の確認、現所蔵者への伝来の経緯
- ③史料の性格(武家文書、肝煎文書、町方文書、商人経営史料、企業史料等史料の形態・内容・伝来等に即して概括的に記述する)
- ④史料の保存状況(収蔵場所、収蔵方法、文書の汚損・破損の状況、補修裏打ち等の処理状況)
- ⑤史料保存の将来的展望
- ⑥当該地域・市町村の対応
- ⑦史料の寄贈・寄託の意思

4、所在調査の報告

所在調査帰任後、次の項目について報告書を提出するものとする。その報告にもとづき、その後の処理について協議するものとする。

- ①調査先(住所、氏名、機関名、責任者名、電話番号)
- ②調査目的(調査に至る契機、斡旋者、事前情報の有無・内容、事前準備)
- ③所蔵史料の保存状況(所蔵場所、保存容器、汚損・破損・虫害・湿害の状況、整理状況)
- ④所蔵史料の概要(史料の伝来の経緯、史料の性格、形態、数量等)
- ⑤所蔵史料の利用状況(過去・現在の利用の経歴)
- ⑥今後の保存管理の見通し

5、史料の収集

①現地保存の原則

史料の保存は、その史料の原所蔵者、原所蔵地に保存されるのが史料価値の観点から最もふさわしい。しかし原所蔵者、現所蔵者の史料に対する関心、収蔵施設等の問題から現所蔵者による保存が無理な場合は、次善の策として居住市町村の公的機関に保存管理をゆだねることが望ましい。さらにその市町村での収蔵施設、史料整理能力等に難点がある場合には、本館での収集保存を考える。

②原史料の収集

本館で原史料を収集する場合は、その史料が廃棄・損亡の危機にあり、現所蔵者に寄贈あるいは寄託の意思があること、当該市町村の公的機関での保存が無理であること、史料の性格上県で保有することが適当であること、のいずれかの条件に合致した場合とする。

原史料の寄贈・寄託の場合は、別に定める寄贈・寄託の規定によることとする。

③複製物による収集

原史料を収集しないときは、マイクロフィルムに撮影して複製物として収集することとする。その場合、本館が一時借用して撮影するか、現地で撮影するかは、現所蔵者と協議して実施する。

6、史料の整理

①収集史料の整理

別に定める古文書整理要領による。

②複製物による収集史料の整理

前記古文書整理要領に準じて整理を行い、目録を作成し、その一部を現所蔵者に寄贈することとする。

③収集史料の一般公開

寄贈・寄託史料の場合は寄贈・寄託の際の取り決めに従い、複製史料の場合は原史料の所蔵者の了解のもとに行うこととする。

史料所在調査票

(平成 年 月 日調査)
(担当者:)

①市町村名	[市町村番号]	市・町・村
②調査先	機関名 個人宅 住所 TEL	
③対応・紹介者		
④史料所蔵者 (原所蔵者)	氏名 住所 TEL	
⑤史料の概要		
⑥史料保存状況		
⑦史料利用状況		
⑧保存管理 の見通し		

また、県外の史料所在状況(資料5)についても、同様に開館以来毎年行っている。県外史料の収集については開館前の文書広報課・社会教育課・県立図書館の三者協議で「過去に県外へ流出した重要史料はできるだけマイクロ収集に努める」としており、そろそろ調査から収集の段階へと入りつつあるといえる(これまでマイクロ収集の予算がなかったが、平成十二年度予算見積ではじめて県外史料収集費を請求した)。

なお、史料調査については、国立史料館の安藤正人氏を中心とする「記録史料学的整理論」¹⁾と、房総史料調査会の吉田伸之氏を中心とする「現状記録論」²⁾の二つの考え方がある。安藤氏は史料の『原状』に基づいた史料群の構造分析をその最終目的とし段階的整理を提唱しており、吉田氏は安藤氏の方法を文書館学的として、あくまでもフィールドワークによる史料の『現状』を重んじるべきとしている。いずれの立場でも、形態による荒仕分けを行ってきた従来の史料整理論³⁾に対する批判から生まれたものであり、最近の史料整理論の中核を担っており、それらに基づいた実践報告も数多く出されるようになってきた。

安藤氏のいう段階的整理の四段階(①概要調査、②内容調査、③構造分析、④多角的検索)と、吉田氏の野外調査の三段階(①所在調査、②現状調査、③内容調査)で見ると、当館の所在調査は、吉田氏の①所在調査、安藤氏の①概要調査の予備調査に該当するものであり、史料整理のほんの端緒に過ぎない。中心となるべき、そ

資料5 県外史料調査の状況

平成6年度	盛岡市中央公民館（担当：菊池）※複製絵図作成のための基礎調査
平成7年度	千秋文庫・国立史料館（加藤民・菊池） お茶の水図書館（伊藤・越中）※真壁文書の調査 東北大学附属図書館（〃）※秋田家文書の調査① 東大史料編纂所（加藤民・須藤）※秋田藩採集文書等の調査 謙堂文庫（〃）
平成8年度	札幌・上松家文書調査（伊藤・煙山） 東大史料編纂所（伊藤・加藤昌）※秋田藩関係史料の調査①
平成9年度	東大史料編纂所（伊藤・加藤昌）※ 〃 ② 国立史料館（〃）※佐竹南家文書の調査①
平成10年度	国立史料館（渡部・加藤昌）※ 〃 ② 千秋文庫（〃）※佐竹文書（宗家）の調査
平成11年度	国立史料館（佐藤・加藤昌）※佐竹南家文書の調査③ 国立公文書館（〃）※秋田県関係史料の調査 茨城県立歴史館（〃） 〃 栃木県立文書館（〃） 〃 福島県歴史資料館（佐藤・平田） 〃 東北大学附属図書館（〃）※秋田家文書の調査②

資料6 寄贈及び寄託受入れ要綱（1994.1.5）

（趣旨）

第1条 この要綱は、秋田県公文書館管理規則第6条の規定に基づき、古文書の寄贈又は寄託の受入れ等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（申込み）

第2条 古文書の寄贈又は寄託を受けるときには、古文書寄贈（寄託）申込書（様式第1号）によるものとする。

（寄贈古文書の受入れ）

第3条 寄贈された資料を受入れたときは、目録を添付し、寄贈古文書受領書（様式第2号）を交付するとともに、感謝状（様式第3号）及び記念品を贈呈するものとする。

（寄託古文書の受入れ）

第4条 資料寄託契約書（様式第4号）に目録を添付し受託するとともに、感謝状を贈呈するものとする。

（寄託契約の期間）

第5条 寄託契約の期間は、おおむね10年以上とする。

（寄贈及び寄託文書の管理）

第6条 寄贈古文書、寄託古文書の整理、保管及び補修については、既に収集する公文書館の古文書と同等に行うものとする。

2 館長は、寄託古文書の通常の管理に必要な経費を負担するものとする。

（寄託古文書の利用）

第7条 館長は、寄託古文書の複製物作成、出版については、既に収集する公文書館の古文書の例に準じて行うことができるものとする。ただし、館外貸出しについては寄託者の承諾を得たものに限り許可することができるものとする。

2 前項の条件は、寄託者の申出により特約を付与することをさまたげないものとする。

（損害賠償の免除）

第8条 天災地変その他不可抗力により寄託古文書が損害を受けたときは、その損害を賠償しないものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、古文書の寄贈及び寄託に関し必要な事項は、館長が別に定める。

の後の本調査は市町村にお任せの状態である。現在は各市町村の状況を把握しその情報をまとめることが第一義であるが、今後はその上で、さらに市町村を主体とする概要調査（現状調査）と次の内容調査への関わりを深めていかざるを得ないであろう。

二つの整理論は、両氏の言うように対立するものではなく、理想と現実の違い、あるいは、フィールドの足場をどこにおくかといった立脚点の違いであり、実際の調査ではケースに応じていずれが生かされていくことになるのであろうが、重要なのは「原秩序保存の法則」や「現状の保存」とよばれる史料保存へのアプローチである。そこでは原状と現状についての認識の違いはあるものの、それを変えないことは二つの整理論の要諦である。

網野善彦氏の『古文書返却の旅』⁵に見られるような、史料の抜き取りによる史料群の破壊、形態別・主題別・年代別分類による現状破壊をいかにして防いでいくか、それが文書館施設の地元史料への関わりの中で求められているということである。

さしあたっての調査の要点としては、史料群のまとまりを崩さないこと、現状記録をきちんと残す形で調査を行うこと、保存のための助言をすること、その後の対応のために地元教委と連携すること、等をあげることができるであろう。当館の調査では、史料一点一点の撮影はしないが、史料の状況、保存場所、全体のまとまりの様子などを写真撮影して記録として残している。また、目録があれば極力入手し、その時点での史料の全体像を残すようにしている。

さらに当館の史料所在調査の意義としては、公文書館に対する認知が低い現状にあって、公文書館そのものについての啓蒙という意味も大きい。市町村教委の中には公文書館自体を知らないという場合もあり、名前を知っていても仕事の身まで知っている人はわずかである。関係機関でさえそうであり、史料所蔵者である個人はいうまでもない。そのためパンフレットを持参し、当館の説明をすることも調査の大事な一環と考えている。その意味もあって、とりあえず六九市町村を全て一巡するという方針を立てて取り組んでいる。一巡した後が本当の意味での史料所在調査の段階にはいることになるかもしれない。

今後は新しい史料整理論をもう少し意識した調査、例えば、史料の現状の記録を詳細に取る、保管場所と保管状況を記録し史料の保存や補修についての方策を所蔵者ときちんと話し合う、その後の具体的な調査についてより緊密に連絡を取り相談にのる、といった方法をとる必要がある。当然といえば当然のことであるが、それを意識して行うかどうかが実際の調査では史料の現状保存に大きく影響するのであろう。

以上のように、現段階での当館の調査は史料整理という意味では、その始まりに過ぎない。しかし、大藤修氏の言うように「地元史料保存機関や教育委員会、研究者は、当該地域の史料が湮滅・散佚しないよう、常に目配りしておくことが求められ」⁶ており、「史料所蔵者と史料保存・研究に携わる者との人間的信頼関係と協力こそ

が、史料を社会的・文化的遺産として後世に伝えていく上で何よりも大切」なのであり、その意味では当館の現状はまさに人間的信頼関係と協力を築き上げる地道な作業の途中なのだといえるのではなからうか。

2 史料の収集について

史料収集の原則としては、前述の開館前年の三者協議において「原史料については所有者保存又は地元公共的保存機関による保存を原則と」する旨、すなわち『現地保存の原則』が確認されており、当館の「史料所在調査収集要領」にも明記されている。したがって、まず原所蔵者（現所蔵者）の保存を第一とし、次善の策として居住市町村の公的機関の保存、最後に当館での収集という順となる。

国立史料館編『史料の整理と管理』²⁾でも、史料の収集について、「史料を正しく理解するためには、史料の作られた場所で読み研究することがもっとも望ましく、現地保存を原則とすることは当然である」とし、保存機関における史料の受入れについても、「各機関の性格にもとづく収集方針で史料の収集が施行される場合でも、史料の現地保存主義を第一に優先して、かつその文書がもっとも関係のある地域で保存されるという原則は、つねに確認されなくてはならない」としている。

収集の方法は寄贈と寄託である。その具体的な受入れ方は、「古文書の寄贈及び寄託受入れ要綱」（資料6）に定められている。所有権の移動を伴わない寄託は史料の受入れの上では便があるが、利

用における制限や契約終了後の問題等から、当館では寄託をできるだけ避け、はっきりと所有権の移動する寄贈を主にお願している。現地保存の原則、寄託より寄贈を中心に行っている点、さらに最も大きな理由としては館蔵史料整理の進捗状況などから、開館以来の寄贈・寄託件数は六件（資料7）と、他県の機関と比べると非常に少ない数となっている。

寄贈と寄託のどちらに重きを置くかは、館によって考え方に違いがあるようである。例えば栃木県立文書館は大半が寄託史料となっているが、その方が史料を収集しやすく、寄贈にした場合の県有財産としての処理が無く受け入れやすいという面があるということであった。また、茨城県立歴史館では財団のため、財産権の移動が伴う寄贈は受けづらいという面もあるとのことである。

寄託より寄贈の方が数が減るのは確かであり、収集に対して積極的かどうかという館の姿勢が、寄贈と寄託のどちらを重視するかという点に関わっているであろう。当館の場合は、まず所蔵史料の整理が第一にあり、受け入れざるを得ない場合も、公開利用の便宜を優先させ寄贈だけを受け入れるという、ある意味では頑なな立場をとっていることになる。見方によっては、自館の都合のみを考えた立場ということにもなり、開館以来一定の年数が過ぎてからは積極的に収集することによって、地元史料を守ることに貢献するのも公文書館の大きな役割といえよう。その意味では現在、その転換の時期にさしかかりつつあり、積極的な収集に対応できる館内の体制

資料7 開館後の寄贈・寄託史料リスト（6件）

受入年月	史料群名	点数	寄贈・寄託者	整理状況
①H6 2月	児玉辰右衛門文書	40点	八竜町・児玉英三氏	整理済
②〃 6月	吉成文庫	1,821点	角館町・吉成一樹氏	整理済
③H7 9月	鎌田家文書	26点	秋田市・井上隆明氏	整理済
④H8 9月	伊沢慶治氏収集資料	約3,000点	横手市・伊沢美佐子氏	未整理
⑤H11 4月	吉田家文書	約100点	二ツ井町・吉田敏氏	〃
⑥〃 9月	桐沢家文書（※）	4点	秋田市・桐沢京子氏	整理済

※博物館旧蔵史料・桐沢家文書（24点）に追加

資料8 秋田県内の自治体史編纂状況（年代別）

※複数巻の場合は開始年
2つある場合は新版

（数）（年代）（自治体名）

昭和30年代後半	2	S36	秋田県、雄勝町	
40年代前半	4	40	湯沢市	
		42	角館町	
		43	八竜町、象潟町	
後半	3	45	由利町	
		47	仁賀保町	
		49	天王町	
50年代前半	9	50	小坂町、藤里町、五城目町	
		51	雄和町	
		52	二ツ井町、八郎潟町	
		53	大館市	
		54	山本町、矢島町	
後半	10	55	西木村、雄物川町	
		56	若美町、大森町	
		57	本荘市、鹿角市	
		58	中仙町	
		59	大曲市、平鹿町、稲川町	
60年代前半	7	60	河辺町、象潟町	（由利町）
		61	鷹巣町、昭和町、井川町、千畑町	
		62	比内町	
平成ヒト桁前半	12	H1	八森町、東由利町、山内村	
		2	琴丘町、金浦町、大内町	
		3	六郷町、東成瀬村	
		4	阿仁町、仙南村	
		5	上小阿仁村、皆瀬村	
後半	10	7	能代市、男鹿市、峰浜村、西仙北町	
		8	秋田市、岩城町、十文字町	（象潟町）
		9	田沢湖町、増田町	
		10	西目町	（大曲市）
自治体史なし	13		横手市、森吉町、田代町、合川町、飯田川町、 神岡町、協和町、南外村、仙北町、太田町、大雄村、 羽後町、大潟村	

づくりが必要になってきているといえるかもしれない。

当館の寄贈の具体的な例に挙げると、ある家の場合は、当主の死亡によって未整理のまま残された収集資料が家人では整理が出来ず、地元自治体でも整理が出来ないということで当館に寄贈されたものである。当主の死亡が史料散逸の大きな要因になっているのは、この家にも見られることであるが、このケースはたまたま散逸前に当館に連絡がきた例である。この場合でも、地元自治体に保存してもらえれば改善の策となる。個人から直接当館に連絡が来る場合が多いが、必ず地元教委にも連絡を取ってもらうようにし、地元での保存が困難であることを確認した上で、さらに緊急性がある（すぐどこかが引き受けないと散逸してしまう）場合に受入れをする形を取っている。当館への受入れに至らず、地元教委で対応することになった例もある。

いまひとつの例を挙げると、引越しのため家を取り壊すの際して地元教委に史料引き取りの要請があり、教委から当館に受入れの要請が来たものである。

いずれにしろ、この体制は当館と市町村教委が普段から連絡を取り合える状況を作っておくことが前提となる。さらに、市町村教委が地元の史料所在の状況をつかんでおくことも重要であるが、当館への個人からの直接の要請があることから、史料所蔵者が史料保存機関としての公文書館を認知していることが大きなポイントとなる。寄贈・寄託だけでなく、史料の保存に関する相談でも気軽に問い合わせ

ができるとような体制づくりも必要であろう。所蔵者・地元教委・公文書館の緊密な関係の中でよりよい収集の方策が図られることが理想である。このような取り組みとしては、栃木県立文書館で行っている「古文書保存のための相談週間」などが参考になる。

また、現地保存の原則とはいえ、史料所在調査の状況から見ても、市町村による差はあるものの、総じて市町村単位で地元史料の保存を全面的にカバーするというのは無理があり、今後は当館における史料受入れの柔軟な対応と市町村とのより緊密な連絡関係が求められることになるであろう。

三 秋田県内の市町村の状況

1 県内市町村史等の刊行状況

秋田県内の市町村史の刊行は、昭和三十六年からの『秋田県史』刊行をうけて、昭和四十年の湯沢市史の編纂から本格化する（資料8参照、また最後に参考2として各市町村史の刊行状況の全体のリストをのせた）。以後西暦の十年ごとの区切りで見ると、一九六〇年代が六市町村、七〇年代が一二市町村、八〇年代が一七市町村、九〇年代が二二市町村と、確実に増加している。

また、市史編纂を中心してみると、三つのピークがあることがわかる。一つ目のピークは前述した県史編纂を契機にしたもので、二つ目のピークは昭和五十五年の角川書店と平凡社の地名辞典の編

纂に伴うもので、五十七年に刊行が始まった本荘市史、鹿角市史は現在まで刊行が続いている。三つ目のピークは特に契機となる出来事はないが、平成七年からの能代市史、翌八年からの秋田市史の刊行を中心とした動きである。

市史編纂事業は周辺の町村の自治体史に大きな影響を与えている。例えば本荘市史編纂に伴って行われた由利郡全域の史料調査によって、周辺町村の自治体史の編纂が進み、西目町史の編纂を最後に由利郡は全て自治体史編纂を終了する予定になっている。今後は能代市周辺、秋田市周辺町村に市史編纂が影響を与えていくであろうと予想される。

埼玉協編の『諸家文書の収集と整理』によると、自治体史編纂に関わる問題点として、昭和四〇年代後半以降の自治体史編纂の動きが逆に諸家文書の散逸につながった例を挙げており、秋田県でも事情は同じであったと思われる。

同書では、その問題の克服のため、「諸家文書の管理については、文書館が主体となりつつも、所蔵者の意向をくみながら、史料のおかれている地域全体のなかで考えていく必要がある」として、地域文書館がセンターとしての役割を果たすために第一に「地域内に所在する諸家文書を調査し、常にその保存・管理状況を把握する」ことが必要であるとしている。具体的には、教育委員会文化財保護サイドとの連携による所在確認調査をあげており、当館の史料所在調査がそれにあたるといえる。

埼玉協のいう「地域文書館がセンターとなって地域全体で保存していくという考え方」は、当館にとっても地域史料保存の大原則といえよう。地域の実情によって、その原則をどう具体化していくかが問われているのである。

そして、特に今後は、情報公開・個人情報保護の動きと、急速と予想される市町村合併の動きに伴って、地元史料の散逸は公文書・私文書を問わず進むであろう。その時、公文書館がどのような役割を担っていくか、地元史料の収集保存に直接関わる自治体史編纂事業や市町村の文書担当者とのようにネットワーク化していくかが問われることになるのではなからうか。

2 公文書館と市町村の史料保存担当者との連携

市町村の史料保存担当者は、文化財全般の担当を始め様々な職務を兼ねており、必ずしも文書資料のみを担当しているわけではない。博物館や図書館の連絡協議会もあり、それらも同時に担当しているが、古文書の保存や調査する職務として専門的な知識が必要だし、周辺地域の相互の連絡も必要となる。それらに対応するため、当館が主催して協議会を実施している。

開館二年目の平成六年に「市町村の歴史的公文書等の保存状況に関する調査」として各市町村にアンケートをお願いし、それを踏まえて翌七年に「市町村史料保存に関する実務担当者会議」を開催した。三五市町村五〇名の参加があり、内容としては伝達講習と全体協議であり、その中で「県内の古文書の中央センターの役割を果た

すべき」という提言があった。

平成九年からは「県内市町村史料保存機関連絡協議会」と名称を変え、将来的には自主運営団体をめざし、内容としては情報提供と情報交換の場として設定し、十一年度で三回目となっている。十一年度はこれまでと趣向を少しかえて、情報提供には当館以外に市町村からの報告を入れ、情報交換では古文書と公文書を分け分科会方式で行った（平成十一年度は三二市町村四三名参加）。

毎回行っている会後のアンケートでは、自主運営団体としての活動は、趣旨としては賛成であるが時期尚早であるという意見が多く、当分当館の運営による協議会を毎年継続していくこととした。

今後の課題としては、市町村の担当者の個々の状況に応じた様々な要請にどう応えていくか、文化財全体の中に文書資料をどのように位置づけ担当として関わっていくか、個人の文書の把握と保存措置をどうするか等、山積の状態である。まずは公的機関の充実、特に人的充実を図っていくことが大きな課題といえよう。

新井浩文氏の報告⁹⁾によると、このような都道府県史料協（史料保存や自治体史編纂を目的とした都道府県や郡単位の協議会）は、現在全国で一三あり、さらに準備中の所もいくつかある。また、古文書や公文書の取扱いに関する技術講習という形で、県内の担当者を集めて指導している文書館も多いようである。

当館の場合は、いずれ都道府県史料協の形に発展していくことをめざしつつ、技術講習的な場、担当者同士の情報交換的な場として

設定していくことになるであろう。

特に今後は、自治体史編纂の面だけでなく、情報公開の点からも市町村においても公文書の引継・公開の面をどうしていくかが問われていくであろうし、都道府県の文書館として、それらに積極的に関わっていく必要がある。その活動の中から市町村文書館の構想が生まれ得ることが望ましい。建物があるかないかではなく、史料保存に対する姿勢そのものが問われているのであり、まずは各市町村との間で史料保存の意識を共有していくことが、その始まりとなるであろう。

おわりに

本稿は、平成十一年十一月に国立史料館主催の史料管理学研修会（短期研修課程）が秋田を会場に開かれて、「地域史料の調査と収集」という講義を持った際にまとめた資料がもととなっている。

史料所在調査はまだ一五町村を残しており、終了まであと二年の予定である。今後は市町村への史料所在情報のフィードバック、市町村の史料保存担当者の自主運営団体の立ち上げ等、残された課題は多い。しかし、地域史料の保存に関する情報センターの役割を担うという当館開館時からの課題は、少しずつではあるが進んでいるといえるのではないかと思われる。

何にも増して『新秋田県史』の編纂が、県内の歴史資料の調査と

収集（原本ではなくマイクロ収集となろう）に決定的な影響力を持つことは論を俟たない。だからといって、いつになるか分からない県史編纂室の立ち上げまで、ただ座しているという訳にはいかない。日々地域史料は散逸・消滅の危機に晒されているからである。

公文書館の機能について、当初の基本構想（昭和五十九年二月の秋田県立図書館・公文書館基本構想策定委員会報告）には「県史・各種制度の変遷史等の編さん」が盛り込まれおり、県史編纂の際には公文書館が中心的な役割を果たすことが期待されていた旨も仄聞するが、県史編纂の見込みもなく、実際には各市町村の自治体史編纂がその役割を担っている現在、各自治体の史料保存に出来るだけ協力していくこと、各自治体の状況を全体的に掌握する情報センターの役割を果たすこと、この二点が当館に課せられた当面の課題といえる。

県内市町村の史料所在調査が終了した後、どのような形で地域史料の保存に関わっていくか、次のステップを考えるべき時期に来ている。

全国的な地域史料の保存と管理の状況から見ると、秋田県として当館の現状はまだまだ途半ばの感が強い。しかし、当館の活動が秋田県内の地域史料の保存に少しでも役立つ方向に進んでいくことを願って、本稿を閉じたい。

註

- (1) 安藤正人『記録史料学と現代』第三章 記録資料調査の理論と方法（吉川弘文館、一九九八）
- (2) 吉田伸之「現状記録論をめぐって」（『近世房総地域史研究』東大出版会、一九九三）
- (3) たとえば児玉幸多編『古文書調査ハンドブック』（吉川弘文館、一九八三）には、次のように記されている。
「多量な史料の時は第一段階として荒仕分けをする」「荒仕分けの最初の作業として、記録帳簿の冊子類と一紙ものの証文・書付類とに形態的に大別する」「分別された史料の各ブロックごとに年代順・作帳者別に順序を揃える」（P.26～27）
- (4) 牛久市史編さん委員会『牛久市小坂・斎藤家文書概要調査報告』（一九九三）など
- (5) 中公新書、一九九九
- (6) 国立史料館編『史料の整理と管理』第1部第六章 史料所在調査法（岩波書店、一九八八）
- (7) 同、第1部第二章 史料の受入れ
- (8) 埼玉県地域史料保存活用連絡協議会『地域文書館の設立の向けて3 諸家文書の収集と整理』（ぎょうせい、一九九二）
- (9) 新井浩文「都道府県史料協の成果と課題」（『埼玉県立文書館紀要』第12号、一九九九）

（古文書課専門員 さとう たかし）

参考1 史料所在調査の内容（平成6～11年度）

〈市町村別〉

秋田県公文書館における地域史料の調査と収集

鹿角市	調査年月日：平成7年6月7日	調査担当：菊池・湊・越中
	鹿角市史編纂室（関係史料の収集・保存状況）	
小坂町	調査年月日：平成8年7月3日	調査担当：桜庭・加藤(昌)・越中
	小坂町立総合博物館郷土館（「小坂町文書」、「精錬所関係文書」、「小坂町埴人文書」）	
比内町	調査年月日：平成6年9月12日	調査担当：菊池・須藤・柴田
	比内町公民館（「赤石謙一氏所蔵文書」、「三政文書」）、小松大太郎氏宅（所蔵文書、未整理）	
大館市	調査年月日：平成6年9月13日	調査担当：菊池・須藤・柴田
	泉隆三氏宅（検地帳、酒造業・運送業関係文書ほか）、高橋領一氏宅（調査取り止め）	
	調査年月日：平成7年9月25日	調査担当：伊藤
	吉成尚親氏宅（「茂木文書」＝秋田藩家蔵文書原本、「秋田史館青印状」）	
	調査年月日：平成7年9月26日	調査担当：伊藤
田代町	調査年月日：平成8年7月4日	調査担当：桜庭・加藤(昌)・越中
	大館市立中央図書館（真崎文庫、菅江真澄関係文書）、桜庭貞夫氏宅（享保の絵図、検地帳ほか）	
	調査年月日：平成9年10月7日	調査担当：桜庭・煙山・柴田
鷹巣町	調査年月日：平成9年10月6日	調査担当：桜庭・煙山・柴田
	鷹巣町教育委員会（「内館文庫」ほか）、鷹巣町立図書館（鷹巣地方史研究、坊澤村郷土史ほか） たかのす風土館（鷹巣村田畑謄文、長岐文書ほか）、長谷川啓司氏宅（「天保凶飢見聞実録」）	
森吉町	調査年月日：平成8年12月3日	調査担当：桜庭・煙山・柴田
	森吉町立図書館（「工藤家文書」、「石崎家文書」、「金家文書」）	
阿仁町	調査年月日：平成8年12月4日	調査担当：桜庭・煙山・柴田
	阿仁町郷土文化保存伝承館（「片岡家文書」、「今林家文書」、「武田家文書」）	
藤里町	調査年月日：平成10年10月21日	調査担当：渡部・煙山・柴田
	藤里町教育委員会（藤里町立歴史民俗資料館保管史料） 村岡己美子氏宅（藤琴村肝煎文書）、佐々木美穂氏宅（粕毛村肝煎文書）	
二ツ井町	調査年月日：平成10年10月22日	調査担当：渡部・煙山・柴田
	二ツ井町教育委員会・二ツ井町史編纂室（菊池・秋林・田口文書コピー、秋林は当館所蔵以外）	
	調査年月日：平成11年4月14日	調査担当：佐藤・加藤(昌)
合川町	調査年月日：平成11年10月12日	調査担当：加藤(昌)・平田・中田
	合川町公民館（工藤家文書、斎藤家文書、疋田家史料）、金田京子氏宅（「根田薬」関係中心）	
上小阿仁村	調査年月日：平成11年10月13日	調査担当：加藤(昌)・平田・中田
	上小阿仁村教育委員会（書庫は生涯学習センター）（村役場所蔵史料、個人文書コピーほか）	
八森町	調査年月日：平成9年9月5日	調査担当：煙山・加藤(昌)・中田
	八森町教育委員会（「八森町史」編纂後の状況）、文化交流センター（漁業・鉱山関係史料ほか） 工場正光氏宅（北前船の船頭、岩館郵便局長の関係史料）	
峰浜村	調査年月日：平成9年9月4日	調査担当：煙山・加藤(昌)・中田
	峰浜村教育委員会（「峰浜村誌」編纂後の史料整理状況）、小林実氏宅（「沼田村文書」）	
能代市	調査年月日：平成8年10月3日	調査担当：伊藤・桜庭・加藤(昌)
	能代市史編纂室（「根本弦家」・「多賀谷家」・「落合二郎家」所蔵史料、嘉藤田時枝家文書）	
山本町	調査年月日：平成8年10月4日	調査担当：伊藤・桜庭・加藤(昌)
	山本町中央公民館（「金岡文書」）、河村作右衛門氏所蔵文書（志戸橋村肝煎、黒印御定書ほか）	
八竜町	調査年月日：平成11年9月7日	調査担当：佐藤・平田
	八竜町教育委員会（町内の史料所蔵状況）、清水与十郎氏宅（浜田村肝煎・村長文書、約350点）	
琴丘町	調査年月日：平成10年10月7日	調査担当：渡部・煙山
	琴丘町教育委員会（鹿渡村絵図、町役場所蔵史料）、児玉利光氏宅（鹿渡村・新屋敷村肝煎文書）	
男鹿市	調査年月日：平成7年10月26日	調査担当：須藤・越中・幸野
	柏木繁氏宅（「飯ノ盛文書」・「飯ノ盛村肝煎」）、大友貞夫氏宅（加茂地区の漁業関係史料）	
若美町	調査年月日：平成7年10月27日	調査担当：須藤・越中・幸野
	若美町ふるさと資料館（「角間崎部落会文書」）	
	大淵昌家氏宅（「大淵昌家文書」、七ヶ寄郷の親郷肝煎文書）	
五城目町	調査年月日：平成10年9月18日	調査担当：佐藤・加藤(昌)
	五城目町中央公民館（野田村・高崎村関係文書、大川村適産調、松橋家文書ほか）	
	石井百合子氏宅（石井有保家史料、馬場目村肝煎文書）	
八郎潟町	調査年月日：平成11年10月14日	調査担当：加藤(昌)・平田
	八郎潟町公民館（町内の史料所在状況）、渡部六右衛門氏宅（明治期の版本・写本中心、約230点）	

大潟村 井川町 飯田川町 天王町 昭和町 河辺町 協和町 雄和町	未調査
秋田市	調査年月日：平成10年7月29日 調査担当：佐藤・平田 佐竹史料館（館蔵史料約1,600点、竹島コレクションほか）
岩城町	調査年月日：平成9年2月21日 調査担当：鈴木・桜庭・煙山 岩城町史料館（「皆川家文書・大井家文書」ほか）、和田孝子氏宅（岩城藩士、藩政・商業関係）
大内町	調査年月日：平成10年3月6日 調査担当：鈴木・桜庭・煙山 大内町歴史民俗資料館（所蔵史料の調査）、伊藤祐藏氏宅（「岩屋之内町村江草菟山之事」ほか）
本荘市	調査年月日：平成8年1月24日 調査担当：加藤(民)・佐々木・湊 本荘市郷土資料館（市史の編纂状況）、印藤良生氏宅（所蔵文書は市史編纂室によって整理済）
西目町	調査年月日：平成11年10月26日 調査担当：佐藤・平田 西目町教育委員会（町史編纂室）（公民館保管史料、町役場史料、鈴木家文書・町内会史料ほか） 佐藤孝夫氏宅（西目潟干拓関係ほか、118点）
由利町	調査年月日：平成10年10月15日 調査担当：佐藤・加藤(昌)・越中 由利町公民館（町史編纂の際の収集史料29点）、木村正氏宅（木村仁左衛門文書、米山地区名主）
鳥海町	調査年月日：平成10年10月14日 調査担当：佐藤・加藤(昌)・越中 鳥海町教育委員会（中山文書＝真坂昌五郎家文書）、柳豊昭氏宅（鳥海神社神官関係、修験関係）
東由利町	調査年月日：平成10年3月5日 調査担当：鈴木・桜庭・煙山 東由利町公民館（「玉米下村境論裁許状」享保5ほか） 小松幸子氏宅（「玉米老方村同館野村御裁許状」享保9ほか）
矢島町	調査年月日：平成8年1月23日 調査担当：加藤(民)・佐々木・湊 矢島町郷土資料館（町史資料集、古文書目録ほか）、大井マチ氏宅（所蔵史料は未整理）
仁賀保町	調査年月日：平成7年1月26日 調査担当：加藤(民)・伊藤・越中 仁賀保町教育委員会（町内の史料所在状況）、勤労青少年ホーム（仁賀保家・小川家文書ほか）
金浦町	調査年月日：平成9年2月20日 調査担当：鈴木・桜庭・煙山 金浦町教育委員会（「金浦町史」、「佐藤与惣右衛門家文書」ほか） 佐々木啓嘉氏宅（本荘藩医、医学関係史料ほか）
象潟町	調査年月日：平成7年1月27日 調査担当：加藤(民)・伊藤・越中 象潟町教育委員会（町内の史料所在状況）、象潟町郷土資料館（「象潟町史」刊行の事務局） 斎藤忠俊氏宅（所蔵史料の調査）、関村財産管理組合（「関村伝来文書」＝関村肝煎須田家文書）
西仙北町	調査年月日：平成10年6月9日 調査担当：煙山・加藤(昌) 西仙北町中央公民館（公民館保管史料、コピー約5,000点） 伊藤信氏宅（廻人関係史料、文化年間中心）、小山田明氏宅（廻人・肝煎関係史料、約1,800点）
南外村	調査年月日：平成11年11月22日 調査担当：渡部・加藤(昌)・柴田 南外村教育委員会（役場文書 80点、平沢文書 80点、相馬文書 20点、花館村役場文書 30点）
神岡町 中仙町 太田町 仙北町 千畑町	未調査
大曲市	調査年月日：平成7年7月25日 調査担当：寿松木・加藤(民)・須藤・越中 秋田県立農業科学館（館外貸出史料の展示状況） 調査年月日：平成11年10月8日 調査担当：渡部・加藤(昌) 大曲市立図書館（高階家文書、内小友村関連文書、古書籍類ほか）
角館町	調査年月日：平成8年7月16日 調査担当：桜庭・煙山・幸野 農村モデル町立角館図書館（「特別資料目録」）、常光院（村野孝和氏宅、佐竹北家関係史料） 下延コミュニティセンター（下延地区保管文書）、青柳清氏宅（下延地区肝煎数軒の文書）
田沢湖町	調査年月日：平成9年12月3日 調査担当：桜庭・煙山・幸野 田沢湖町教育委員会（「新田沢湖町史」編纂後の状況）、伊藤要助氏宅（歴史資料目録所収分）
西木村	調査年月日：平成9年12月4日 調査担当：桜庭・煙山・幸野 西木村教育委員会（「西木村郷土誌」編纂後の史料整理状況） 白川容子氏宅（「西木村近世古文書目録（白川家文書）」所収分）
六郷町	調査年月日：平成8年7月16日 調査担当：桜庭・煙山・幸野 六郷町学友館（「六郷町史」編纂後の状況）、小西礼三郎氏宅（六郷御役郷肝煎、宿駅関係史料）

大森町	調査年月日：平成7年7月25日 大森町教育委員会（町内の史料所在状況）、波宇志別神社神楽殿（国指定重要文化財） ほろわの里資料館（「大友家文書」ほか）、大友ヒサエ氏宅（保呂羽山関係、平田篤胤書状ほか） ※大友家は波宇志別神社別当、国無形文化財の霜月神楽が行われる	調査担当：寿松木・加藤(民)・須藤・越中
雄物川町	調査年月日：平成7年7月26日 雄物川町歴史民俗資料館（「小沢家文書」、「沼館村絵図」） 塩田正子氏宅（農業経営、酒造業関係）、上法久雄氏宅（修験道関係、自由民権運動関係史料）	調査担当：寿松木・加藤(民)・須藤・越中
平鹿町	調査年月日：平成6年6月6日 平鹿町立図書館（「旧醍醐村役場文書」）	調査担当：寿松木・菊池・佐々木
十文字町	調査年月日：平成6年6月7日 十文字町史編纂室（町史編纂のための史料調査状況）	調査担当：寿松木・菊池・佐々木
仙南村 大雄村	未調査	
横手市	調査年月日：平成11年10月20日 横手市立図書館（山崎家文書、黒沢家文書、旧旭村行政文書、石川家文書ほか）	調査担当：佐藤・平田・越中
山内村	調査年月日：平成11年11月4日 山内村教育委員会（伊藤与右衛門史料 約1,000点）、川越退二氏宅（和本類、大松川周辺絵図）	調査担当：加藤(昌)・平田・嵯峨
湯沢市	調査年月日：平成7年9月18日 上遠野秀夫氏宅（「湯沢上遠野家文書」、家蔵文書原本ほか）	調査担当：伊藤・佐々木・幸野
稲川町	調査年月日：平成7年9月19日 秋田県漆器工業協同組合（「高橋利兵衛文書」）	調査担当：伊藤・佐々木・幸野
雄勝町	調査年月日：平成9年10月29日 雄勝町教育委員会（「工藤正家文書」、院内鉱山関係史料） 小沢誠一郎氏宅（南覚院、修験関係史料）、金沢史也氏宅（地主、商家関係史料）	調査担当：桜庭・加藤(昌)・柴田
皆瀬村	調査年月日：平成9年10月30日 皆瀬村教育委員会（村史編纂後の史料整理状況）、中山茂氏宅（肝煎文書）	調査担当：桜庭・加藤(昌)・越中
増田町	調査年月日：平成10年11月20日 増田町ふれあいプラザ・町史編纂室（役場文書、個人文書コピー、高橋友風子コレクションほか）	調査担当：煙山・加藤(昌)・幸野・中田
東成瀬村	調査年月日：平成11年10月21日 東成瀬村教育委員会（村内の史料所在状況）、ふる里館公開史料（菊地慶治氏ほか寄贈史料）	調査担当：佐藤・平田・越中
羽後町	調査年月日：平成10年11月19日 羽後町歴史民俗資料館（信濃文庫ほか）	調査担当：煙山・加藤(昌)・幸野・中田

参考2 秋田県内市町村史等刊行状況（平成11年現在、『』は自治体史に該当するもの）

- ・秋田市 秋田市史 上中下（S24～25）、秋田市史の歴史（S35）、秋田市史 昭和編ⅠⅡ（S42、54）、秋田市史研究（H4～）、『秋田市史』（H8～）
- ・能代市 能代市史稿 第一～七輯（S31～39）、能代市史資料（S45～）、能代市史研究（H3～）、能代市史史料目録（H4～）、『能代市史』（H7～）
- ・横手市 横手市史 昭和編（S56）、横手郷土史資料（S2～）
- ・大館市 花矢・大館地方史（S42）、火内1～10号（S47～55）、大館市史編さん調査資料集（S47～60）
『大館市史』 第一～五巻（S53～H2）、大館の歴史（H4）
- ・本荘市 本荘市史編纂資料第1～14集（S39～H3）、本荘市史資料古文書所在目録第1～8集（S54～57）、本荘市史研究 1～4（S56～59）、『本荘市史』（S57～）
- ・男鹿市 男鹿市史（S39）、男鹿市文化財調査報告（S51～）、『男鹿市史』上下（H7）
- ・湯沢市 『湯沢市史』（S40）、湯沢郷土史資料 第1～17集（S31～50）、『佐竹南家日記』（H7～）
- ・大曲市 大曲市郷土史資料 第1～21集（S26～56）、『大曲市史』資料編・通史編（S59、H11）
- ・鹿角市 鹿角市史資料編（S54～）、『鹿角市史』 第1～5巻（S57～H9）
- ・小坂町 『小坂町史』（S50）
- ・鷹巣町 『鷹巣町史』第一～三巻、資料編（S61～H1）
- ・比内町 『比内町史』（S62）、比内町史資料編 第1～10集（S62～H8）
- ・森吉町 森吉町史史料編 第1～13集（S50～61）、森吉町三十年史（S61）
- ・阿仁町 『阿仁町史』（H4）、阿仁町史資料編 第1～5集（H1～6）
- ・田代町 田代町史資料 第1～28集（S56～H7）
- ・合川町 合川町郷土のあゆみ（S41）
- ・上小阿仁村 上小阿仁郷土史資料編 第1～5集（S48～62）、『上小阿仁村史』資料編・通史編（H5、6）
- ・琴丘町 琴丘町郷土誌（S45）、『琴丘町史』通史編・史料編（H2）
- ・ニツ井町 ニツ井町町史資料 1～、『ニツ井町史』（S52）
- ・八森町 郷土誌資料 八森（S48～）、『八森町誌』（H1）

- ・山本町 『山本町史』 (S54)
- ・八竜町 『八竜町史』 (S43)
- ・藤里町 『藤里町史』 (S50)、藤里町の古文書 (H5～)
- ・峰浜村 峰浜村の文化財 (S51～)、『峰浜村誌』 (H7)
- ・五城目町 五城目郷土史 (S30)、『五城目町史』 (S50)
- ・昭和町 『昭和町誌』 (S61)
- ・八郎潟町 『八郎潟町史』 (S52)
- ・飯田川町 飯田川町百年のあゆみ (S44)、五十年のあゆみ (S60)
- ・天王町 天王町誌資料 (S43)、『天王町誌』 (S49)
- ・井川町 『井川町史』 (S61)、井川町古文書目録 上下 (H7、8)
- ・若美町 若美町史資料 (S52)、『若美町史』 (S56)
- ・河辺町 河辺町郷土誌 (S37)、『河辺町史』 (S60)
- ・雄和町 『雄和町史』 (S51、追補編S52)、雄和町史料編 (H3～)
- ・仁賀保町 『仁賀保町史』 (S47)、郷土誌資料集 (S42～)、仁賀保町古文書目録 第1、2集 (S58、62)
- ・金浦町 金浦町郷土史資料 第1～8集 (S30～55)、『金浦町史』上巻 (H2)
- ・象潟町 『象潟町史』 (S43、資料編II H8)、象潟の文化 (S48～62)、
象潟町資料古文書所在目録 第1集 (H3)
- ・矢島町 矢島の歴史 (S44)、矢島町古文書目録 (S47～)、矢島の古文書散歩 (S47～)、
『矢島町史』上下 (S54)、『続矢島町史』上下 (S58)
- ・岩城町 『岩城町史』 (H8)、岩城町史資料編 (H9～)
- ・由利町 由利町史資料編 (S41)、『由利町史』 (S45、改訂版S60)
- ・西目町 西目町史研究 (H8～)、『西目町史』資料編 (H10)
- ・鳥海町 鳥海町古文書目録 第1集 (S54)、『鳥海町史』 (S60、資料編S62)
- ・東由利町 古文書解説集 第1～8巻 (S51～52)、『東由利町史』 (H1)、東由利町林業史 (H6)
- ・大内町 大内村郷土誌 (S43)、大内町文化財資料 第1、2集 (S51、52)、『大内町史』 (H2)
- ・神岡町 郷土誌かみおか 資料編 第1～5集 (S49～63)
- ・西仙北町 西仙北町郷土誌 近代編 (S51)、西仙北町郷土史資料 第1～12集 (S53～62)、
『西仙北町史』先史～近世編 (H7)
- ・角館町 『角館誌』第1～11巻 (S42～H8)、角館歴史年表 (S50)、かくのだてまちの歴史 (H5～)
- ・六郷町 六郷町郷土史考 (S33)、六郷町明治百年小史 (S43)、六郷の歴史 1～15 (S47～60)、
『六郷町史』上下 (H3)
- ・中仙町 中仙町政史 明治編、大正編、昭和編 (S35、38、40)
中仙町郷土史資料 第1～11集 (S48～57)、『中仙町史』通史編、文化編 (S58、H1)
- ・田沢湖町 田沢湖町史 (S41)、田沢湖町史資料編 第1～10集 (S62～H5)、『新田沢湖町史』 (H9)
- ・協和町 協和村郷土誌 (S43)、峯吉川百年の歩み (S43)
- ・南外村 南外村誌 資料編 第1～6集 (S44～57)
- ・仙北町 仙北村史年表 (S45)、仙北村郷土誌 (S47)、仙北村史年表追録第1～3号 (S54、61、H4)
- ・西木村 西木村郷土史資料 桜木内編、西明寺編 (S34～48)、『西木村郷土誌』 (S55)
- ・太田町 太田町百年誌 (S51)、太田町郷土史資料第1～11集 (S38～H3)
- ・千畑町 わが郷土の資料 第1～4集 (S43～51)、『千畑村郷土誌』 (S61)
- ・仙南村 仙南村郷土史資料 第1～8集 (S39～44)、『仙南村郷土誌』 (H4)
- ・増田町 増田町郷土史資料 1～7 (S35～42)、増田町郷土史 (S47)、
増田町史資料目録 第1～12集 (H4～6)、『増田町史』 (H9)
- ・平鹿町 平鹿町郷土誌 (S44)、平鹿町歴史資料目録 第1～2集 (S55～56)、『平鹿町史』 (S59)、
平鹿町史料集 第1～ (H2～)
- ・雄物川町 『雄物川町郷土史』 (S55)、雄物川町郷土史資料 (S34～)
- ・大森町 大森郷土史 第1～8集 (S40～52)、『大森町郷土史』 (S56)
- ・十文字町 十文字町郷土誌 (S33)、十文字町資料目録 第1～9集、『十文字町史』 (H8)
- ・山内村 山内村郷土資料 第1～10輯 (S28～37)、山内村郷土史年報 (S56～61)、
『山内村史』上下別巻 (H1～2)
- ・大雄村 村史資料 (郷土誌資料、郷土史資料) 第1～17集 (S42～H7)、
田村郷日記(1)～(10) (S59～H9)
- ・稲川町 稲川町史資料編 第1～11集 (S40～51)、『稲川町史』 (S59)、稲川町郷土史資料編 (H7～)
- ・雄勝町 『雄勝町史』 (S36)、雄勝町の歴史散歩 正編・続編 (S53、55)、雄勝町のあゆみ (H7)
- ・羽後町 羽後町郷土史 (資料 第1～10集) (S27～)、郷土誌資料 第1～5号 (S30～31)、
羽後町歴史資料文書目録 (H6～)
- ・東成瀬村 『東成瀬村郷土誌』 (H3)
- ・皆瀬村 皆瀬村 資料編 第1～4集 (S47～58)、『皆瀬村史』 (H5)

改正教育令期の秋田県小学校試験規則 II

不正の発生と試験規則の問題点

柴田知彰

はじめに

一 建言書に見る試験不正の実態

二 改正教育令期の試験規則の分析

1 明治十五年乙第二十九号

2 明治十六年乙第九十号

三 不正の原因と教育行政への影響

1 教育課の不正防止対策

2 試験不正の発生原因

3 県教育行政への影響

おわりに

はじめに

本稿は、当初、研究紀要第五号に発表した拙稿「改正教育令期の秋田県小学校試験規則 I」（以下、第一部）の後半部分として執

筆したものである。紀要頁数の都合で分離し、それぞれ独立の体裁としたが、本来は一つの論文にまとまるべき内容であった。煩瑣な形になったことを、まずお詫び申し上げたい。その上で、第一部から続けて本稿を読まれることをお願いしたい。本稿でも最初に第一部の概要を記しておくこととする。

「学制」で欧米の近代的学校制度が導入された際、試験制度も各国の長所を取り入れた理念型が設定された。徹底した能力主義に立つ「学制」では、小学校の進級も等級制に基づき、試験合格が必須の条件とされた。さらに卒業認定も試験をもって行なわれ、合格が上級学校への入学資格とされていた。そのため、卒業時の試験は学事関係官員の臨席のもと厳正に実施される規程であった。また、試験成績の優等者に褒賞を与えるなど奨励手段もとられていた。

しかし、明治十二年に「学制」が廃止され「教育令」が頒布されると、右の試験制度の理念型は一部崩された。等級制は続いていたものの卒業時の試験実施が条文から消えたため、各府県の小学校試

試験規則は卒業試験存置型と廃止型に分かれることとなる。そして、二十三年の「小学校令」改正にて等級制が学年制に移行し、翌年の「小学校教則大綱」により試験合格は進級の必須の条件でなくなった。試験は日常教授の参考として実施されることになり、三十三年の「小学校令」再改正の際には、「小学校令施行規則」の中で進級卒業の判定から完全に外されている。

試験制度は、当初の競争的公開的なものから、次第に日常的教育的なものに移行していったのである。天野郁夫氏は、学制期に学力の平準化に不可欠だった競争試験が明治十年代から二十年代にかけて小学校教育の整備と共に必要性を減じたことと、一方で競争試験の弊害が深刻化したことを背景として挙げている。⁽¹⁾

明治十二年の「学制」廃止から二十四年の「小学校教則大綱」制定までの間は、競争試験に基づく等級制が依然として続いていた。学年制に移行し試験の実施目的が変化するまでの意味で、第一部ではこの期間を試験制度の「過渡期」として位置づけた。教育令期はこの「過渡期」に入っており、等級制を維持する厳格な試験制度に一部崩れが見られた反面、学制期以来の競争試験がますます過熱していた。第一部では、この状態を「過渡期のひずみ」と呼んでみた。秋田県小学校試験規則は、改正教育令期の明治十五年と十六年に改正され卒業試験廃止型となった。その一方、進級時の試験に比較試験の要素が取り入れられ、従来より競争性が強められている。右の「過渡期のひずみ」が顕著に見られたケースと言えるだろう。

本稿では、試験規則改正後に県内で発生した試験不正の原因を、試験規則の内容と教育課の防止対策とを分析することで明らかにし、「過渡期のひずみ」が改正教育令期の県教育行政に及ぼした影響を考えてみたい。

一 建言書に見る試験不正の実態

試験規則改正後に発生した不正の実態は、現場教員などから県令へ提出された建言書の中で見ることができる。⁽²⁾ 明治十六年六月十四日、仙北郡第八学区学務委員伊藤兵吉ほか教員三名から小学校定期試験につき建言書が提出された。そして、翌十七年三月九日には、仙北郡第二十二学区の長野小学校訓導菊地節三から「学事振興之義ニ付建言書」が提出された。この二通の建言書には、定期（学級）試験での不正の具体的内容と学校教育に及ぼす弊害とが記されている。十六年八月に試験規則が改正されているので、伊藤らの建言書は改正前、菊地の建言書は改正後の状況について記していることになる。

まず、伊藤らの建言書の方から見てもよい。明治十五年三月に「本県小学校教則并試験規則」が制定されたので、建言書が提出された十六年六月までには既に秋期春期合わせて二回の定期試験が実施されていた。伊藤らは、学校現場での試験実施状況について次のように報告している。

本県小学校定期試験ノ如キ一定ノ秩序ナキヲ以テ校ノ因習ニ基キ或ハ之ヲ隣校教員ニ委任シ或ハ受持教員自カラ之ヲ行フモノニテ其問題常ニ容易ニ失スルノ弊ヲ免レ難シ如何トナレバ受持教員ハ勿論隣校教員ト雖モ之ヲ監視スルノ公任ナルニアラザレバ其試験得点ノ完全ナルヲ要スルノ情アリテ其撰定ニ臨ンデ之ヲ受持教員ニ謀リ該生徒ノ習熟セル箇所ニ偏スルノ勢ヲ免レザレバナリ偶郡吏ノ之ニ監臨スルアリト雖モ未タ此弊習ヲ矯正スルニ足ラザルナリ聞ク処ニ抛レバ定期試験ノ期ニ瀕スルモ生徒未タ等級課業ヲ終ヘザルヲ以テ教員予メ各科ノ問題ヲ撰定シ之ヲ生徒ニ約シ徒ニ試験ノ体面ヲ飾リ強テ其得点ヲ完全ナラシメ恭シク卒業証書ヲ附与シ生徒ノ過半数ヲ褒賞シテ優等トナス者アリト是レ其弊ノ最モ甚シキモノニシテ生徒落第スト雖モ以テ辱トスルノ色ナク褒賞ヲ得ルト雖モ以テ榮トスルノ理ナク賞罰亦以テ之ヲ奨励スルニ足ラザルナリ此ノ如キハ即チ生徒該級相当ノ学力ナキモ強テ進級セシムルモノナリ若シ累級此ノ如クニシテ已マザルトキハ高等科卒業ノ生徒アリト雖モ日用書類ヲ綴ルニ苦ムガ如クニシテ已マザルモ亦知ルベカラザルナリ本県試験秩序ノ完備セザルヤ久矣夫ノ寺小屋ヲ慕ヒ小学ヲ厭フノ父兄アルモ亦一ニ理ナシトスル能ハザルナリ建言書より、試験不正が教員の手により行われていたこと、不正内容が生徒の習熟した箇所の出題から問題の事前漏洩にまで及んでいたことが分かる。また、教員の不正を行なった原因が、学校および教師自身の体面を繕うことに在ったことも読み取れる。進級試験で

受持生徒の中から多数の落第者を出すことは、教員個人の指導能力を問われる事態であったと考えられる。

そして、学力の平準化を図る等級制本来の目的が、試験不正の横行で妨げられたことも明らかである。等級制では一定の学力水準に達した生徒を進級させるため、試験を厳正な形で実施していた。ところが建言書には、カリキュラム未修了の生徒でも不正手段で合格証書を授与されたことが記されている。その結果、学力の一定水準に達しない生徒が多数進級し、各級の学力水準の低下に繋がった。試験不正の発生は、カリキュラムの定着に深刻な影響を及ぼしていたようである。また、生徒が落第も褒賞も意に介さなくなった様子は、試験の実施効果が殆ど失われたことを意味している。

建言書には「本県試験秩序ノ完備セザルヤ久矣」とある。秋田県の試験規則は学制期に整備されたが、「教育令」の施行に伴い「比較試験法」を除く全ての効力が一旦停止された。⁽³⁾そして自由教育令期には、試験方法が各小学校の適宜に任されることとなった。県内の小学校では、明治十五年度以前から試験秩序の整備されない状態が続いていた可能性も考えられる。また、十五年制定の試験規則が全六条の短さだったことも、秩序の確立を遅らせていた。⁽⁴⁾

明治十六年に試験規則が改正されると、前年の規則より規程が詳細になり整備された形になった。しかし、十六年度の試験実施においても教員による不正問題は後を断たなかった。十七年三月の菊地節三の建言書は、規則改正直後に実施された秋期学級試験の状況を

記録している。

先ツ弊害ノ要点ヲ述ベンニ各郡各小学校試験ノ時競争シテ多く優生ヲ出スノ弊是レナリ嘗テ聞ク某郡某校ニ試験生二十五名アリ悉ク優生ナリト一ハ以テ驚怖シ一ハ以テ怪訝シ漸次各郡各校試験ノ実況ヲ觀察スルニ修身読書ナレハ子メ簡条ヲ定メ作文ナレハ全文ヲ作綴シテ授ケ熟読玩習數十度ニ至リ而后試験ヲ行フノ弊風一般ニ伝播シ殆ント防禦スヘカラサルノ期ニ至ラントス実ニ概嘆ニ堪ヘス抑教育ナルモノハ専ラ学徒ノ觀念力ヲ先ニシテ智識ヲ拡充スルハ最モ主眼トスル処然ルニ是レニ背戾シテ斯クノ如キ教ヲ施サハ只恐ル彼人ノ子ヲ賊フ而已ナラス愈々觀念力ヲ抑制シ陪智識ヲ編容スルノ理ニアラスヤ

試験不正が一般に蔓延し、防ぎようの無い状況に至ったことが記されている。前年に伊藤らが建言した時よりも、不正の状況が進行していた様子も読み取れる。一方、明治十七年二月に開催された学事協議会でも、各郡長から試験不正の弊害が陳命されていた。⁽⁶⁾ 学級試験での不正発生は、当時、県内各郡で問題になっていたらしい。

菊地は、試験不正の防止と学校管理法および教授法の統一のため、巡回訓導の設置を建言している。各郡の規模の大小により巡回訓導二、三名を郡役所所在地の小学校に常置し、郡内各校を巡らせる案であった。巡回訓導は各小学校での学級試験の実施を監督し、不正を防止するために考えられたものである。菊地の提案内容から、明治十六年の秋期学級試験の際、官吏の臨試態勢が不十分だったこと

を窺える。また菊地は、学事振興のため「比較試験法」を再び制定することも提案している。

三月九日の菊地の建言書に対し、教育課では参考とする旨の回答書を十八日に起案した。この時、前年の伊藤らの建言書に対しても一緒に回答が行われている。そして二十六日には、乙第二十四号で「小学校試験規則」が部分改正された。⁽⁷⁾ 菊地の建言書が、規則改正にある程度の影響を与えた可能性も考えられる。

明治十六年度の春秋秋期には、三月に改正された試験規則に準拠して各郡内の小学校で学級試験が実施された。しかし、不正問題は鎮静化せず、十七年の「秋田県年報」で規則のさらなる改正の必要が記されるに至っている。⁽⁸⁾

明治十八年三月十六日、乙第三十五号で「小学校試験規則」が再び部分改正された。⁽⁹⁾ さらに十八日には、教第三号で改正の趣旨と学級試験への教育課員の派遣が管内に布達された。また、十八年の「秋田県年報」では、「而シテ小学校内部即チ生徒学業ノ進歩ヲ勸誘薫督スルノ緊急ヲ覚悟セルヲ以テ」とし、試験規則の改正と小学督業の設置が報告されている。⁽¹⁰⁾ 試験秩序の立て直しは、十八年の段階で県教育行政の緊急課題になっていた。そして、立て直し策の効果を充分に見ないうち、その年の八月に「教育令」の再改正を迎えたのである。

二 改正教育令期の試験規則の分析

1 明治十五年乙第二十九号

改正教育令期の秋田県の試験規則は、どの部分に不正を誘発する原因が有ったのだろうか。十五年乙第二十九号と十六年乙第九十号の試験規則を分析しその原因を探ってみたい。

明治十五年乙第二十九号の「小学校試験規則」は短いものなので、全文を紹介してみよう。

第一章 試験区分

第一条 試験ヲ分チ月次試験定期試験トス

第二条 月次試験ハ毎月末之ヲ行ヒ評点ノ多寡ニ從テ生徒ノ席次ヲ定ム

第三条 定期試験ハ毎期末之ヲ行ヒ合格ノ者ニハ甲号書式ノ証書ヲ与ヘ不合格ノ者ハ原期ニ留ム

但初等科中等科高等科卒業ノ者ニハ更ニ乙号書式ノ証書ヲ与フ

第二章 採点法

第四条 試験評点数ハ各学科百ヲ以テ最高点ト定ム

第五条 月次試験評点ハ其平均点ト日課平均点トヲ平均シテ之ヲ定ム

但日課点ハ定點ヲ三十トシ五時間ノ学科及行状ノ六課ニ分チ其優劣良否ニ因リ之ヲ増減シ月末ニ至リ最高点ヲ約シテ百ト

シ比例ヲ以テ各生徒ノ平均点ヲ定ムルモノトス

第六条 定期試験評点ハ其平均点ト月次試験評点ノ一期内平均点トヲ平均シテ之ヲ定メ六十点以上ヲ合格トス

但一学科零点ナレハ評価数六十以上ニ及フト雖モ之ヲ不合格トス

学制期の試験規則と比較すれば、何が省略されたか明らかになる。

明治九年乙第二百一番「小学生徒試験手続」では、県学務担当への定期・大試験実施の届け出や臨試験い出、提出書類の種類など実施上の事務事項が定められている。⁽¹⁾「試験手続」と共に布達された

「小学生徒試験方」は、小・定期試験の「試験心得」と「試験通則」から成る。⁽²⁾「心得」は試験会場での規則や点数の計算方法など、

「通則」は各科目ごとの出題数と配点及び採点基準を定めている。これに対し、十五年の試験規則はそれらの内容を殆ど欠いている。

明治十六年の伊藤兵吉らの建言書は、「小学生徒定期試験ノ如キ一定ノ秩序ナキヲ以テ」と報告している。試験規則が簡略に作られ過ぎたため、厳正に試験を実施する秩序が確立できなかったものと推察される。

しかし、十五年乙第二十九号は余りに簡略で、不正発生の原因が具体的には分からない。次に、十六年乙第九十号の内容を分析してみよう。

2 明治十六年乙第九十号

明治十六年乙第九十号「小学校試験規則」は、全五章二十六条より成る。第一章「総則」、第二章「試験区分」、第三章「試験手続」、第四章「試験問題」、第五章「採点法」の構成である。

第一章「総則」第一条では、試験実施の目的が次のように記されている。

試験ハ生徒ノ歴修シタル学業ノ成否ヲ判定スル為メ之ヲ設クルモノトス

試験は、一定の学力水準に達した生徒を進級させ、等級の水準を維持する役割を果たしていた。第一条は、その試験の役割を現場教員に再確認させる目的で設けられたと推察される。さらに第二条では、公立私立の区別無く、全ての小学校生徒に試験規則を適用することが定められている。秩序立て直しのため、規則の強制力が示されたものと考えられる。

次の第二章「試験区分」では、月次及び学級試験につき規定されている。このうち第五条で、学級試験の実施時期が、春期四月、秋期十月に固定されたことは重要と考えられる。明治十五年乙第二十九号では、定期試験の実施時期は「毎期末」と記されただけであった。十六年九月二十四日、教育課学務掛の高橋勝衛が各郡長に向けた実施時期の通達に関し起案しているが、その伺文中、実施時期を定めた理由が「畢竟郡長臨試ノ便ヲ与へ奨励可為致義ニ有之候」と記されている。そして、「試験期月四月十月ニハ必ス其郡内各小学

校へ試験日限ヲ指定候取計ハセ可然」と続いている。郡内各小学校を巡回臨試するためには、試験実施の月を決めた上で各校の実施日程を組む必要があった。

第三章「試験手続」は、試験の執行方法や書類提出などに関する規程である。第八条と九条では、会場と執行者が定められている。

第八条 月次試験ハ其授業セル各小学本分校等ニ於テ受持教員之ヲ執行スルモノトス

第九条 学級試験ハ其学区内ノ生徒ヲ小学本校ニ集合シ校長又ハ首座教員之ヲ執行セルモノトス

但各訓導ハ校長又ハ首座教員ノ差図ヲ得試験事務ニ従事スヘシ

条文中に「小学本分校」の語が有るので、まずこれを説明したい。明治十四年の文部省達第一号「小学校設置ノ区域並校数指示方心得」に基づき、翌十五年一月二十日、秋田県甲第四号で小学校設置区域の指定につき布達がされた。¹⁵⁾二十五日の乙第二号では、さらに小学校の設置基準が示された。その中で、小学本校の下に一枚から数校の小学分校を置くことが許されている。¹⁶⁾

第九条では、学級試験の実施会場が小学本校とされた。本校に分校生徒を集めたのは、会場数を整理して巡回臨試の手間を省くためと考えられる。明治十六年九月三日、由利郡第八学区学務委員の池田治兵衛が、本分校間が遠隔であることを理由に学級試験の分校での実施を願ひ出た。これに対して、教育課は規則改正の主眼を「試

験期ト其場所トヲ一定シ試験臨監ノ便ヲ得テ大ニ授業督察ノ益ヲ見ントスルニアレハ」とし、分校での実施を不認可している。

その一方、第九条の但書では、月次試験と学級試験の執行者が、それぞれ受持教員と校長または首坐訓導にされている。この執行態勢は、確実に巡回臨試が行なわれないと試験不正を誘発する要素を含んでいたと考えられる。

第十一条から十五条にかけては、試験関係書類の作成提出や保存などの規程である。第十一条では、学級試験実施前の提出書類について定められている。春期は三月二十日、秋期は九月二十日を期限に、図1の「学級試験生徒調」が学務委員により学区分まとめられ郡役所に提出された。この表には、学校名と受持教員名の記入欄が設けられている。

第十二条では、各学校での「月次試験表」の作成と学期中の教室掲示が定められている。「月次試験表」は図2の通り、各生徒の試験成績一覧表である。これを教室内に掲示したのは、生徒の競争心を刺激し奨励効果を高める目的からと考えられる。

第十三条では、学級試験実施後の提出書類等について定められている。各生徒の試験成績一覧は図3の「学級試験表」にまとめられ郡役所に提出された。試験前に提出された「学級試験生徒調」と合せば、優秀成績者も落第者も受持教員の姓名が分かる仕組みである。郡役所では、これに図4の「学級試験調査表」を添付して県庁に提出した。「学級試験調査表」は、郡内各学校の受験者内訳と試

図1 学級試験生徒調

何年何月何郡第何学区 春 学級試験生徒調	本校等分															受持教員姓名					
	初等科					中等科					高等科						級等				
	第一級何名	第二級何名	第三級何名	第四級何名	第五級何名	第六級何名	第一級何名	第二級何名	第三級何名	第四級何名	第五級何名	第六級何名	第一級何名	第二級何名	第三級何名			第四級何名	第五級何名	第六級何名	

分校又ハ巡回授業所等ノ分トモ之ヲ本校ニ取纏メ本表末尾ニ校長又ハ首坐教員及学務委員連署シ郡役所へ差出スヘシ

図2 月次試験表

何年月日	何郡第何学区何々小学校何々分校又ハ何等科第何級月次試験表	修身	読方	作文	習字	算術	何々	何々	試験平均点	日課平均点	成点	姓名
		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	何誰

本表ハ教場毎ニ之ヲ調整スルモノトス

図3 学級試験表

何年月	何郡第何学区小学本分校等	秋季学期学級試験表	校名	修身	読方	作文	習字	算術	地理	歴史	何々	試験平均点	月次平均点	成点	族籍	姓名年齢
				〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		何誰

本表ハ一学区取纏メ之ヲ調整シ末尾ニ校長又ハ首座教員及学務委員連署シ部長宛ニテ差出ス

図4 学級試験調査表

何年月	何郡各学区各等科生徒	秋季学期学級試験調査表	学区名	校本分	高等	同三級	同四級	試験員	試験平均点	優等	及第	落第	試験スル能ハサル人員
			第何学区何々分校	何人	何人	何人	何人	何人	一〇〇	何人	何人	何人	何人

初等科中等科各級生トモ準テ比例ニ準シ追次ニテ掲記スルモノトス
本表中試験平均点ハ小学本分校等毎級生徒ノ定期試験合點總數ヲ其人員ニテ除シテ算スルモノトス

試験結果を一覧表にしたものである。学校ごとの優等・及第・落第の人数が分かり、各学校の試験成績を比較できる。教育課で県内九郡の小学校の学級試験結果を把握し、優劣を判定できる仕組みが作られたのである。そして、第十三条には次の但書が付く。

但学級試験表ハ全管内取纏メ其比較表ヲ製シ各小学校等へ頒布スヘシ

学級試験の結果は、全管内比較表にまとめられ各校に配付された。比較試験の影響が学級試験に及んだ事情については、第一部で説明しているので参照されたい。

第三章「試験手続」の内容を分析すると、試験関係書類に関する規程が詳細になっていることが分かる。まず、郡役所を通して県庁

教育課へ書類が集積されるシステムが作られている。その一方、「学級試験調査表」や比較表などには、学校間や教員間の競争を巧妙に助長する要素が見られる。各学校および教員の指導能力を比較することで、試験の競争性が強められたのである。

このような試験制度を厳正に実施するには、監督システムを整備することが必要不可欠である。しかし、乙第九十号の「試験手続」は、臨試官吏に関する規程を欠いている。明治九年の「小学生徒試験手続」で、定期試験および大試験時の官吏等の臨席が詳細に規定されていたのとは対象的である。

八月一日の乙第九十号を補うため、九月二十五日には丙第三百三十六号が各郡役所宛てに通達された¹⁷。その中には、郡書記等の臨試の都合をはかり、郡内各小学校の学級試験の実施期日を定めることが指令されている。また、「教育課員巡視セシムベキ儀モ有之候条」として、県庁への試験期日の届け出も義務付けられた。この時点では、県庁の教育課員による巡回も計画されていたらしい。しかし、丙第三百三十六号による臨試態勢は、基本的に郡吏を中心に置いたものだったと見られる。教育課員をして毎年二回県内を巡回させることが難しかったため、臨試態勢の設定がこのような経緯を辿ったのであろう。結果としては、学制期の大試験や比較試験に比べ、厳格な臨試態勢が取れなかったと言える。

次の第四章「試験問題」は、出題方法と各科目の試験時間および設問数に関する規程である。試験問題の選定方法も、監督が不十分

となる危険性を含んでいる。第二十条と二十一条には、次のように規定されている。

第二十條 月次試験問題ハ受持教員之ヲ撰ミ校長又ハ首坐教員ノ
檢閲ヲ經之ヲ執行スルモノトス

第二十一條 学級試験問題ハ校長又ハ首坐教員之ヲ撰ミ執行スル
モノトス

月次試験では、受持教員が問題選定し、校長か首坐教員が検閲を行なった。学級試験では、問題選定が校長または首坐教員に一任されている。明治十一年の「大試験心得」では、臨席の他校教員と当該校の教員とが協議して問題を選ぶ規程であった¹⁸。また、十三年の乙第八十七号「比較試験法」では、臨試官が問題を選んで¹⁹。それに対し、十六年の乙第九十号の試験規則では、問題選定が全く学校内部で行なわれている。

第二十二條では、各科目各等級ごとの試験時間と設問数が附表で示されている。この部分は、学制期の試験規則に比べ遙かに詳細である。「小学校教則綱領」の内容を確実に定着させるため、各科目各等級の試験内容が整備されたものと考えられる。また、等級が進むにつれ試験科目数が増加する。最も科目数が多いのは高等科一級の女子で、修身、読方、作文、習字、算術、博物、化学、生理、幾何、家事、経済、裁縫の一一科目を試験された。

第五章「採点法」は、各科目ごとの採点基準と月次・学級試験の点数算出方法に関する規程である。第二十三条では、各科目の採点

基準が説明されている。筆頭科目の修身の説明は特に詳細である。第二十五条と二十六条は月次試験と学級試験の点数算出方法で、日課点の合算方法が若干変わった他は、十五年第二十九号と概ね同じである。しかし、採点責任者については具体的に定められていない。さて、乙第九十号の試験規則を一通り分析してみても、次の二点が不正発生に関わりを持つと考えられる。

第一点は、学級試験の競争性が強められたことである。第三章「試験手続」に見た通り、教育課に試験結果が集積され学校名や受持教員の姓名まで確実に把握された。また、比較表の配付によって全県に各校の試験結果の優劣が公表された。これは、学校現場の校長や訓導にとっては非常な重圧であったと思われる。県教育課は新教則を早期に定着させるため、試験の競争的側面を利用したと考えられる。

第二点は、学級試験において競争性の強化に応じた臨試態勢が取られていないことである。乙第九十号の後、丙第三百三十六号により学級試験時の郡吏臨席が通達されたが、教育課員の臨試は可能性として示されるに留った。また、郡吏は試験の実施状況を監督できるのみで、問題選定と答案採点を指導することができない。

右の二点は、前記した試験制度の「過渡期のひずみ」に関わる内容と思われる。

三 不正の原因と教育行政への影響

1 教育課の不正防止対策

明治十六年乙第九十号の試験規則は、不正防止を主な目的として、十七年と十八年に重ねて部分改正された。まず、明治十七年三月二十六日の乙第二十四号による部分改正について検討してみよう。

乙第二十四号を布達するため、三月二十四日に「試験規則之義ニ付伺」が教育課で起案された²⁰。その伺文は次の通りである。

小学校試験規則中学級試験問題之義ハ其校々長独リノ見込ヲ以テ之ヲ撰定シ直チニ施行候ニ付追々弊害モ相生候様相聞候又優等生徒撰抜方之義モ各学校ノ適宜ニ相任セラレ候ニ付各郡各校トモ区々ニ相涉リ過般九郡長出庁ニ際シ種々陳命ノ次第モ有之其他小学校員中ヨリモ建白等種々有之就テハ問題等ハ臨監吏員ニ於テ撰定セシメラレ可然トハ存候得共左候テハ或ハ不都合ノ事情モ有之相考候ニ付左之御達案相伺候也

この中では、十六年の試験規則につき二つの問題点が挙げられている。第一は学級試験の問題が校長一人の見込みで選定されること、第二は優等生徒の判定基準が各郡でまちまちなことである。特に第一の問題点は、試験不正の発生に繋がりがやすかったと考えられる。第二の問題点は、十六年の試験規則で「学級試験調査表」に優等・及第・落第の人数記入欄がありながら、優等判定の点数基準が示されなかったことに因る。この基準の曖昧さも、学校現場での成績判

定を混乱させていたと思われる。

乙第二十四号の布達において、学級試験の出題方法は次のように改められた。

十六年八月乙第九十号小学校試験規則第二十一条学級試験問題ハ
監臨吏員ノ点検ヲ経テ之ヲ一定スルモノトス尤モ監臨吏員ノ意見
ヲ以テ或ハ之ヲ取捨シ或ハ之ヲ改定スルコトアルヘシ

臨試官は試験問題を点検する他、場合によっては問題の取捨改定の権限も与えられていた。これにより、試験問題の選定に臨試官の監督の手が入ることになった。三月二十四日起案の伺文を読むと、教育課では基本的に臨試官が問題を全て選定すべきと考えていたことが分かる。乙第二十四号では、この他に学級試験の優等生の判定基準が九十五点以上と定められた。

しかし、前述した通り、明治十七年の部分改正後も試験不正の問題は鎮静化しなかった。十七年の「秋田県年報」には、次のように記されている。⁽²⁾

又試験中臨時試験ヲ施行スルハ往々弊害アリ又採点法及ヒ発問等
ハ各校区々ニ渉リ寛厳一ナラス徒ニ外面ニ仮飾スルカ如キハ能力
試験ノ本旨ニ戻レリ此等ヲ矯正セントスルカ為メ主務課員ヲ監臨
セシメ問題并ニ採点法ヲ取捨改定スル等該規則ヲ改正セントシテ
目下計画中ナリ

試験不正に関わる問題点として、採点法と発問が各校まちまちで寛厳に差が有ることが挙げられている。乙第二十四号による改正も、

「発問」即ち問題選定の段階で不正を完全に防げなかったらしい。

乙第二十四号では問題選定に臨試官の点検が加えられたが、それでも不正が発生したのは何故だろうか。右の「秋田県年報」中では、弊害の矯正のため、主務課員即ち教育課員による巡回臨試が計画されている。教育課員の派遣を必要としたのは、郡吏中心の臨試態勢が不正防止に期待した効果を挙げなかったためと考えられる。

明治十八年三月十六日、乙第三十五号で試験規則が再び部分改正された。改正前の十二日に、教育課学務掛の西宮藤長が「小学校試験規則改正削除ノ義ニ付」を起案している。⁽²⁾ その起案文を引用してみよう。

各小学校試験ノ義ハ從來其規則ヲ設ルト雖モ其方法ノ緩急ニ依リ弊害無キ能ハスシテ虚飾ニ属スル者亦タ少カラス就テハ右規則中左ノ通更正削除シ且ツ執務者ニ対シ左ニ御諭達相成度然ルニ今般本課十七年度旅費額御増加御達ニ付テハ本課員ヲ巡回臨試セシメ一層教育上ヲ奨励相成度ノ見込ニ付右改正按及御諭達按共相添相伺候也

不正防止のため規則を改正する他、執務者への諭達も行うことが記されている。管内諭達を必要とする段階まで不正問題の深刻化していた様子を読み取れる。そして、教育課の十七年度旅費が増額され、課員の巡回臨試が計画されていることにも注目したい。県官を中心に据えた学級試験の臨試態勢が具体化したのである。

次に、乙第三十五号での改正内容を分析してみよう。改正の第一

の特徴は、学級試験より比較試験的要素を除いたことである。第十四条で「但書ヲ削除ス」として、学級試験表を全管内分作成し各小学校に頒布することが廃止された。²³⁾ 校長や一般訓導にとつても、過酷な競争試験からの解放であつたと思われる。

第二の特徴は、教育課員の巡回条件を整備したことである。試験規則の第五条では、春期学級試験が四月五月、秋期が十月十一月の実施とされている。実施時期が二箇月に拡大されたのは、教育課員の巡回日程に余裕を持たせるためと考えられる。また、第十条では、学級試験を施行する際、郡役所の通達で二、三校の生徒を便宜の場所に招集する可能性が示された。これは、試験会場の数を整理し、教育課員の巡回負担を軽減するためであろうか。さらに第十二条では、郡役所で学級試験の日割りを一学区三日間に調整し、県庁に提出することが定められた。これも、教育課員の巡回日程に係関係していた可能性が高い。

第三の特徴は、試験の実施、出題、採点方法を厳正にしたことである。第八条では、月次試験実施の際、受持教員を換えることが義務付けられた。また第九条では、学級試験実施の際、他校の校長か首坐教員を招き、試験担当者となることが認められた。客観的かつ公正に試験を実施するためである。第二十一条では、月次試験の問題選択者が、受持教員ではなく試験執行教員とされた。第八条と併せて見ると、受持教員を月次試験から切り離したのが明白である。また、第二十三条では、採点の際に臨試官の指図を受けることが定

められている。採点の段階にも、臨試官の指導の手が入れられたのである。

この他、乙第三十五号では、月次試験と学級試験の点数算出法が若干修正された。

一方、乙第三十五号の二日後（三月十八日）に通達された教第三号では、郡役所、町村戸長役場、学務委員事務取扱所、公私立小学校に対し次のように論達されている。²⁴⁾

小学校生徒其一期間ノ学業進否ハ専ラ試験ノ緩急ニ職由シ輕忽スヘカラサル義ニ付予テ試験規則ヲ製定シ一般其定則ヲ遵守セシメ置クト雖トモ各地其校ヲ異ニシ各校其人ヲ異ニスルヲ以テ一轍ノ途ニ出ル能ハス或ハ緩漫ニ流レ或ハ虚飾ニ陥リ生徒各ソノ等科ヲ卒業スルモ或ハ其学力ヲ充実スル能ハサル者有之哉ニ相聞得候就テハ今般乙第三拾五号ヲ以テ右規則ヲ更正削除シ猶ホ自後学級試験ノ節ハ春秋二期ノ内一回或ハ春期或ハ秋期本県教育課員ヲ派遣シ各学校ニ臨監セシメ候条此旨ヲ領知シ平素ノ教育ヲ始メ月次学級ノ両試験ニ於テハ一層注意ヲ加ヘ名実相反シ表裏相乖クカ如キ儀無之様可致此旨論達候事

論達の冒頭では、小学校教育における試験の重要性が強調されている。これを郡役所他へ再確認した所から、不正問題の深刻さが読み取れる。その対策として、春期秋期二回の学級試験のうち一回は教育課員を派遣することが明記されている。これは乙第三十五号の規程を補ったものと考えられる。

明治十七年の乙第三十五号と教第三号により、教育課員が学級試験を巡回臨試する仕組みが整えられたようである。明治十八年度の学級試験においては、教育課員の巡回臨試が実際に行なわれていたことを確認できる。教育課報告掛の高橋勝衛が、十八年六月二十七日に春期学級試験の臨試状況に關し「南秋田外五郡へ照会ノ件」を起案している。⁽²⁶⁾その内容は、試験不正の発生した小学校の名を郡長に通達し、厳重な監督を命じたものである。教育課が不正発生校に対し、具体的にどのような処分を行なったかが分かる。

教育課の不正防止対策は、学級試験における競争性の緩和と、臨試態勢の強化であったと言える。

2 試験不正の発生原因

学級試験の実施は、教育課員を巡回臨試させるシステムを確立することで、厳正さを取り戻したようである。臨試態勢が、学制期の大試験の頃に立ち戻ったとも言える。しかし、明治十六年の試験規則の段階で、県庁の教育課員を巡回臨試させることができなかつたのは何故だろうか。

明治十六年八月の試験規則改正に先立ち、三月に教育課長の頼野馬彦が改正の青写真を示している。頼野は予算関係の公文書の中で、「春秋期日ヲ定メ郡吏県官及師範学校教員等立会巡回教員ヲシテ定期ノ試験ヲ施行シ」と説明している。⁽²⁶⁾教育課では、当初、定期（学級）試験に県官や師範学校教員も臨席させる案が考えられていたことが分かる。また、巡回教員による試験執行も考えられていた。当

初の構想では、厳正な臨試態勢が想定されていたのである。

ところが、四月二十日の通常県会の決議で、明治十六年度地方税予算の教育費より巡回訓導費が全額削除された。⁽²⁷⁾巡回教員による試験執行は、予算的裏付けを失った。

県官と師範学校教員を、県内各郡に年二回派遣するのも困難だったと考えられる。明治十六年の乙第九十号では学級試験の臨試について定められず、約二か月を経て、丙第三百三十六号で各郡役所に関係通達が出された。この時には郡吏中心の臨試体制が設定され、県官については臨試の可能性が示されるに留まっている。秋期学級試験が実施される直前まで、県官の臨試が検討されるも、遂に郡吏を中心にせざるを得なかつたものと推察される。

では何故、県官を学級試験の際に巡回させることが困難だったのだろうか。学制期の大試験の場合と比較して考えてみたい。「学制」では、大試験時の官吏臨席が規定されていた。これにより、明治九年の秋田県「小学生徒試験手続」では、第五課学務掛員と太平洋学校訓導の大試験臨席が定められた。県の学務担当課の事務簿には掛員の大試験派遣に關する公文書が見られ、県官の巡回臨試を裏付けている。⁽²⁸⁾

大試験は各等科の卒業試験であり、年一回の実施であった。また、各等科一級の修了生徒のみを対象とし、全校生徒が受験した訳ではなかつた。そのため学制期には、小区内の各校生徒を首部校に集合し、大試験を合同で実施することが行われた。⁽²⁹⁾首部校は、明治八年

以降、県内四八小区に一枚ずつ置かれていた。⁽³⁰⁾ゆえに、大試験の会場は四八箇所を整理されていたことになる。県官は、年一回、分担して四八会場を巡回すれば良かったので、負担も比較的少なかったものと考えられる。

これに比し、学級試験は各級の進級試験であり、年二回、半年ごとの実施であった。また、各等科各級の修了生徒を対象とし、全校生徒が受験するものでもあった。そのため、受験生徒の人数が遙かに多く、数校合同の試験実施は不可能に近かったと考えられる。

明治十六年乙第九十号の中でも、試験会場の数を整理することは考えられていた。試験規則改正の目的は、第二章2節で述べた通り、学級試験の期日と場所を固定し、県官臨試の便宜をはかることに在った。そのため、学級試験の際には、各学区の本校に分校の生徒が集められたのである。しかし、十六年の時点で県内には二六三の学区が存在していた。⁽³¹⁾一学区内に数校の本校も設置出来たため、⁽³²⁾本校の数は二六三を越えていたと推定される。この数では、県官が全部の試験会場を巡回するのは不可能に近い。そのため、十六年からの学級試験では、郡吏を中心に臨試せざるを得なかったと考えられる。

明治十六年九月の丙第三百三十六号では、教育課員の巡回臨試につき可能性が示された。しかし、その後、学級試験の分校での実施許可を求める陳情が各郡長から相次いで提出された。⁽³³⁾遠隔地の分校生徒にとり、本校への集合が非常な負担になることが多かったためである。そのため、十一月七日の九郡長への通達で、生徒の集

合が困難な場合、本校以外に試験会場を設けることが認められた。⁽³⁴⁾これにより試験会場の数が増え、ますます県官の巡回には不都合な状況となった。十八年の規則改正では、県官の巡回を春秋秋期のうち一回として巡回校数が半分に減らされている。この方法によって、漸く県官の巡回臨試が可能になったのである。

県官による臨試が困難だったことは、秋田県の試験規則が卒業試験廃止型だったことに起因すると考えられる。卒業試験廃止型の試験規則を設定した他府県について、進級試験での臨試態勢を見てみよう。「文部省日誌」を見ると、東京府と、山形、千葉、岐阜、滋賀、福井、鳥取、愛媛、熊本の八県が卒業試験を廃している。⁽³⁵⁾

東京府と鳥取県の試験規則には、臨試に関する規程が無い。千葉県の場合は、教育課員及び師範学校教員、学区内戸長および学務委員の定期試験への臨席が規程されている。だが、教育課員と師範学校教員については、「時宜ニ依り立会フナサマルコトアルヘシ」と記されている。他の六県の試験規則では、郡吏と学務委員の定期試験への臨席が定められている。その内、山形、岐阜、福井の三県では、学務担当の県官や師範学校教員を派遣する可能性も示されている。秋田県の臨試体制は、この三県のケースに近い。

卒業試験廃止型の試験規則を設定した府県では、県官を進級時の試験に常時派遣することを明記した規程は見当たらない。やはり、秋田県同様、人間的に無理があったためと考えられる。等級制が続く中で卒業時の試験を廃したことは、半年ごとの進級試験にその役

割も兼ねさせた意味を持つ。学期期の試験制度に比べ変則的な形となった。だが、進級試験の意味は学期期より重くなり、それに応じた厳正さも必要となった。さらに秋田県の場合は、進級試験の成績を比較表で全県に公表したので、学校現場にとって非常に重要な試験になったと考えられる。しかし、半年ごと各小学校の生徒全員を対象に実施する進級試験に、卒業試験と同じ監督体制を敷くのは困難であった。変則的な試験制度になったため、厳正な競争試験を維持するための監督人員を従来通り配置できなくなったのである。その結果、監督体制に隙が生じたものと考えられる。

こうした中、秋田県では学事奨励の目的から、進級時の学級試験の競争性が強化された。しかしそれは、学校現場の校長や訓導にとつては大きな負担になったと思われる。特に試験成績の比較表による公表は、教員個人の指導能力について優劣が比較されることを意味した。そのため、教員達は他校との成績競争に駆り立てられる結果になった。それは、教育課が当初から比較表の配布に期待していた効果だったとも考えられる。

だが、学級試験で他校との成績競争に勝つのは至難だったと思われる。比較試験の場合であれば、受験するのは選ばれた優等生のみであった。教員は優等生だけを指導すれば、比較試験で良好な成績をおさめることができた。これに対し学級試験の場合は、生徒全員が受験し、その成績結果が他校と比較されるものであった。教員の身にすれば、受持生徒の全員を受験指導し及第させる責務を負わざ

れたことになる。受持教員の姓名が郡役所に把握されたため、試験の出来不出来は進退問題にも関わっていた。教育課が、新教則を早期に県内に定着させるため、意図的に緊張感を高めた可能性も有り得る。しかし、現場の教員は、他校との成績競争で追い詰められる形になったと推察される。

明治十六年の秋期学級試験から、試験結果が全管内比較表にまとめられ各校に配付された。第一章で紹介した菊地節三の建言書には、秋期試験での不正発生が報告されていた。その中に「競争シテ多ク優生ヲ出スノ弊」とあったことに注目されたい。教員が不正を行う原因に、他校との成績競争が挙げられている。比較表による教員への締め付けが、不正発生を促した可能性が高い。

以上のことより、改正教育令期の秋田県の試験規則は、厳正な監督体制を敷けないまま競争性のみを強化した結果、試験不正を誘発したものと結論される。このことは競争試験の属性にも関わっており、厳しい競争が緩い監督の下で行なわれたため不正発生は必然だったと言える。試験制度の「過渡期のひずみ」は、具体的には右のような形で弊害を及ぼしたのである。

また、明治十年代から二十年代にかけては、競争試験の自己目的化が進み、各府県で競争の過熱や不正の発生が報告されている。その背景として、教育関係者の意識が学期期以来の競争主義にあったことを指摘できる。秋田県の明治十六年の試験規則は、各校の競争を促し新教則を早期定着させることを目的としていた。しかし、学

校現場の教員達も、競争主義から脱け出せないでいたらしい。前記した菊池節三の建言書では、試験不正が報告された一方、学事振興策として比較試験法の復活が要望されている。同年二月に、雄勝郡第廿学区山田小学校校長の井上和作も建言書を提出し、その中でも比較試験の実施が求められている。比較試験は競争試験の最たるものであり、教員達の意識も県の学務担当に近かったことが分かる。

改正教育令期の秋田県の試験規則は、このような意識下で作成されたため、競争性が過度に強められたものと推察される。

3 県教育行政への影響

最後に、試験不正の多発が、改正教育令期の県教育行政にどのような影響を及ぼしたか考えてみたい。

秋田県では、改正教育令を実施する教育施策が、明治十四年以降、年度ごとに積み重ねられた。第一部でも述べたが、「文部省年報」の「秋田県年報」では、十四年が諸法規の草案作成、十五年が諸法規の制定、十六年が実施着手の段階と位置付けられている。³⁶しかし、十六年には、松方財政に因る全国的な不況が起り、秋田県の経済も影響を被った。この年、県会では公学費の削減が唱えられ、地域では教育費の滞納者が増加した。³⁷改正教育令の実施着手の年に、経済的問題から教育行政が遅滞する事態になっていた。そして、同じ年に試験不正が県内に蔓延したのである。教育行政にとっては、二重の打撃であったと推察される。

明治十七年の「秋田県年報」では、十七年は諸法規の実行督促の

段階に位置付けられている。³⁸不況の影響で、改正教育令の実施が困難な状況に在ったことが背景に考えられる。この年に試験規則も部分改正されたが、不正は後を断たなかった。そして、第一章で述べた通り、十八年には試験秩序の回復が緊急課題になっていた。秋田県内の小学校の試験秩序は、改正教育令期を通じて混乱し続けたこととなる。

試験秩序の混乱は、試験に基づく等級制を「骨抜き」に近い状態にしたと考えられる。その結果、生徒へのカリキュラムの定着が不十分な状態となった。改正教育令体制のかなめは、文部省の「小学校教則綱領」に準拠した教則を定着させることであった。それが、試験不正の蔓延で妨げられたのである。

また、不正の多発は、試験方法の改良運動が秋田県で盛り上がる際の障害になったとも考えられる。第二部でも紹介したが、天野正輝氏は、明治十八年の長野県「小学校各等科試業法」において、開発主義教授法に基づく授業改良を目的に変革が加えられていることを指摘された。³⁹この試業法では、出題方法が授業課程に即した形に改善されている。算術の場合、「推理力ト実地応用トヲ試ムルニ足ルヘキ」問題を選定する規程である。改正教育令期の長野県でこのような試験規則が作られたのは、当時、試験法の改良で授業法も改良すべしとの意見が各地で出されていたことが背景にある。天野氏は、改正教育令に基づく小学教則と試験規則が出そろった明治十六年頃から、教育会雑誌に教授法と試験との関連を論じた文章が発表

されていることを紹介している。

これに対し秋田県では、教員の中から改良運動が盛り上がった形跡を県庁文書の記録から発見出来ない。試験不正が学校現場に蔓延した状況では教員の意識も低下し、積極的な改良運動を行う気運は生まれ難くなっていたものと推測される。菊地節三や伊藤兵吉らの建言も、試験に関しては不正の取締りという次元の意見に留まっている。

不正が一般化した異常な状況でなければ、教員の中から試験改良の運動が起きていた可能性も考えられる。明治十六年に、北秋田郡第二学区綴子小学校の校長石井修太郎が、学校現場への理化学教育器具の普及策を建言している。これは、生徒に実際の器具に触れさせ、耳目を以て理解させるため、開発教授法の考え方に基づいていた。⁽⁴⁰⁾当時、秋田県内の教員にも、開発教授法の影響が及んでいた例である。不正の蔓延は、教員が開発教授法に基づき試験改良を考える機会を妨げた。だが、不正発生の原因が過度な競争試験にあつたとすれば、競争主義の過熱が改良運動の普及を妨げたとも言える。

おわりに

改正教育令期の秋田県内で試験不正が多発したことは、学制期に導入された試験制度の理念型が一部崩れ、厳正な試験実施を維持するシステムに緩みが生じた結果と考えられる。等級制が厳正な試験

制度に基づき維持されていた時期には、競争の自己目的化による不正の発生はある程度抑制されていた。秋田県では改正教育令期に、そのバランスが崩れたと言える。試験制度の緩みは等級制の緩みをも意味しており、進級制度が学年制へ移行する「過渡期」の現象として見る事ができる。等級制と試験は不可分の関係にあったからである。これまで、改正教育令期における小学校の試験については、競争の過熱や授業改良との関係が指摘されてきた。⁽⁴¹⁾しかし、この時期については、進級制度および試験制度の「過渡期」として考えることも必要かと思われる。本稿が、改正教育令期の試験制度につき、聊かなりと新たな視点を呈示できたとすれば幸甚である。

註

- (1) 天野郁夫『試験の社会史』（東京大学出版会、一九八三年）一八九～一九二頁
- (2) 明治十七年「教育課学務掛事務簿」学事之部卷番
- (3) 拙稿「改正教育令期の秋田県小学校試験規則 I」（秋田県公文書館『研究紀要』第五号、一九九九年）
- (4) 同
- (5) 同、明治十六年の試験規則改正過程において、文部省の指導により「定期試験」が「学級試験」に改称された。
- (6) 明治十七年「教育課学務掛事務簿」学事之部卷番 学事協議会は、明治十七年二月八日に、各郡長と学務担当の郡書記を県庁に召集して開催され、町村教育費の問題を中心に諮問が行なわれた。

- (7) 明治十七年「秋田県布達集」複製本69 所収
- (8) 明治十七年『文部省第十二年報』二冊(宣文堂書店、一九六六年) 二六三頁
- (9) 明治十八年「本県達留」所収
- (10) 明治十八年『文部省十二年報』二冊(宣文堂書店、一九六七年) 三五六～三五七頁
- (11) 明治九年「本県達留」所収
- (12) 明治九年「本県達留」所収
- (13) 明治十六年「教育課学務掛事務簿」学事之部三番
- (14) 明治十四年「法令全書」所収
- (15) 明治十五年「本県布達留」所収
- (16) 明治十五年「本県達留」所収
- (17) 明治十六年「教育課学務掛事務簿」学事之部三番
- (18) 明治十一年「本県達留」所収
- (19) 明治十三年「本県達留」所収
- (20) 明治十七年「教育課学務掛事務簿」学事之部老番
- (21) 明治十七年『文部省第十二年報』二冊 二六三頁
- (22) 明治十八年「教育課学務掛事務簿」学事之部全
- (23) 明治十八年乙第三十五号の部分改正により、第十一条以後が一条ずつずれた結果、第十三条が第十四条となった。
- (24) 明治十八年「本県布達留」所収
- (25) 明治十八年「教育課学務掛事務簿」教員以下進退之部二番
- (26) 「十六年度県会ニ関スル決議書類」
- (27) 明治十六年「秋田県通常会議日誌」第五号(「秋田県議会議録」複製本22 所収)
- (28) 明治十一年「第五課学務掛事務簿」教員生徒進退ノ部老番、武番、三番、四番、五番、六番、明治十一年「学務課督学掛事務簿」教員生徒進退ノ部老番、武番、明治十二年「学務課督学掛事務簿」教員生徒進退ノ部三番、四番、五番
- (29) 生徒進退ノ部三番、四番、五番
- (30) 明治十年『文部省第五年報』一冊 一七頁、「県内小学区中地理便にして就学生徒多く且教場ノ体裁略備ハレル学校ヲ選ヒテ之ヲ小学首部校ト称シ全管中ニ四十八首部ヲ置キそ近方ノ学校ヲシテ之ニ隸属セシメ県官出テ生徒ヲ試験スルノ日ハ此ニ隸属セル学校等ノ生徒ヲ集合スル等ノ便ニ供シ」
- (31) 乙第廿八番(明治八年「本県達留」所収)
- (32) 明治十五年一月二十日の甲第四号(明治十五年「本県布達留」所収)で県内に三〇一学区が設置されたが、十二月九日の無号廿四(明治十五年「本県達留」所収)で二六三学区に整理された。
- (33) 明治十五年「教育課学務掛事務簿」学事之部二番
- (34) 同
- (35) 「文部省日誌」明治十五年第十九号、明治十四年第三十三、二十一号、明治十五年第二十三、四十二、四十六、五十二、一、明治十四年第十五号
- (36) 明治十五年『文部省第十年報』二冊(宣文堂書店、一九六六年) 五一二頁、明治十六年『文部省第十一年報』二冊(宣文堂書店、一九六六年) 四七七頁
- (37) 明治十六年『文部省第十一年報』二冊 四六八頁
- (38) 明治十七年『文部省第十二年報』二冊 二六〇頁
- (39) 天野正輝「教育令期(1979)1885」における授業改良と試験法」(「京大教育学部研究紀要」34、一九八八年)
- (40) 明治十七年「教育課学務掛事務簿」学事之部老番 『秋田県教育史』第五卷通史編一 三五一～三五二頁
- (41) 斎藤、前掲書、天野正輝、前掲論文

「元禄家伝文書」に関する一考察

加藤 昌 宏

はじめに

- 一 元禄・宝永期の秋田藩家臣団
1 宝永五年分限帳の分析について
2 所預・組下預の変遷について
- 二 「元禄家伝文書」の概要
- 三 「元禄家伝文書」の成立過程
1 系図提出状況について
2 元禄十一年の角館の系図提出について
- 四 「元禄家伝文書」の伝来過程
おわりに

はじめに

元禄期の秋田藩については、元禄十四年（一七〇一）に会所政治が実施され、家老や三奉行など要職による合議制に移行したこと、

これにより一貫した方針に基づく政務・財務の遂行が可能となり、延宝・天和期より続く窮迫した財政事情に小康状態がもたらされたことなどが、よく知られている。⁽¹⁾この会所政治の実施に先立ち、秋田藩では元禄十年に文書改奉行に任じられた岡本又太郎元朝や、中村又左衛門光得らを中心として修史事業が開始されている。この事業については、「秋田藩家蔵文書」の成立過程の検討を中心に多くの研究がすすめられてきた。⁽²⁾

それらの先行研究では、修史事業の主目的である「佐竹家譜」編纂の過程で、家臣団に対し系図や伝来文書の提出が度々命じられていることが紹介されている。そして、提出された系図・文書に対し真偽の検討がなされたのち「秋田藩家蔵文書」や「諸土系図」⁽³⁾などがまとめられたとされている。また、編纂過程や文書の提出状況がより詳細に検討するには、当時提出された系図や伝来文書そのものの分析が必要であるとして、当館が所蔵する「元禄家伝文書」と呼ばれる史料群の整理・分析の必要性が指摘されている。⁽⁴⁾「元禄家伝

文書」は、秋田藩の家臣団の系図を膨大に含むことから、非常に利用頻度の高い史料群であるが、これまで史料群としての検討はほとんど行われていない。そこで本稿では、「元禄家伝文書」の概要を紹介するとともに、当時の修史事業についても若干の考察を加える。

一 元禄・宝永期の秋田藩家臣団

1 宝永五年分限帳の分析について

はじめに、元禄・宝永期の秋田藩家臣団についてみる。

秋田藩の家臣団構成については、「分限帳」と呼ばれる史料に基づき、藩政初期段階の慶長期・寛永期と、幕末嘉永期の状況がすでに明らかにされている。当館でも、戦国期の浅利氏や秋田氏の家臣団の分限帳、常陸時代の佐竹家臣団の分限帳などを含む、多くの分限帳を所蔵している。しかし、作成年代が不明な写本がほとんどであり、記載する内容については多少の吟味・検討を要するものが多し。本章では、当館が所蔵する分限帳のうち、「佐竹藩御家中并在々寺社領石高控」(以下「石高控」)という史料を用いて、修史事業が進められた当時の家臣団構成についてまとめたい。

「石高控」は、東山文庫に所収される写本の分限帳である。その様式は、城下町久保田と、久保田以外に家臣が置かれた在町ごとに、知行高の順に家臣名が記される。そして記載される家臣に足軽や陪臣は含まれていない。これは一般的にみられる秋田藩の分限帳の様

式と同様である。また記載内容については、巻末に「宝永五年調査」の記載があることから、写本ではあるが、宝永五年(一七〇八)時点における家臣団構成をまとめた史料とみてよいであろう。

この「石高控」の内訳をまとめたのが表1である。また、家臣数の推移をみるために、寛永四年(一六二七)と明治元年(一八六八)の各町ごとの家臣数と比較したのが表2である。宝永五年当時の総家臣数は一七五六人となっているが、まず表1をもとに石高の面から、次に表2をもとに年代ごとの推移から、当時の家臣団構成についてみる。ちなみに、宝永二年調査による秋田領内総人数は「三拾五万八千拾六人」であり、全体における家臣数の割合はわずか〇・五パーセントに過ぎない。

さて、まず石高ごとにとみると、全体では一〇〇〇石以上の者が二九人、二〇〇〜一〇〇〇石の者が一七五人、一〇〇〜二〇〇石の者が三二一人、一〇〇石未満の者が一二五人となっている。一〇〇石未満の者が全体の七割でもっとも多い傾向にある。さらに五〇石未満の者でも七五〇人で全体の四割を超える。また久保田と在町を比較すると、二〇〇石以上の者二〇四人中一七九人、およそ九割の者が久保田給人である。これに対し、一〇〇石未満の者は久保田では五八パーセントであるのに対し、在町では八三パーセントとなる。さらに五〇石未満では久保田三〇パーセントに対し、在町五八パーセントとその差が顕著になる。つまり、宝永期の秋田藩家臣団については、石高をみる限りでは一〇〇石未満、あるいは五〇石未満の

表1 宝永5年秋田藩家臣団の内訳

所預・組下預	久保田	大館	湯沢	横手	松山	角館	十二所	院内	刈和野	角間川	計
	一	佐竹六郎	佐竹淡路	戸村十太夫 向源左衛門	須谷酒之介 石塚主殿	佐竹主計 塩谷民部	茂木筑後	大山因幡	波江内膳	岡本又太郎	
5000石以上	3	1	1	1	1						7
4000石～	2					1					3
3000石～	1						1				2
2000石～	1										1
1000石～	16										16
900石～											0
800石～	2										2
700石～	2					1					3
600石～	7										7
500石～	11			1				1			13
400石～	18										18
300石～	28	1		2	1	1	1				34
200石～	88	2		4	2		1		1		98
190石～	4			1							5
180石～	6			1			1				8
170石～	14			1	1						16
160石～	16	2		1	1		1				21
150石～	55	4		5	2	1	1			1	69
140石～	6	1									7
130石～	17			1	1	1	1				21
120石～	21	2		6	1		1				31
110石～	13		2	4	1	1	1				22
100石～	75	6	13	7	4	3	9	3	1		121
90石～	19	1		5		3					28
80石～	59	8	7	15		6	7	1	3		106
70石～	43	10		15	1	4	5	1			79
60石～	29	9	7	14	1	4	7	2			73
50石～	120	12	6	25	1	6	12	1	6		189
40石～	78	19	16	24	10	17	4	1	6		175
30石～	131	7	14	13	9	8	8		2		192
20石～	58	25	5	17	8	12	15	2	1	7	150
10石～	17	28	12	65	12	11	19	3	1	34	202
10石未満	4	3		8	2	12					31
石高不明				6							6
計	964	141	83	242	59	92	95	15	21	44	1756
その他	足軽 890人 中間 250人 町同心 40人 その他 10人 大船足軽20人	足軽60人	足軽60人	足軽120人	足軽93人	足軽60人	足軽60人	足軽30人	足軽60人		

註) 1. 史料末尾の総計では久保田給人「969人」、総人数「1761人」となっている。しかし実際には964人分の記載しかなく、惣人数も1756人となる。本表はそれに従った。
 2. 史料末尾の総計では大館惣人数「141人」となっており、「比内大肝煎」など4人が含まれた数字となっている。一方、「生保内村」「金沢村」などの者10人は久保田給人には含まれていない。本表はそれに従った。
 3. 史料には、上記のほか「寺社領」「京都・薬師寺」分の記載があるが、本表では除いた。

知行高の少ない家臣が非常に多く、城下町である久保田の家臣よりも、在町に居住した家臣にその傾向が強いといえる。

次に、家臣団数の推移についてみる。

表2 秋田藩家臣団の推移

	寛永4年 (1627)	宝永5年 (1708)	明治元年 (1868)
久保田	549	964	1296
大湯	82	141	122
横手	—	83	84
横山	110	242	222
横所	25	59	45
角館	42	92	100
二所	61	95	102
院内	—	15	17
刈野	19	21	23
角川	—	44	65
計	888	1756	2076

宝永五年の一七五六人という数字は、寛永四年の総数八八八人からすると、ほぼ倍増した数字となっている。ところが、

寛永期の総数には湯沢や院内給人が含まれず、角間川については久保田分に「貳百三拾石 角間川

給人」と一括して記載されているに過ぎない。これは、秋田藩における領内支配や家臣団支配の体制がいまだ確立せず、過渡期的状況であったことなどが関連すると考えられる。しかし、各在町ごとに比較した場合でも、刈和野を除くほとんどの在町でかなりの増加がみられることから、宝永五年までの約八〇年間に於いては、倍増とはいかないまでもそれに近い増加があったといえそうである。

一方、明治元年の総数二〇七六人は、宝永五年よりも三二〇人ほど増加した数字である。在町にも多少の増減はあるが、この増加数は久保田の増加分にはほぼ等しい。さらに言えば、久保田の一〇〇石

未満の者が宝永五年の五五八人から明治元年では九〇二人へ増加していることから、知行高の少ない者の増加であったといえる。これは藩政後期から幕末にかけて多くみられた一代限りの取り立てなどに原因があると考えられる。反対にそれ以外の家臣については、宝永から明治にかけて家臣団移動などにともなう大規模な増減はなかったと考えられる。

つまり、秋田藩の家臣数については、寛永期から宝永期にかけては領内全域にわたり大幅な増加がみられたが、明治にかけては基本的に変化が少なかったといえる。これは秋田藩の家臣団構成が宝永期にはある程度確立していたことの表れともいえよう。

2 所預・組下預の変遷について

ところで、秋田藩では領内の家臣団を所預や組下預という制度で支配していたとされる。この点について若干ふれておきたい。

所預とは、佐竹氏の秋田入部に際し、領内の要所に配置された佐竹一門、あるいは譜代重臣である。当初は領内支配のための軍事的側面が強く、自身の家来とともに藩から派遣された家臣を指揮し、その任にあたった。このとき各所に置かれた藩の給人がのちに組下とよばれる。所預と組下とはあくまで藩に対しては平等の立場であり、組下給人は所預を中心として各地の政務を行ったとされる。また、所預ではないものの久保田居住のまま組下を指揮した者も存在した。しかし、領内支配の進展や政治機構の整備とともに藩内における所預の役割にも変化がみられる。とくに、一定地域の軍事・民

政を管轄する役割が、新たに設置される代官や郡奉行などに移され、時代が下るにつれて所預の権限はしだいに縮小されたのである。

この所預・組下預の制度は、秋田藩の支配体制の大きな特徴のひとつである。しかし、所預については、藩政機構における役割や立場、組下給人との関係、また時代ごとの役割の変遷など、その実態はほとんど明らかにはされていない。ここでは家臣団形成との関連において、宝永五年までの所預と組下預の就任経緯についてみる。

表3は「国典類抄」前編嘉部五十一をもとに作成した年表である。

入部当初の家臣団配置や移動については、「佐竹家譜」や「羽陰史略」など様々な史料に記されているが、諸説あるものやあいまいな説も多くみられる。そのようななかで、湯沢の佐竹南家や大館の小場家（のちの佐竹西家）、刈和野組下を指揮した渋江氏などのように、入部から間もない慶長期の段階から各所の所預または組下預の任にあたり、代々世襲した者がみられる。

しかし一方では、何度も交代を繰り返した例もある。例えば院内の所預の変遷を表3にみると、寛文十一年（一六七二）には真壁右衛門から小田野刑部へ、翌年には小田野から矢田野四郎左衛門へ交代し、延宝八年（一六八〇）に大山因幡が就任している。以後院内では大山氏が代々所預の職を務めている。また十二所でも延宝から天和にかけて、塩谷伯耆から梅津五郎右衛門へ、さらに茂木儀右衛門へと所預が交代している。以後十二所では茂木氏が代々その職を務める。この他、寛文十二年には須田主膳に代わり戸村十太夫が横

表3 所預・組下預の変遷

年 代	在町名	出 来 事	形態
慶長7年(1602)	横手	向光政横手城代。須田美濃守とともに横手支配	—
慶長8年(1603)	横手	光政家老として久保田へ移住。代、長子政次	相統
明暦2年(1656)	角館	北河内久保田より角館へ移住	交代
寛文11年(1671)	院内	真壁右衛門御免願い。代小田野刑部	交代
寛文12年(1672)	横手	須田主膳御免願い。代戸村十太夫	交代
同 年	院内	小田野刑部病氣御免願い。代矢田野四郎左衛門	交代
延宝5年(1677)	角館	今宮弾正組下支配、代佐竹主計	交代
延宝7年(1679)	十二所	塩谷伯耆境目不調法。代梅津五郎右衛門	交代
延宝8年(1680)	院内	大山因幡院内へ移住	交代
天和元年(1681)	角館	今宮摂津守不調法。組下支配代矢田野四郎左衛門	交代
天和3年(1683)	十二所	梅津五郎右衛門病氣御免願い。代茂木儀右衛門	交代
貞享元年(1684)	角館	矢田野四郎左衛門組下支配、代塩谷民部	交代
元禄3年(1690)	刈和野	渋江源蔵、跡目相統。刈和野組下支配とも	相統
元禄5年(1692)	横手	向庄九郎、跡目相統。横手支配とも	相統
同 年	院内	大山十郎、跡目相統。組下支配とも	相統
元禄9年(1696)	松山	松野源五郎病死。組下支配代石塚孫太夫	交代
元禄14年(1701)	横手	向源左衛門、跡目相統。横手支配とも	相統
同 年	松山	戸村西之助、多賀谷跡目相統。組下支配とも	相統
宝永4年(1707)	角間川	梅津半右衛門組下支配、代岡本又太郎	交代

手城代となり、角館では今宮摂津守から矢田野四郎左衛門、塩谷民部へと組下支配が交代している。交代の理由は様々であるが、寛文期から貞享期にかけては、所預や組下預の職は必ずしも世襲するものではなかったといえる。

ところが元禄期に入ると、「国典類抄」では跡継ぎへの相続が認められた記事が多くなる。わずかに、元禄九年に松山組下支配が松野源五郎から石塚孫太夫へ交代する例と、宝永四年（一七〇七）には梅津半右衛門支配の角間川組下が、修史事業の中心人物である岡本又太郎元朝の支配となる例があるが、松山組下は享保十一年（一七二六）に松野氏支配に復帰、角間川組下にいたっては岡本就任からわずか五年後の正徳二年（一七一二）に梅津氏支配に復帰している。宝永以降の記事をみても相続の記事がほとんどで、他家に交代する事例は先の松山の事例程度である。このことから、所預や組下預の任務が元禄・宝永期の段階からしだいに世襲とされはじめたと見える。これは所預や組下預が、軍事的側面が強かった当初には個人に与えられる役割であったものが、秋田藩の支配機構がしだいに確立するにともない、家に与えられる役割へと変化したものと考えられるのではないだろうか。しかし現時点では所預や組下預による支配制度の解明をするだけの準備がなく、この点については今後の課題としたい。

元禄・宝永期の秋田藩家臣団について、「石高控」の分析と当時の所預・組下預制の検討を試みたが、家臣団の支配体制については

この時期にはほぼ確立したといえそうである。秋田藩の修史事業は、こうした支配体制の確立期に始められている。

二 「元禄家伝文書」の概要

本章では、「元禄家伝文書」を分析した結果を紹介し、史料群としての性格についてまとめた。

まず史料の総数であるが、昭和五十二年に刊行された「秋田県歴史資料目録 第十三集¹²⁾」では二四九五点となっている。しかし枝番号の処理などを行った結果、現時点では二五〇六¹³⁾点の史料が含まれていることを確認することができた。また史料の内訳であるが、①系図・由緒書、②伝来文書、③その他、に分類することができる。これらの各点数と全体の割合を示したのが図1である。

これによると、全体の約七割にあたる一七八二点¹⁴⁾が各家臣から提出された①系図・由緒書であり、「元禄家伝文書」の中心といえる。しかし、元禄期の修史事業のなかで提出された系図類・伝来文書は、原本については真偽の検討・吟味を経たのち返却されたことになっている。このため、「元禄家伝文書」が当時の修史事業の際に作成された史料群とすれば、含まれる系図・由緒書や伝来文書は、原本ではなく写しと考えられる。そこで系図・由緒書一七八二点について、提出地域別、提出年月別にまとめたのが表4である。

まず地域別についてみる（表4-1(1)）。一七八二点のうち、提出

図1 「元禄家伝文書」内訳

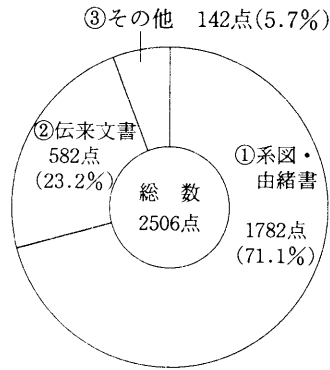


表4 系図・由緒書の内訳

(1) 地域別内訳			
久保田	613(※1)		
大館	200		
湯沢	105		
横手	211		
桧山	18		
角館	193(※2)		
十二所	91	※1 宝永5年「石高控」にならい、	
院内	30	金沢(2人)と生保内(1人)を	
刈和野	16	含む	
角間川	79	※2 宝永5年「石高控」とは異なるが、	
計	1556	分家である佐竹式部少輔家の家中を含む	
(2)-1 年代別内訳		(2)-2 元禄11年月別内訳	
寛文5年	1	正月	32
元禄10年	157	2月	366
元禄11年	872	3月	69
元禄12年	11	4月	10
元禄13年	25	5月	5
元禄14年	16	6月	5
元禄15年	11	7月	304
元禄16年	6	8月	76
元禄17年(宝永元)	3	9月	0
宝永2年	45	10月	0
宝永3年	16	11月	2
宝永4年	3	12月	0
宝永5年	6	月不明	3
宝永6年	4	計	872
正徳・享保	8		
宝暦以降	13		
計	1197		

者の居住地域が確認できた一五五六点を分析の対象とした。「元禄家伝文書」中の系図・由緒書の多くには、端裏部分に提出者の居住地と名前が記されている。基本的にこれに基づいたが、一部を前出

の宝永5年「石高控」で補った。表1の数字と比較すると、大館・湯沢・角館などの地域で、宝永5年の分限帳に記された人数より提出された系図類の方が多いことがわかる。この点については様々な

原因が考えられるため、次章で改めて検討する。

次に年代別についてみる。提出年月日が史料上に明示されている一九七点を対象とし、まとめたのが表4-1(2)-1である。元禄・宝永期に提出された史料が、一九七点中一一七五点と全体の九八パーセント以上を占めている。このことから「元禄家伝文書」の系図類は、当時の修史事業の際に作成された史料であり、写しにあたる史料とみて差し支えないと考えられる。またそのなかでも元禄十一年(一六九八)に提出された系図類が前後の時期に比べてはるかに多い。この元禄十一年の提出系図を月別に表したのが表4-1(2)-2であるが、元禄十一年のなかでもさらに二月前後と七・八月の提出量が際だっているのが確認できる。系図の提出時期が特定の時期に集中しているのは、藩から家臣団に示された提出命令との関係が考えられるが、この点についても次章で検討する。

次に全体の四分の一を占めるのが、各家が所蔵する②伝来文書五八二点である。これらも系図類と同様に、原本ではなく写しであると考えられる。このため、点数は五八二点であるが、提出者によっては所蔵する複数の文書を一点にまとめて写したものも多い。場合によっては一点の中に一〇点も二〇点も写した史料もあり、それらをそれぞれ一点ずつ数えると、五八二点の中には八一二点の伝来文書の掲載を確認できた。この他に系図の中に伝来文書を書き込んで提出した例もあるが、今回は検討の対象から外した。この八一二点の伝来文書について、「秋田藩家蔵文書」に掲載されている史料

(総数三九七四点)と比較したところ、全体の九割近い七一四点の史料が一致した。家蔵文書と同様の性格を持つとされる「御文書」¹⁵⁾などの他史料との比較により、さらに多くの史料を確認できる可能性も高い。つまり「元禄家伝文書」に含まれる伝来文書は、藩が没収した史料などではなく、そのほとんどが、各家臣からの提出後、藩の吟味を経て家蔵文書に載せられた史料といえる。

また、分類上③その他とした史料一四二点であるが、藩に提出された際に添えられた目録、系図提出の遅延願い、あるいは嫡庶論争に関する口上書などである。数は少ないものの、これらの史料が含まれていることから、「元禄家伝文書」については、提出された史料を藩が写したものなどではなく、家臣が提出した史料そのものである可能性が高いといえる。

以上をまとめると、「元禄家伝文書」は、元禄・宝永期の修史事業にとめない、写しの状態で各家臣から藩に提出された系図類・伝来文書からなる史料群であると考えられる。

三 「元禄家伝文書」の成立過程

1 系図提出状況について

本節では、家臣数と提出数の関連、提出時期の集中の二点について検討する。

表5は、提出者の居住地域が確認できた一五五六点の系図・由緒

書を、それぞれ提出時期ごとに表したものである。提出時期については、特に集中していた元禄十年、元禄十一年正月から三月、元禄十一年七・八月を取り上げた。なお、元禄十一年とは記されないが、干支で「寅」と記された系図類の数量を併記した。提出年が干支のみで記されている系図は一六五点確認できるが、一三三点に寅年と記されている。圧倒的に寅年提出が多いことと、元禄・宝永期の系図提出時期に該当する寅年が元禄十一年にはほぼ限られることから、寅年と記された系図類については元禄十一年提出とみて間違いないであろう。他の干支について年代が特定できないものがあることなどから、前章では干支のみ記された系図類は年代別分析の対象とならなかったが、ここでは参考のために併記する。

この表により提出状況の特徴をみると、まず元禄十年の系図提出が久保田と横手の給人、特に久保田給人に集中している点が挙げられる。次に元禄十一年についてみると、横手・角館・十二所のうちに二月前後と七・八月の両方にまとまった提出がみられる場合、久保田・湯沢・刈和野・角間川のように二月前後の提出が多い場合、大館・院内のように七・八月の提出が多い場合と一様ではないことがわかる。つまり、各地域により系図の提出状況が異なるのである。ただし、あくまで写して提出された系図類からなる「元禄家伝文書」の分析を通しての傾向であり、原本の提出状況については別途検討の必要があろう。

また元禄期の修史事業における、家臣団に対する系図類・伝来文

表5 地域・年代別提出数一覧

	元禄10年	元禄11年 正~3月	元禄11年 7・8月	その他	不明	計
久保田	90	167 (63)	0	90	203	613
大館	9	9 (5)	104 (28)	7	38	200
湯沢	3	84 (3)	1	14	0	105
横手	25	62	102	22	0	211
桧山	0	0	1 (2)	1	14	18
角館	5	39 (10)	106 (3)	30	0	193
十二所	5	30 (8)	41 (2)	5	0	91
院内	6	3	19 (2)	0	0	30
刈和野	1	13 (1)	0	1	0	16
角間川	0	38	0	41	0	79

()内は寅年の提出数

表6 文書提出命令一覧

年 代	提出方法に関する主な内容
① 元禄9年8月	「自分之系図在来候通写ニ而可被差出候」 「面々先祖之興敗申伝咄伝たり共書付可被差出、覚書等ハ勿論写ニ致可被差出事」
② 元禄10年8月	「古キ書状・聞書・家之系図、相知次第、由緒等、本書ニ而成共写ニ而成共封印ニ而可被差出候」
③ 元禄10年12月	「御旗本ハ町切ニ急度相調書付可被差出候、在々組下ハ其組下切ニ相調書付可被差出候」
④ 元禄11年6月	「先達而御組下之面々系図・証文等写ニ而被指出候、右之分不残此度本書可被差出候」 「彼面々ニ三代も相知候通、系図ニ書つゝらせ可被差出候」
⑤ 元禄13年6月	「数代書綴り候系図写差出され候面々ハ、先頃催促の上本書被差出といへとも、(中略)、古き書ものゝ類其外古来持伝る系図・証文等不残差出さるへし」
⑥ 元禄13年11月	「慶長八年已然之知行御黒印処持之面々於有之ハ、御用ニ候間本書ニ而早々可被差出候」 「当年中に系図不差出面々は御記録に載らるへからす」
⑦ 宝永3年3月	「御家中系図吟味有之ニ付、古系図御文書処江可差出」

「元禄家伝文書」に関する一考察

七〇

書の提出命令についてまとめると表6のようになる。¹⁶⁾ このなかで④の提出命令に注目すると「先達而御組下之面々系図・証文等写ニ而被指出候、右之分不残此度本書可被差出候」と、以前に系図を提出した者にも本書での再提出が命じられていることがわかる。このため、同じ人物が二度以上にわたり提出している例が少なからずみられ、系図の提出状況のもうひとつの特徴となっている。

例えば角間川給人についてみると、元禄十一年二月には三六人から三八点の系図類が提出されている。この三六人はすべて宝永二年十一月にも再び系図を提出し、結果的にこの年の提出数は三八人から四一点となっている。こうした事情から、「元禄家伝文書」に残る角間川給人による提出系図数は計七九点となり、宝永五年「石高控」上の角間川給人四四人よりも多い数字となるのである。前章において、「石高控」上の家臣数よりも提出系図数の方が高い点を指摘したが、その理由のひとつがこうした提出状況にある。

このように、元禄・宝永期の提出状況の特徴としては、地域ごとに違いがある点と、同一人物による提出の重複が多い点が挙げられる。

さらに、系図類の提出方法についてみると、①の命令では「写」、②では「本書ニ而成共写ニ而成共」、④・⑤・⑥では「本書」の提出が命じられるなど、それぞれ異なっているのがわかる。「元禄家伝文書」として残る系図類・伝来文書は「本書」ではないと考えられる。ところが、写しによる提出が認められていた①・②の段階で提出された系図類が残るのはともかく、「本書被可差出」とされた

④の命令に対しても、大量の写し系図が提出されているのである。この点について、角館の事例をみることにしたい。

2 元禄十一年の角館の系図提出について

「石高控」によると、宝永五年の角館住居の家臣は、佐竹左衛門組下と塩谷民部組下をあわせて九二人となっている。一方「元禄家伝文書」には、角館から提出された系図類が一九三点含まれている。家臣数よりも提出数が多い理由については前節でみたとおりであるが、角館の場合には、これに一七人（提出系図は一九点）の「四郎三郎様御家来」が含まれていることも理由のひとつに挙げられる。四郎三郎とは、元禄十四年（一七〇二）に秋田藩から一万石で分家した佐竹式部少輔家の佐竹義都である。式部少輔家自体は知行地を持たず、秋田藩からの蔵米支給であったが、佐竹北家以前に角館所預であった芦名家の旧家臣の一部が、当時式部少輔家の財政管理などに携わっていたのである。角館からは、彼らの提出分を含め、元禄十一年の正月から三月にかけて四九点、七・八月に一〇九点の提出がみられる。これらの系図類が提出される経緯についてみる。

史料1

（前略）、今日ハ此度申立候由緒書我等分且家中・与下共二段々出シ候吟味申候、且山方庄右衛門事山方民部分レ之由ニ候へとも民部所之系図ニ不見候、依之先立而久保田江参申通候へとも証抛無之候故合点不被申候、其去年中より度々民部被申越候ニ挨拶も延引行違も候て庄右衛門不調法之様ニ候、其段民部所江申遣候故

今日庄右衛門断延慮申付候、山方之名字同字ニハ成間敷との事其段ハ我等所より可申遣由申候、（後略）

史料2

（前略）、今日も与下共由緒書上候、明日小野治右衛門自分用候て久保田江参候幸とは是ニ我等を始家中・与下迄由緒書遣候筈也、民部所へも庄右衛門儀申遣候、名字之儀ハ先祖より名乗来候間此度御申候として不図相止候儀ハ不成候了簡吟味申追而可申候、当年ハ民部も江戸御供之由申候間御登前余日も無之候、来年下之上可申入由口上書も名兵衛を以申遣候、（後略）

史料1は「北家御日記」六十一卷¹⁸の元禄十一年二月二十一日条、史料2は同二月二十二日条の記事である。

まず史料1により、北家家臣と組下給人の両方の系図が、所預・組下預である佐竹北家に提出されたことが確認できる。おそらくは北家の御用所に提出されたのであろう。そして、藩に提出される前に北家により吟味されている。これは表6の③の命令にある「在々組下ハ其組下切ニ相調書付可被差出候」に対応したものと考えられる。そして史料2によると、吟味を経た系図類は、私用で久保田に向かう北家家臣小野治右衛門に「幸い」と託され、久保田の名兵衛のもとへ届けられている。名兵衛は、北家の久保田屋敷番と考えられる。つまり角館では、北家家臣と組下給人の系図がともに一旦北家に集められ、吟味を経たうえでまとめて提出されたのである。

また、系図を吟味する段階で問題が起きた場合の様子を史料1・

2からうかがうことができる。ここでは、北家家臣山方庄右衛門の提出系図と久保田給人山方民部系図との関係が問題となっている。民部家との繋がりを主張する庄右衛門に対し、民部はその事実が認められないとして確認の必要が生じたのである。このため、互いに久保田と角館を行き来しながら検討を重ねるはずが、双方の行き違いや庄右衛門の不調法があり、結果的に庄右衛門は民部家分流とは認められていない。⁽¹⁹⁾つまり系図吟味のなかで問題が発生した場合には、藩への提出前に所預の段階で解決を図っているのである。提出系図類や伝来文書の内容吟味については、藩の文書改役人が行ったことは確認されているが、それ以前に所預の段階でも行われていたのである。

史料3

(前略)、昨晚便二名兵衛所より岡本又太郎より被申渡候書付等来候、与下面々二三代も相知次第二系図之様ニ書付出し候様ニ可申付由也、事永故委ハ不書印也、(後略)

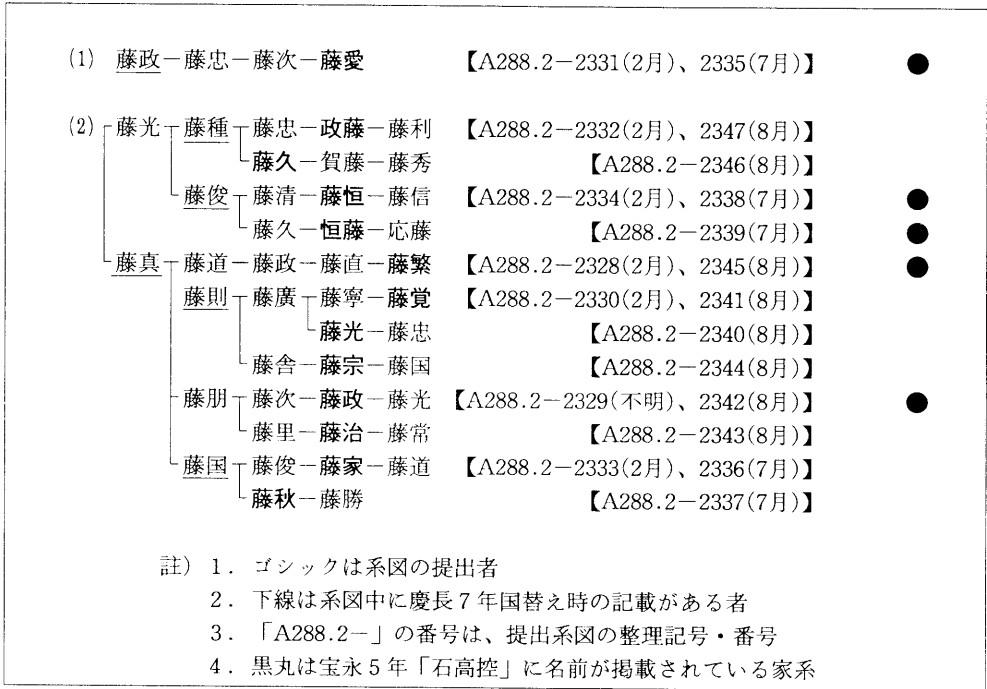
次に同年七・八月の様子をみる。史料3は「北家御日記」六十一巻元禄十一年七月六日条であり、「岡本又太郎より被申渡候書付」とは表6では④の提出命令にあたる。そしてこの命令は「本書」による提出を命じている。角館では八月二日から「段々与下呼候て直候而調させ」⁽²⁰⁾提出系図の吟味が始められている。しかし提出状況については「尤主々より書出シ候古系図持候者ハ大方無之候、三四代より相知候分書出シ候也」⁽²¹⁾という具合であった。そして八月十二日

に、暇をもらいに久保田に向かう用事のあった北家家臣高垣嘉右衛門が、提出系図を名兵衛のもとへ届けている。提出先である岡本又太郎からは事前に提出日を指定され、名兵衛の提出日は十六日と予定されている。⁽²²⁾つまり、④の命令に対する角館の対応は基本的に二月前後とかわらず、揃えた系図類についても「本書」との命令にも関わらず、ほとんどが三・四代分の「書出シ」であったのである。そしてその理由は、そもそも古くからの系図を所持する者がほとんどいないためであり、結果的に角館からは④の命令に対しても写しが多く提出されたのである。

一方では、久保田や湯沢のように七・八月提出の写しがほとんど残っていない場合もある。④の命令への対応や原本での提出状況については、各地域ごとに検討する必要がある。

さて、二月前後と七・八月の提出状況を比較すると、わずかながら違いもみられる。図2は、角館に居住する西宮氏の系図である。享保期に清書が完成したとされる「諸士系図」では図2の(1)と(2)の二系図にまとめられているが、元禄十一年の提出段階では嫡庶あわせて一三家から系図が提出されているのである。表6の④の提出命令に対応する七・八月には一三家すべてから系図類が提出されているが、③の命令に対応する二月前後に系図類を提出したのは、七家に過ぎない。西宮氏の系図中において、慶長七年(一六〇二)の秋田国替え時の記載がある者は、(1)では藤政、(2)では藤種・藤俊・藤真・藤則・藤国である。そして、国替前後に佐寸氏に送って秋田に

図2 西宮氏系図一覧



「元禄家伝文書」に関する一考察

移り住んだ者の嫡流が、③の命令に対応して二月前後に系図を提出しているのである。つまり、二月前後と七・八月では、系図提出者の範囲が異なる可能性が高いのである。

さらに付け加えると、宝永五年の分限帳に記される西宮氏は六人である。これは図2中に黒丸で記したが、二月前後に系図を提出した七人ともまた異なるのである。③と④の提出命令自体には、系図を提出する者の範囲については記されていないが、西宮氏の提出状況をみる限りでは、二月には国替え以来の嫡流のみ、七・八月には秋田で分家した者を含めた範囲まで提出したといえる。彼らのほとんどは分限帳にも記されていないため、これもまた当時の分限帳に記された家臣数に比較して系図の提出数が多い理由のひとつと考えられる。この提出範囲の違いがどのように生じたのか、あるいはどの段階での判断によるのかについては、今後検討する必要がある。また、分限帳に記されていない家臣の存在を確認できた以上、分限帳に記載される家臣の範囲についても、どのような基準に基づいているか改めて検討する必要がある。

四 「元禄家伝文書」の伝来過程

本章では、「元禄家伝文書」が当館に所蔵されるまでの伝来過程についてみる。

修史事業の過程で各家臣から提出された系図類・伝来文書は、藩

に提出されたのち、岡本又太郎ら文書改担当者により吟味された。「元禄家伝文書」に含まれる史料の端裏部分に提出者名や居住地が記されているが、これは文書改担当者が提出、あるいは吟味の際に書き記したものと考えられる。吟味ののち系図類・伝来文書の原本は返却されたが、返却されずに藩側に残った写しによる系図類・伝来文書のまとまりが「元禄家伝文書」の原型となる。

宝永六年（一七〇九）五月に作成された「御文書并御書物帳目録受取渡目録⁽²⁴⁾」には、修史事業の過程で収集された書籍・文書類がまとめられている。この目録は翌七年に、修史事業の中心人物の一人であった中村又左衛門光得から、のちに家譜編纂に携わる吉成藤兵衛らに引き継がれている。この目録の後半部分に「御旗本在々諸士系図 二十五冊」と記されている。これは、享保期に清書された「諸士系図」二五冊の原型と考えられる。享保期の「諸士系図」は、元禄・宝永期の提出系図類をもとに成立したと考えられるが、この目録上の「諸士系図」についても、それは同様であろう。そして、この「諸士系図」の次に目録に記されるのが、「家々ヨリ書出」である。史料の数量が「二箆筒二入」と比較的多いことから推測して、この「家々ヨリ書出」にあたるのが「元禄家伝文書」と考えられる。

その後、「元禄家伝文書」は他の多くの史料とともに、秋田藩から秋田県に引き継がれ、明治三十年代に秋田県立秋田図書館へ貸し出されている⁽²⁵⁾。貸出当時の「元禄家伝文書」の状態が、明治三十四

年（一九〇一）の「舊藩士家系並古書附目録」に残されているが、史料総数は二六三〇点であり、イロハ順に三〇袋に分けられて整理・保存されていたことがわかる。県立秋田図書館により、これらの史料のうち整理当時に残っていた二四九五点が、「特殊な資料であるから、見出し、検索を容易にするため、各家を五十音順に配列し、その性質形状にかかわりなくその家に附属させる形で整理⁽²⁶⁾」され、元一から元二四九五の請求記号を付されている。史料群が「元禄家伝文書」と称されたのもこのときと考えられる。さらに、昭和五十二年の目録発行の際には、請求記号を他の系図類と統合され、A二八八・二一六八七〜三一八一と請求記号が変更されている。当館にはこの状態で移管されたのである。

おわりに

「元禄家伝文書」は、秋田藩士の系図を大量に含むことから利用頻度も高く、また「秋田藩家蔵文書」などの主要史料群と極めて密接に関連すると推測される史料群であることから、当館でも優先的に整理が進められてきた。おわりに、今後の史料整理の方向の確認をかねて、当館所蔵の他の系図類との関連について述べたい。

まず佐竹文庫（宗家）に含まれる系図・由緒書であるが、元禄十三年（一七〇〇）から十五年にかけて提出された史料が多く、修史事業と関連するものと考えられる。しかし、前述の宝永六年作成の

目録と照らし合わせると、「不正系図」や嫡庶論争に関わった系図類がみられることから、文書改役人による吟味の際に何らかの問題が生じた系図類が含まれている可能性がある。また県庁から移管され、現在「県B」史料として整理されている史料群にも、元禄期に提出されたと思われる系図類が多く含まれる。この中に含まれる系図類には、「元禄家伝文書」と同様の性格を持つ史料も含まれるが、所預や藩重臣の家臣、つまり陪臣から提出された系図類が多いという傾向がうかがえる。

佐竹文庫（宗家）、県B史料の系図類については現在調査・整理中であり、「元禄家伝文書」を含めて相互の関連を明らかにする必要がある。その際、手がかりのひとつとして端裏部分の朱書が挙げられる。例えば佐竹文庫（宗家）に含まれる系図類の端裏には「智」の朱書がある。この「智」については宝永六年の目録ですでに確認できる。当時どのような基準で分類されたのかについて検討する必要がある。同じように県B史料中の系図には「東ノ」「北ノ」という文字とともに漢数字が朱書され、「元禄家伝文書」の史料には単に漢数字が朱書されている。今後このような手がかりをもとに、当館が所蔵する系図史料全体の整理を進める必要がある。

本稿では、「元禄家伝文書」を史料群としてとらえ、史料群全体の分析を通じてその性格を解明し、また成立過程などを検討することにより、今後の史料整理についてある程度見通しをつけることを目的とした。しかしながら、「元禄家伝文書」は当時提出された系

図全体ではなく、写して提出された史料の一部に過ぎないため、「元禄家伝文書」の分析だけでは、その成立過程や当時の系図提出状況についても推測を重ねることしかできなかった。不十分であった点については、本稿で今後の課題とした部分を中心に調査・整理を継続することにより徐々に明らかにしていきたいと考えている。

註

- (1) 『秋田県史』第二巻近世編上（秋田県、一九六四年）、さきがけ新書『近世の秋田』（秋田魁新報社、一九九一年）など参照。
- (2) 根岸茂夫「元禄期秋田藩の修史事業」（『栃木史学』第五号）、伊藤勝美「秋田藩家蔵文書の成立の過程」（秋田県公文書館『研究紀要』第三号）、鈴木満「秋田藩家蔵文書考」（『秋大史学』四四）など参照。
- (3) 整理記号・番号 A二八〇一六九一―一六六
- (4) 整理記号・番号 A二八八・二一五九〇―一―二五
- (5) 伊藤勝美「秋田藩の諸士系図について」（秋田県公文書館『研究紀要』第四号）、前掲鈴木氏論文など参照。
- (6) 『秋田県史』近世編上一五―一五七ページ参照。
- (7) 整理記号・番号 AH六一―一八
- (8) 寛永四年の数字は「雑録」（整理記号・番号 県A―一〇三―一）所収「寛永四年窪田配分帳」「在々給人配当帳」に、明治元年の数字は「分限并有高」（整理記号・番号 AH三一七―二六〇）、「在々分限并有高」（整理記号・番号 AH三二七―二六二）に基づいたものである。
- (9) 「岡本元朝日記」三四（整理記号・番号 七一三八〇―三四）宝永二年十月二日条参照。

(10) 明治元年の秋田藩家臣団の内訳は、下表のとおりである。ただし、虫食いや貼り紙などのため石高や人数が不明な部分があり、一部数字は推定となっている。

	久保田	久保田以外	計
1000石以上	14	5	19
200石～	137	9	146
100石～	243	45	288
100石未満	902	721	1623
計	1296	780	2076

(11) 所預については『秋田縣史』第二冊(秋田県、一九一五年)二七六―二八四ページ、『秋田県史』近世編上(四七―一五〇ページ、金森正也『秋田藩の政治と社会』(無明舎出版、一九九二年)第二章「藩政後期における給人統制の意義」など参照。

(12) 昭和五十二年三月、秋田県立秋田図書館発行。本稿の分析における数字は、平成十一年十一月末現在の整理・調査に基づくものであり、今後の整理・調査によっては修正がありうることをあらかじめお断りしておく。

(13) 史料の比較は『秋田藩家蔵文書目録』(秋田県公文書館、一九九七年)を用いた。史料の年月日・差出人・宛名について比較・検討した結果である。

(14) 財団法人千秋文庫(東京都)所蔵。

(15) ④・⑤の命令は伊藤勝美「秋田藩の諸士系図について」(秋田県公文書館『研究紀要』第四号)により紹介された佐竹南家文書に基づいた。それ以外は「国典類抄」前編嘉部三十八「御文書取纏」による。④については、伊藤氏は元禄十一年か同十二年の命令と推測しているが、系図類の提出状況と、後述する「北家御日記」の記事により、元禄十一年の命令とみて問題ないと考えられる。よって本稿では元禄十一年六月の命令として扱うこととした。

(17) 『秋田県史』近世編上、『角館誌』第三卷北家時代編上(角館誌刊行会、一九六七年)など参照。

(18) 整理記号・番号 AK二二―一―一六一
山方民部が提出した系図(整理記号・番号 A二八八・二一三〇〇三)の末書には「但北家之家来山方庄右衛門儀・同孫左衛門儀ハ子細有之系図ニ付相除」と記されている。なおこの件についての詳細は、民部が庄右衛門にあてた二月八日付の「口上覚」(整理記号・番号 県B一六九八)により確認することができる。

(19) 「北家御日記」元禄十一年八月五日条参照。
「北家御日記」元禄十一年八月二十一日条参照。

(20) 「北家御日記」元禄十一年八月二十一日条参照。
「北家御日記」元禄十一年八月二十一日条参照。

(21) 「北家御日記」元禄十一年八月二十一日条参照。
分限帳に記される西宮氏六人のうち「西宮友之丞」については、どの家に該当するのか判断できなかったため、図2では五人分しか表示していない。

(22) 整理記号・番号 AS〇二九一―
当館所蔵史料の伝来過程については、伊藤勝美「『秋田藩家蔵文書』の伝来の過程」(秋田県公文書館『研究紀要』第二号)参照。
「秋田県歴史資料目録第十三集」凡例参照。

(23) (古書課主事 かつう まさひろ)

(24) (古書課主事 かつう まさひろ)

(25) (古書課主事 かつう まさひろ)

(26) (古書課主事 かつう まさひろ)

公文書書庫収蔵資料の保存対策とその課題について

菅原 亜希子

はじめに

- 一 紙資料の保護
- 二 代替物の作成と保存
- 三 県政映画フィルムの保存と利用

おわりに

はじめに

当館公文書書庫には明治四年（一八七二）以降、現在までの県庁文書が収蔵され、その作成時期も明治、大正、昭和、平成と長期に渡っている。これらは保存期間や作成時期等により戦前永年文書、戦後永年文書、有期限文書及び行政資料の四つに大きく分類した上で保存されており、また、こうした紙資料の他に書庫ではマイクロフィルムや十六ミリ映画フィルムも保存している。さらに書庫内の保存環境については温度二二度、湿度五五パーセントに保たれるよ

公文書書庫収蔵資料の保存対策とその課題について

う設定しており、一般的に書庫等の保存環境として適当とされている温度二五度、湿度五五パーセントとほぼ同様の数値としている^①。しかし実際には外気温の変化や扉の開閉などにより温湿度は毎日変化しているため、温湿度計による測定を日常的に行い、その誤差を一〇パーセント以内で抑えるように努めている。所蔵資料に対してはこうした環境の中で出来る限り作成時の状態で保存していくことが出来るよういくつかの取り組みを行っているが、実際の業務の中では様々な課題も多く、開館から六年を経過した現在でも多くの点で試行錯誤を重ねている状況となっている。

本稿ではこうした資料保存の取り組みについて公文書課の業務内容報告を中心に、日常業務の中から生じてきた課題を整理して、その解決へ向けて今後取り組みなければいけない事項を確認していきたいと思う。なお本稿で触れる内容はいずれも公文書書庫（以下単に「書庫」という。）及び公文書課（以下「当課」という。）についての状況であり、明治四年（一八七二）以前の文書を収蔵してい

る貴重文書書庫や古文書課の業務内容とは必ずしも一致しないことをはじめに断っておきたい。

一 紙資料の保護

ここでは、当課での紙資料保存対策について述べるが、その前にまず現在の資料劣化状況について確認していききたい。書架全体を目前にしてまず気づくことは、明治期など年代の古い資料であっても表紙や綴じ部分がしつかりとしているものが多いという点である。外見が整っているこれらの資料は一見するとどこにも劣化箇所がないように見えるが、実際には表紙などの外装のみを後年、新しいものに取り替えた資料や裏打ちにより資料全体を強化したものが少なくない。このため実際に資料を広げると用紙やインクの変色が進み判読が不可能になりつつあるもの、資料の一部が損失して情報が失われているもの、手にとっただけで紙が粉々に崩れてしまうものなどその程度に差はあるが、多くの資料には何らかの劣化が見られる状況となっている。しかも過去にこのような直接的な処置を加えられた資料は資料の天、地や前小口が切り整えられてしまっているものも多く、そこに記載されていた情報が全く失われてしまっているものが多い。また裏打ちされた資料についてはこの処置が原因と思われる文字や印影のじみが少なくない。さらにその他の特徴としては、昭和二〇年代の資料に特に著しい劣化が多く見られること、毎

年度県庁各課所から引き継がれてくる比較的新しい資料の中にもカビや破損等による劣化が多いことなども挙げられる。これらの原因としては急激な温湿度変化、物理的な破損や虫害など様々な要因が考えられるが、こうした劣化の進行を少しでも遅くするために当課では開館以来、中性紙保存箱（以下単に「保存箱」という。）を用いて資料の保護に努めている。保存箱は塵や埃、光など多くの劣化要因から資料を保護する非常に有効な劣化予防手段であり、また比較的安価であるため導入しやすい保存対策の一つでもある。保存箱の作成にあたっては収納対象となる資料の優先順位を、目視による資料の確認を行った上で

①劣化が著しい資料

②特に貴重と思われる資料

③利用頻度が高い資料

④酸性紙などが用いられており今後の劣化が予想される資料

の四点により決めている。これにより戦前永年公文書及び官報、秋田県公報等の行政資料は平成十年程度までに収納を終え、十一年度には戦後永年公文書のうち昭和三十年代までの資料について収納を予定している。保存箱には既製のものや、ある程度大きさが自由に換えられるものなど数種類あるが、当課では各々の資料に専用のもを使用することとして、作成にあたっては一点ずつ資料の計測を行っている。計測は厚さを測る際に資料を押さえつけず最も厚い部分を計測する、実測値に数ミリの余裕を加えた大ききで作成するなどい

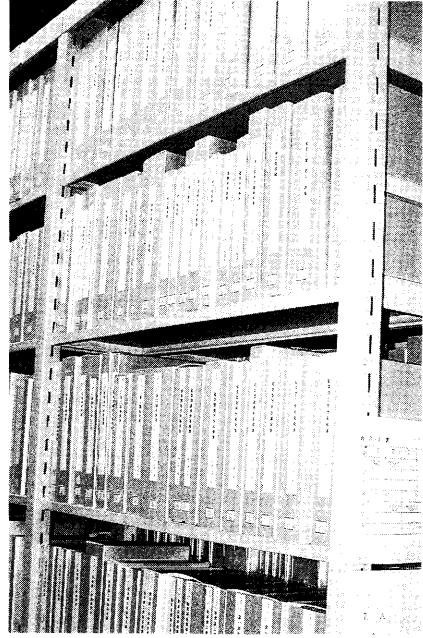


写真1 保存箱収納後の資料

くつかの注意事項を設けて行い、収納することにより逆に資料を破壊したりすることのないよう細心の注意を払いながら行っている。しかし毎年度二千箱を超える保存箱を作成しているため作業にはかなりの手間と時間を要している現状となっている。既製の箱を利用すればこうした手間や時間は省略出来るが、大きさの合わない保存箱に収納することで資料に無理な力がかかったり薄い資料が折れてしまったりすることを防ぐためには各々の大きさにちょうど良い保存箱を使用することが必要であると考え、毎年度の作業として行っている。また計測には資料目録を利用して行っているため、資料と目録記載事項の確認も計測作業と併せて行っており、これにより目録に誤

りが見つかった場合は直ちにその訂正を行うこととしている。現在の公文書課の通常業務の中では評価選別の対象となっている資料群以外には資料と目録の確認を行う機会はきわめて少なく開館時に目録を作成して以降、記載内容の確認を行ったことのない資料も多い。このため実際に確認作業によって資料名等の訂正箇所のほか未整理資料が見つかった例もあり、計測は保存箱作成以外に資料の管理、利用上という点でも必要な作業であると考えている。なお、実際の保存箱の体裁については、素材となる中性紙にある程度の厚さがあり丈夫であることなど長期の保存や利用に十分耐えられることという点に特に注意している。また、留め具部分は万一破損等があった場合も部分的な取り替えが容易に出来ることのほか、腐食を起さず丈夫なものという理由からプラスチックを用いたものを利用している。

保存箱の利用は、収納された資料が箱外部の環境変化の影響を受けにくくなり、劣化の速度が収納前と比較して遅くなることなどから保存上非常に優れた手段であるのは先に述べたとおりであるが、一方でこれだけでは劣化を完全に止めたことにはならず、長い年月の間には劣化が進行することも避けられない事実である。保存箱による資料の保護は「貴重な資料に対する総合的な保存手当の第一ステップ」であり、この「第一ステップ」が修復など次の手当が必要か否かを判断する有効な方法であるとされている。²⁾しかし当課では現在、保存箱収納以外の保存対策は行っており、今ある資料もい



写真2 中性紙保存箱と収納資料

ずれこれだけでは保存が困難になると考えられる。このため今後は当課においても保存箱の利用は保存対策の終了ではなく、あくまで恒久的保存へ向けての「第一ステップ」であるという位置付けを行い、そこから資料の状態に応じて次の方法を考えていくことが必要になってくると思われる。

今後、次のステップにおける保存対策としては脱酸処理やリーフキャッシングによる修復など様々な方法が考えられるが、こうした方法は資料に直接手を加えるものであり、安易な処置は逆に劣化を進めるばかりではなく資料損失、あるいは時間や費用の浪費など

様々な問題の原因となる可能性がある。このためいずれの方法を取るにしても対象となる資料を的確に選択し、その状態にあった処置が必要な時期に行うことが重要となってくる。そしてこの判断にあたっては資料の状態を様々な角度から知ることが必要であり、さらにそのためには劣化状況の調査を行うことが不可欠であると思われる。現在当課では保存箱に収納した資料のうち緊急に次の保存対策を行う必要がある資料はないと考えているが、それはこうした調査を行わず、日常目にしていく範囲内での判断であるため調査結果によつては早期に何らかの対策を要する資料が見つかる可能性も考えられる。また現在その必要がない資料であっても資料が失われてからでは何の対策を講ずることも出来ないため一定の頻度でこの調査を重ね、それを基に次の保存計画を作成していくことが重要であると思われる。さらに多くの資料が既にこうした調査を行わないまま保存箱への収納を終了している現状を考えると、当課で実施する劣化調査は「第一ステップ」である保存箱への収納対象資料を決定するための調査と既に収納済みとなっている資料の中から「第二ステップ」としての保存対策が必要な資料を決定するための調査にその目的を分けて行う必要性があると言える。また、調査の実施や保存計画の作成にあたっては一つの資料群から何冊をどういった方法で抽出するか、実施する資料群の順番はどう決めるかなど決定するべき事項も多い。現段階において当課ではまずそれらを決めるための情報収集や調査が必要であると思われるため、これを当面の課題とし、

具体策はその後に検討を重ねた上で決めていきたいと考える。

二 代替物の作成と保存

保存箱による収納のみでは紙資料の劣化が防げない以上、資料の損失を防ぐには代替物を作成する必要があるため、当課ではその媒体としてマイクロフィルムを選択し、代替物を作成している。代替物の媒体としてはこの他にも数種類が挙げられると思うが、例えばCD-ROMなどはマイクロフィルムと比較すると保存性が低いとされており、原資料から直接代替物を作成すると高額な費用を要することにもなる。そうした他の媒体と比較するとマイクロフィルムは保存性や記録密度の高さに加え、安価で作成出来ることなどから、優れた代替物の一つであると言える。青木睦氏は「基本的に原本に勝る代替物はない」としながらも資料の代替化を「保存と利用の両立を図るための有効な方法」であるとしており、その利用方法については「まず代替物を利用して史料の内容情報の調査を行い、最後に原本でなければ判らない情報を調べる」としている⁵⁾。現在当課では撮影した資料のうち最も利用頻度が高い「秋田県公報」のマイクロフィルムのみを一般の利用に供しているが、その利用方法は青木氏が述べている方法とほぼ同様なものとなっており、マイクロフィルムを閲覧した結果、判読しにくい文字があった場合などに限り、原資料の閲覧を許可している。ただし原資料の閲覧はカウンター内で

表1 公文書課撮影マイクロフィルム一覧

資 料 名	本数	撮 影 年 度	備 考
秋 田 県 公 報	106	平成5～10	
秋 田 県 布 達 集	24	平成6～8	
秋 田 県 議 会 議 事 録	45	平成8	
土 族 卒 明 細 短 冊	4	平成8	
卒 家 譜	6	平成9	
県 令 全 書	7	平成7	
死 没 者 名 簿	5	平成7	
兵 籍	22	平成7～8	
秋 田 県 史 稿	5	平成7	
秋 田 県 史 料	11	平成7	
秋田県養蚕統計・勸業年報	3	平成8	
文 部 省 日 誌	5	平成7・10	平成10年度は補完分1本を撮影
秋 田 県 勸 業 月 報	1	平成10	
秋 田 県 庁 日 誌	8	平成10～11	
産 婆 准 看 登 録 台 帳	6	平成10	
外 務 省 日 誌	1	平成11	
内 務 省 達 留	7	平成11	
山林原野其他原由取調書	29	平成11	
合 計	295		

職員との立ち会いがある場合のみに限るという条件を付して行っており、閲覧室内で利用者が自由に閲覧することは制限している。これは資料が製本されていない状態であり、その散逸を防ぐために

ているものであるため保存と利用の両立を考えた対策の一つとして御理解いただきたいと考えている。マイクロフィルム撮影の対象となる資料は

- ①劣化が著しい資料
- ②特に貴重と思われる資料
- ③利用頻度が高い資料

の三点により決定しており、これにより平成十一年度までに二九五本のマイクロフィルムの撮影を終了している(表1参照)。作成にあたっては保存用と書庫内閲覧用の二種類のフィルムを作り、撮影後は閲覧用フィルムのみを使用することで保存用フィルムに傷や汚れが生じないように努めている。しかしマイクロフィルムも実際には永久保存が望めるものではないため、これらについても撮影後は定期的に劣化状況の調査を行い、異常が認められるものについては適切な処置を行うことが必要となってくる。特に一九五〇年代から一九八〇年代にかけて撮影されたフィルムのはほとんどはセルロースエステルをベースとして作成されたTACベースフィルムであり、それ以降に開発されたポリエステルをベースとするPETベースフィルムと比較して劣化が早いとされている⁽⁶⁾。書庫で所蔵しているフィルムでは開館時に文書広報課(現行政改革推進課)から移管されたフィルムがこのTACベースフィルムに当たる。昭和四〇～五〇年代にかけて撮影されたものが中心であるこれらのフィルムは移管時には紙箱に収納されていたものの、既にかんりの酢酸臭が発生して

おり、わずか二〇年程度の間にも劣化が始まっていることが分かる。移管フィルムについては当課で撮影した他のフィルムと区別して保存しているが、このまま劣化が進行すると最後にはフィルムの縁が波状になり再生不可能になる恐れもある⁽⁷⁾。劣化による情報の損失を防ぐためには新たにPETベースフィルムで複製フィルムを作るべきであるが、ここで問題になるのが、これら移管フィルムについては現在までに撮影内容の調査が終了しておらず、書庫内のどの資料を撮影したのか、所蔵されていない資料についてのフィルムがあるかといった現在の所蔵資料との関連性が不明のままとなっているという点である。このため、複製フィルム作成にあたっては、まずその前提として撮影内容の調査を行うことが急務であると思われる。調査の結果、撮影されたフィルムの中に所蔵資料以外のものや劣化の著しい資料のフィルムがあるとすれば、当該フィルムはよりその重要性を増すことになり、今後新たに複製フィルムを作成する際にも最優先に扱うべきであると思われる。つまり、この調査を行うことで大まかな複製フィルム作成計画が自ずと出来ることになり、逆に調査を行わないまま複製フィルムの作成を始めることは、そうした貴重な情報を失うことにもなりかねないと言えるであろう。

調査は撮影されている資料名と現在の所蔵目録を一点ずつパソコンで検索しながら突き合わせていくという極めて手間のかかる方法で進めていかざるを得ないが、五〇〇本を超えるフィルムがその対象であり、一本のフィルムに概ね八点程度の資料が撮影されている

ことを考慮するとかかなりの時間を必要とすることが予想される。また、ここで考慮すべき点としてこの調査を続けている間にも劣化は進行を続けているということが挙げられる。このため、調査が終了

表2 公文書課作成複製本一覧

資 料 名	冊数	作 成 年 度	備 考
秋 田 県 史 料	57	平 成 7	
秋 田 県 布 達 集	126	平 成 8	
秋 田 県 報	40	平 成 7	
秋 田 県 勸 業 年 報	31	平 成 8	
士 族 卒 明 細 短 冊	29	平 成 9	
卒 家 譜	59	平 成 9	
秋 田 県 議 会 議 事 録	392	平 成 9	
秋 田 県 養 蚕 統 計	3	平 成 9	
文 部 省 日 誌	44	平 成 9	平成10年度、落丁部分を補完
秋 田 県 勸 業 月 報	6	平 成 10	
秋 田 県 庁 日 誌	45	平 成 11	
合 計	832		

するまでの間は、劣化速度が多少でも緩やかになるよう、フィルム一本一本を巻き返して酸を飛ばす作業も併せて行っていく必要があると考えられる。さらに平成五年以降当課で撮影したフィルムはPETベースフィルムであり、これらの適正な保存環境の下での保存期間は五〇〇年とも言われている。しかしこれは保存環境を温度二度以下、湿度三〇～四〇パーセントとした場合の数値であり、書庫の保存環境とは特に湿度の点で大きくかけ離れている。このため、フィルムを保管している棚に乾燥剤を使用して、出来るだけ低湿度

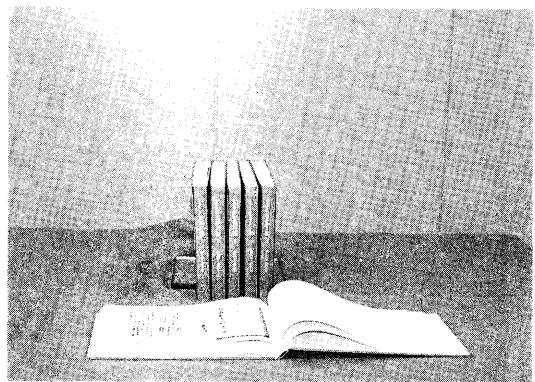


写真3 複製本

を保てるように配慮してはいるものの、平成五年以降当課で撮影したフィルムについても五〇〇年という期間に頼らず定期的な検査を行ふ必要があると考えられる。⁽⁹⁾

さらに作成したマイクロフィルムのうち特に必要があるものについては印画紙に焼付して製本した複製本を作成し、閲覧室で開架している(表2参照)。当館において複製本は原資料保存の一手段として位置付けられており、作成にあたっては収蔵資料の中でも特に重要なものや利用回数の多いものがその対象となっている。⁽¹⁰⁾ また閲覧にあたって申請書の提出が必要な原資料に対して、開架資料である複製本は申請書を提出しなくても自由に閲覧することが可能となっているほか、原資料では許可されない複写機の利用も可能となっている。この他にも複製本は原資料と比較して内容検索が短時間で出来ることなど多くの利点が挙げられ、利用と保存という公文書館が抱える相反する二つの役割にとつて非常に有効な手段となっている。このため、今後も利用頻度や劣化状況を確認しながら必要のある資料については随時複製本の作成を進めていきたいと思う。

三 県政映画フィルムの保存と利用

これまで述べてきた資料のほかに、書庫では現在、三〇三本の十六ミリ映画フィルムを所蔵している。県政映画は昭和三十年(一九五五)に県が県政の広報手段として映画の導入を決定して以来、現

在まで作成が続けられており、かつては視聴覚ライブラリーや日米文化会館、県民ホールなどに備えつけられ各市町村や公民館、学校などへ貸し出されて多くの県民に観賞された。⁽¹¹⁾ テレビなどの普及に伴い映画フィルムは次第にその役割の大半を他の媒体に譲ることになったが、現在では当時の県政や県民生活を伝える貴重な資料となっている。フィルムは開館時に文書広報課(現行政改革推進課)から移管されて書庫で保存されているが、こうした歴史的な映像資料がまとまって保存されている例は全国的にも非常に珍しいと言えるであろう。しかしフィルムの中には長期の使用により傷や汚れが目立つものも多かったため、これらについてはフィルムのクリーニング、修復とともにフィルム映像をビデオに転換するテレシネ化を行って



写真4 移管されたフィルム

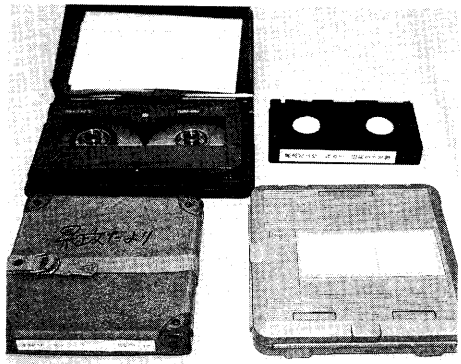


写真5 県政映画フィルム・ビデオ

いる。テレシネ化にあたっては対象となるフィルムに著しい破損等があり、映像の転換が不可能な状態にあるものでも同一フィルムが複数本あるものについては各々をつなぎ合わせて一つのフィルムとするなど、出来る限り多くのビデオを作成出来るように心がけている。またテレシネ化はフィルム内容を確認出来る唯一の機会となっており撮影時間や撮影年代等の錯誤の有無についてもここで確認することになっている。ビデオの作成にあたってはデジタルとVHSの二種類を作成することとしており、映像を転換する前には手拭きなどにより丁寧にフィルムのクリーニングを行い、破損箇所も可能な限り

修復されるため、転換される映像は修復後のより良好な状態のものとなる。テレシネ化は対象となるフィルムを

①年代の古く劣化が著しいと思われるフィルム

②特に貴重な映像が収録されているフィルム

③今後、利用頻度が高くなることが予想されるフィルム

の三点により優先順位を決定して行っており、このうち「今後、利用頻度が高くなることが予想されるフィルム」については、近年こうした映像資料に対する関心が急速に高まり、一般の閲覧希望のほかテレビ局などからの放映申請も増加傾向にあることなどを考慮して、昨年度以降特に注意すべき点としており、これにより現在までに二〇三本のテレシネ化を終了している(表3参照)。またフィルムは県の自主制作のものばかりではないため、他団体が作成したものについては著作権に配慮してビデオ作成前に作成主体から文書で了解を得て行っている。なお、作成したビデオのうちVHSビデオについては当館ビデオシアターにおいて三十九本が自由に閲覧出来るほか、その他のものについてもカウンターで申請することにより閲覧が可能となっている。また、ビデオのダビングについてはデジタル、VHSのどちらからでも申請者の実費負担により可能となっている。しかしこうした県政映画に関する一連の業務の中で特に問題となっているのがこれらのフィルムやビデオに資料番号が付与されていないという点である。便宜的に移管時の目録に通し番号を付した台帳はあるものの、これは破損等によりすでに失われているフィ

表3 県政映画ビデオ

I 県政ニュース

題名	作成年月	色別
県政だよりNo.2	昭和30年7月	白黒
県政だよりNo.5	昭和31年3月	白黒
県政だよりNo.1	昭和31年5月	白黒
県政だよりNo.2	昭和31年7月	白黒
県政だよりNo.3	昭和31年10月	白黒
県政だより	昭和31年	白黒
県政だよりNo.4	昭和32年1月	白黒
県政ニュースNo.5	昭和32年5月	白黒
県政ニュースNo.6	昭和32年8月	白黒
県政ニュースNo.7	昭和32年10月	白黒
県政ニュースNo.8	昭和32年11月	白黒
県政ニュースNo.9	昭和33年1月	白黒
県政ニュースNo.10	昭和33年2月	白黒
県政ニュースNo.11	昭和33年4月	白黒
県政ニュースNo.12	昭和33年5月	白黒
県政ニュースNo.13	昭和33年7月	白黒
県政ニュースNo.14	昭和33年8月	白黒
県政ニュースNo.15	昭和33年9月	白黒
県政ニュースNo.16	昭和33年10月	白黒
県政ニュースNo.17	昭和33年11月	白黒
県政ニュースNo.18	昭和34年1月	白黒
県政ニュースNo.19	昭和34年3月	白黒
県政ニュースNo.20	昭和34年5月	白黒
県政ニュースNo.21	昭和34年6月	白黒
県政ニュースNo.22	昭和34年8月	白黒
県政ニュースNo.23	昭和34年10月	白黒
県政ニュースNo.24	昭和34年11月	白黒
県政ニュースNo.25	昭和35年3月	白黒
県政ニュースNo.26	昭和35年6月	白黒
県政ニュースNo.27	昭和35年7月	白黒
県政ニュースNo.28	昭和35年8月	白黒
県政ニュースNo.29	昭和35年9月	白黒
県政ニュースNo.30	昭和35年11月	白黒
県政ニュースNo.31	昭和36年1月	白黒
県政ニュースNo.32	昭和36年3月	白黒
県政ニュースNo.33	昭和36年6月	白黒
県政ニュースNo.34	昭和36年7月	白黒
県政ニュースNo.35	昭和36年8月	白黒
県政ニュースNo.36	昭和36年9月	白黒
県政ニュースNo.37	昭和36年10月	白黒
県政ニュースNo.38	昭和36年12月	白黒
県政ニュースNo.39	昭和37年3月	白黒
県政ニュースNo.40	昭和37年5月	白黒
県政ニュースNo.41	昭和37年6月	白黒
県政ニュースNo.42	昭和37年8月	白黒
県政ニュースNo.43	昭和37年9月	白黒
県政ニュースNo.44	昭和37年10月	白黒
県政ニュースNo.45	昭和37年12月	白黒
県政ニュースNo.46	昭和38年2月	白黒
県政ニュースNo.47	昭和38年4月	白黒
県政ニュースNo.48	昭和38年5月	白黒
県政ニュースNo.49	昭和38年7月	白黒
県政ニュースNo.50	昭和38年9月	白黒
県政ニュースNo.51	昭和38年10月	白黒
県政ニュースNo.52	昭和38年11月	白黒
県政ニュースNo.53	昭和38年12月	白黒
県政ニュースNo.54	昭和39年2月	白黒
県政ニュースNo.55	昭和39年4月	白黒
県政ニュースNo.56	昭和39年5月	白黒
県政ニュースNo.57	昭和39年6月	白黒
県政ニュースNo.58	昭和39年7月	白黒
県政ニュースNo.59	昭和39年8月	白黒
県政ニュースNo.60	昭和39年9月	白黒

題名	作成年月	色別
県政ニュースNo.61	昭和39年10月	白黒
県政ニュースNo.62	昭和39年11月	白黒
県政ニュースNo.63	昭和39年12月	白黒
県政ニュースNo.64	昭和40年1月	白黒
県政ニュースNo.65	昭和40年2月	白黒
県政ニュースNo.66	昭和40年3月	白黒
県政ニュースNo.67	昭和40年4月	白黒
県政ニュースNo.68	昭和40年5月	白黒
県政ニュースNo.69	昭和40年6月	白黒
県政ニュースNo.70	昭和40年7月	白黒
県政ニュースNo.71	昭和40年8月	白黒
県政ニュースNo.72	昭和40年9月	白黒
県政ニュースNo.73	昭和40年10月	白黒
県政ニュースNo.74	昭和40年11月	白黒
県政ニュースNo.75	昭和40年12月	白黒
県政ニュースNo.76	昭和41年4月	白黒
県政ニュースNo.77	昭和41年5月	白黒
県政ニュースNo.78	昭和41年6月	白黒
県政ニュースNo.79	昭和41年7月	白黒
県政ニュースNo.80	昭和41年8月	白黒
県政ニュースNo.81	昭和41年9月	白黒
県政ニュースNo.82	昭和41年10月	白黒
県政ニュースNo.83	昭和41年11月	白黒
県政ニュースNo.84	昭和41年12月	白黒
県政ニュースNo.85	昭和42年1月	白黒
県政ニュースNo.86	昭和42年2月	白黒
県政ニュースNo.87	昭和42年3月	白黒
県政ニュースNo.88	昭和42年4月	白黒
県政ニュースNo.89	昭和42年5月	白黒
県政ニュースNo.90	昭和42年6月	白黒
県政ニュースNo.91	昭和42年7月	白黒
県政ニュースNo.92	昭和42年8月	白黒
県政ニュースNo.93	昭和42年9月	白黒
県政ニュースNo.94	昭和42年10月	白黒
県政ニュースNo.95	昭和42年11月	白黒
県政ニュースNo.96	昭和42年12月	白黒
県政ニュースNo.97	昭和43年1月	白黒
県政ニュースNo.98	昭和43年2月	白黒
県政ニュースNo.99	昭和43年3月	白黒
県政ニュースNo.100	昭和43年4月	白黒
県政ニュースNo.101	昭和43年5月	白黒
県政ニュースNo.102	昭和43年6月	白黒
県政ニュースNo.103	昭和43年7月	白黒
県政ニュースNo.104	昭和43年8月	白黒
県政ニュースNo.105	昭和43年9月	白黒
県政ニュースNo.106	昭和43年10月	白黒
県政ニュースNo.107	昭和43年11月	白黒
県政ニュースNo.108	昭和43年12月	白黒
県政ニュースNo.109	昭和44年1月	白黒
県政ニュースNo.110	昭和44年2月	白黒
県政ニュースNo.111	昭和44年3月	白黒
県政ニュースNo.112	昭和44年4月	白黒
県政ニュースNo.113	昭和44年5月	白黒
県政ニュースNo.114	昭和44年6月	白黒
県政ニュースNo.115	昭和44年7月	白黒
県政ニュースNo.116	昭和44年8月	白黒
県政ニュースNo.117	昭和44年9月	白黒
県政ニュースNo.118	昭和44年10月	白黒
県政ニュースNo.119	昭和44年11月	白黒
県政ニュースNo.120	昭和44年12月	白黒
県政ニュースNo.121	昭和45年1月	白黒
県政ニュースNo.122	昭和45年2月	白黒
県政ニュースNo.123	昭和45年3月	白黒

公文書庫収蔵資料の保存対策とその課題について

題名	作成年月	色別
県政ニュースNo.124	昭和45年4月	白黒
県政ニュースNo.125	昭和45年5月	白黒
県政ニュースNo.126	昭和45年6月	白黒
県政ニュースNo.127	昭和45年7月	白黒
県政ニュースNo.128	昭和45年8月	白黒
県政ニュースNo.129	昭和45年9月	白黒
県政ニュースNo.130	昭和45年10月	白黒
県政ニュースNo.131	昭和45年11月	白黒
県政ニュースNo.132	昭和45年12月	白黒
県政ニュースNo.133	昭和46年1月	白黒
県政ニュースNo.134	昭和46年2月	白黒
県政ニュースNo.135	昭和46年3月	白黒
県政ニュースNo.136	昭和46年4月	白黒
県政ニュースNo.2	昭和48年6月	カラー
県政ニュースNo.3	昭和48年7月	カラー
県政ニュースNo.4	昭和48年8月	カラー
県政ニュースNo.5	昭和48年9月	カラー
県政ニュースNo.6	昭和48年10月	カラー
県政ニュースNo.7	昭和48年12月	カラー
県政ニュースNo.8	昭和49年1月	カラー
県政ニュースNo.10	昭和49年4月	カラー
県政ニュースNo.11	昭和49年5月	カラー
県政ニュースNo.12	昭和49年6月	カラー
県政ニュースNo.13	昭和49年7月	カラー
県政ニュースNo.14	昭和49年8月	カラー
県政ニュースNo.15	昭和49年9月	カラー
県政ニュースNo.17	昭和49年11月	カラー
県政ニュースNo.18	昭和49年12月	カラー
県政ニュースNo.20	昭和50年2月	カラー
県政ニュースNo.21	昭和50年3月	カラー
県政ニュースNo.22	昭和50年4月	カラー
県政ニュースNo.23	昭和50年5月	カラー
県政ニュースNo.24	昭和50年6月	カラー
県政ニュースNo.25	昭和50年12月	カラー
県政ニュースNo.26	昭和51年2月	カラー
県政ニュースNo.27	昭和51年3月	カラー
県政ニュースNo.28	昭和51年4月	カラー
県政ニュースNo.29	昭和51年6月	カラー
県政ニュースNo.30	昭和51年11月	カラー
県政ニュースNo.31	昭和51年12月	カラー
県政ニュースNo.32	昭和52年2月	カラー
県政ニュースNo.33	昭和52年3月	カラー
県政ニュースNo.34	昭和52年4月	カラー
県政ニュースNo.35	昭和52年5月	カラー
県政ニュースNo.36	昭和52年9月	カラー
県政ニュースNo.37	昭和52年10月	カラー
県政ニュースNo.38	昭和52年12月	カラー
県政ニュースNo.39	昭和52年12月	カラー
県政ニュースNo.40	昭和53年1月	カラー
県政ニュースNo.41	昭和53年2月	カラー
県政ニュースNo.42	昭和53年3月	カラー
県政ニュースNo.43	昭和53年3月	カラー
県政ニュースNo.44	昭和53年7月	カラー
県政ニュースNo.45	昭和53年11月	カラー
県政ニュースNo.46	昭和53年12月	カラー
県政ニュースNo.47	昭和54年2月	カラー
県政ニュースNo.48	昭和54年3月	カラー
昭和54年県政この一年	昭和54年12月	カラー
昭和56年県政この一年	昭和56年12月	カラー
昭和57年県政この一年	昭和57年12月	カラー
昭和58年県政この一年	昭和58年12月	カラー
昭和59年県政この一年	昭和59年12月	カラー
昭和60年県政この一年	昭和60年12月	カラー

II その他（文書広報課作成分）

題名	作成年月	色別
秋田の旅	昭和46年6月	カラー
秋田のあゆみ（一部）	昭和51年3月	カラー
秋田のあゆみ（二部）	昭和51年3月	カラー
伸びゆく秋田（第一部）	昭和53年	カラー
伸びゆく秋田（第二部）	昭和53年	カラー
ぼくらが守る郷土の自然	昭和55年7月	カラー
秋田県の文化財	平成1年3月	カラー

III その他（他課作成分）

題名	作成年月	色別
県庁舎の建設	昭和34年	白黒
秋田国体へのみち	昭和35年	白黒
みんなの国体	昭和35年	白黒
聖火羽後路に燃ゆ	昭和36年	白黒
躍進する秋田	昭和41年	白黒
ビジョンへの誘い	昭和44年	カラー
明日へのジュブール	昭和46年	カラー

ルムまでを含んでいるため、この番号をそのまま資料番号とすることは出来ないと考えられる。資料保存に関しては様々な場面において資料番号が不可欠であることは言うまでもないが、現在所蔵しているフィルムを示した県政映画目録は年代順にフィルム名が並んでいるのみとなっているため、資料の検索や特定が困難となっている。

また、実際のフィルムやビデオについてもその背見出しの記載方法が統一されておらず、これも検索等を困難にしている大きな要因の一つであると言える。特に最も大きい資料群である「秋田県政ニュース」の場合は題名に作成時から通番が付けられて「県政ニュースNo. 1」等となっており、一見すると題名のみでもフィルムの特定が可能なように思われるが、実際には昭和四十八年度にカラー映像になったことを契機に再びNo. 1から題名が繰り返されているため、出納時などの誤りが多くなってしまう傾向にある。また、同一題名で内容の異なるものもあり、資料番号が付いていないことが利用上不都合を生じさせてしまっている例が多く、これらに資料番号を付与することは今後一層これらの利用希望が増えるであろうことを勘案すると、早期に対応する必要があると言える。資料番号の付与にあたっては移管時にフィルムが大きく「県政ニュース」（「県政だより」、「県政この一年」を含む）、県政ニュース以外で文書広報課が作成した県政映画、文書広報課以外の課が作成した県政映画の三つに分類されていたこと、「県政ニュース」は現在でも「県政この一年」として作成が続けられていることなどを考慮して各々の分類ごとに

親番号を決めて分類ごとに枝番号を付ける方法等が考えられるが、詳細については今後課内で検討を重ね、より良い方法を決定していきたいと思う。

おわりに

これまで当課の業務紹介を中心に資料保存の取り組みを報告してきたが、このなかで生じてきた課題を最後にここでもう一度確認してみたい。

まず第一点目は収蔵資料について劣化状況の調査を行い、これを基に今後の保存計画を作成することである。調査は当課の実状から、保存箱に収納した資料とそれ以外の資料とに分けて行う必要があるが、実施にあたっては、どの資料群をどういった順序で行うか、どの程度の期間を置いて検査を繰り返すのかなど決めるべき事項も多い。しかし劣化資料の調査については他館の事例も多くあるため、これらを参考にしながら当課での調査方法を具体的に検討していきたいと思う。さらに調査は継続して行い、前回の結果と比較することによってその成果が得られるものであるため、調査が一時的なもので終わらず一定の頻度で繰り返し行われるような体制を確立していく必要もある。またその後の保存計画立案は調査結果を反映し、資料全体を視野に入れた長期計画と、その計画を円滑に進めるための短期計画を作成することが重要であると考えられる。¹⁹⁾

二点目は移管されたマイクロフィルムの撮影内容について所蔵資料との突き合わせ作業を行い、必要があるものについては新たに複製フィルムを作成するということである。資料の突き合わせは先に述べたように、短期間で出来るものではないため、この間はフィルムの巻き返しも併せて行う必要があるが、調査結果は、新たに複製フィルムを作成するにあたっての大きな手がかりになると考えられる。このため作業は移管時の目録とは別に、所蔵資料との関連が明確にわかるような目録を新たに作成することを目標として行い、その後の複製フィルムの作成計画はこの結果に基づいて立案するべきであると考えられる。

三点目は県政映画フィルムとビデオについて資料番号の付け方を決定し、その全てについて資料番号ラベルを添付することである。資料番号決定は移管時の分類や今後のフィルム増加を考慮して行う必要があるほか、その内容を端的に示すような番号とする必要がある。なお、番号ラベル添付の際には現在記載内容が統一されていないフィルムとビデオの背見出しについても統一した記載に直して、多くの利用希望に対応していけるよう心がけたい。

こうした課題の解決にあたっては課内検討のほか、関係資料の収集や他館の事例調査など多くの作業が伴うことが考えられ、現在の当課の人員や他の業務との兼ね合い等を考えるとその実施は困難と言わざるをえない。しかしこれら三点の課題はいずれも今後避けることのできないものばかりであると考えられる。さらに、こうした

資料保存への取り組みは公文書館が担う重要な役割の一つであり、現在そして将来へ向けて常に同質の資料を提供して行くことが出来るか否かの分岐点であるとも言える。そのためにもここで今一度これらの課題を再確認し、出来る限り早期にこれらを解決出来るよう、努力していきたいと思う。

注

- (1) 書庫内の保存環境について高橋実氏は「文書館の保存環境管理の実際」(『記録資料の保存と修復―文書・書籍を未来に遺す―』一九九五)において、温度は一年を通じて一定とせず、冬は夏よりも多少低い温度を保つ方が良いとしている。また、青木睦氏も平成十一年度史料管理学研修会(短期研修課程)中「史料の保存と劣化損傷の予防」の講義において人間の快適条件と資料の快適性について触れ、史料は「夏涼しく、冬寒く」て良いとしている。
- (2) 相沢元子・木部徹・佐藤祐一『容器に入れる―紙資料のための保存技術』(一九九一 日本図書館協会) 参照。
- (3) 前掲(2) 参照。
- (4) 金子正子氏は「文書館における史料保存の現状と対策」(『記録資料の保存と修復―文書・書籍を未来に遺す―』一九九五)において劣化調査は資料保存に対する「計画策定のためのデータ作りと行うという意識が必要」であると述べている。
- (5) 『記録資料の保存と修復―文書・書籍を未来に遺す―』一九九五 アグネ 参照。
- (6) 『マイクロフィルム保存のための基礎知識』(国立国会図書館) 参照。
- (7) 前掲(6) 参照。

(8) 前掲(6) 参照。

(9) 前掲(6)においてマイクロフィルムの調査は二、三年に一度の割合で酢酸臭や濃度の低下、紙箱の傷みの有無などについて行うとしている。

(10) 秋田県公文書館『研究紀要』第五号(平成十一年三月発行) 参照。

(11) 秋田県公文書館『公文書館だより』第三号(平成七年十月二日発行) 参照。

(12) 秋田県公文書館『公文書館だより』第十一号(平成十一年十月一日発行) 参照。

(13) 金子氏は前掲(4)において保存計画立案のチェック項目として「将来的な構想を持たせた長期計画に基づき、まず何から、どれだけの期間で行うかの短期計画を立てる」ことを挙げている。

付記 本稿は平成十一年度史料管理学研修会(短期研修課程)提出レポートに大幅に加筆、訂正を加えたものである。

(公文書課主事 すがわら あきこ)

彙報

(平成十一年十二月末現在)

一 展示

公文書課企画展

「県庁文書に記録された秋田の近代建築」

前期 八月二十四日～ 九月十八日
後期 十月二十七日～十一月二十日

本年度の企画展では、秋田県庁文書の中から、土木行政の建築営繕関係の簿冊群を選び紹介をした。秋田県の近代建築史を県有建築物で迎るとともに、利用者への資料案内も兼ねた展示である。展示簿冊に記録された建築物は、その殆どが取り壊されるか災害に遭うかなどして現在は地上に存在しない。そこで、失われた建築物を知る手段として、公文書館資料の有用性をアピールしてみたのである。展示室は、左の通り構成した。

前半展示

- ・ 県庁文書の建築営繕関係簿冊群の解題
- ・ 「建築修繕の仕事と公文書」
- ・ 「秋田県初の洋風県庁舎」
- ・ 「幻の県公会堂」
- ・ 「凶面に残る県記念会館」
- ・ 「県立学校の校舎」
- ・ 県庁文書の特徴と限界

後半展示

- ・ 「戦前県庁文書とは何だろう」
- ・ 「秋田県公文書館の役割とは」
- ・ 戦前県庁文書の簿冊形態、行政資料

・ マイクロフィルムよりの複製本作成

前半展示では建築営繕関係の簿冊群を一連のシリーズとして扱い、その中で各建築物ごとのサブ・シリーズを紹介する構成とした。

「秋田県初の洋風県庁舎」では、明治十一年(一八七八)から十三年にわたる秋田県庁舎の新築工事関係の簿冊群を展示した。近代建築黎明期の「擬洋風建築」に関する資料である。「幻の県公会堂」では、明治三十三年から三十八年にわたる秋田県公会堂の新築工事関係を示した。「凶面に残る県記念会館」では、大正四年(一九一五)から八年にわたる秋田県記念会館の新築工事関係を示した。明治を代表する建築家・片山東熊と辰野金吾により、それぞれ設計されたものである。

「県立学校の校舎」では、明治三十年以降の中等教育拡充に伴い開校した尋常中学校や実業学校などの校舎の建築関係を紹介した。

後半展示は公文書館業務への理解を深めてもらう目的で構成した。平成九年度の鉄道展以来、公文書課担当で続けているものである。今回も鉄道展同様、イラストやカラーの解説パネルを使用し、見やすい展示を心掛けた。

(柴田 知彰)

二 講座

○ 古文書解読講座

平成十一年度の古文書解読講座は、八月三・四日の両日、当館三階多目的ホールを会場に行われた。例年同様に二日間とも同内容の講座とし、両日合わせて九六名の参加があった(昨年度より二五名の増)。

講座内容・講師は次の通り。

講座①「中世の古文書を読む」
(使用史料は秋田藩家蔵文書)

講師 佐藤隆(当館古文書課職員)
講座②「『六郡郡邑記』の原本を探る」
(使用史料は郡村日記ほか)

講師 柴田次雄(当館古文書課嘱託)

秋田藩士の家に伝わる文書を集めた秋田藩家蔵文書は、県内唯一の中世文書集といってよく、関東を始め他県からも注目される史料群である。①はその紹介を兼ね、中世の著名な歴史的人物である源頼朝・後醍醐天皇・足利尊氏・織田信長・豊臣秀吉・徳川家康の五人が出した文書を題材とした。中世文書は普段あまり触れる機会もないため、古文書学的な側面から、政所下文・綸旨・御教書・朱印状・判物・御内書の五形式を取り上げた。

②は、県内の各自治体史で取り上げられることの多い基本史料である六郡郡邑記について、当館の史料の中からその成立に関わる文

書を取り上げ、従来の説に変わる新たな説を提言した。書誌学的なアプローチで、これまでの解読中心の講座とひと味違う形の内容となった。取り上げた史料も、六郡郡邑記のほか、郡村御高調帳・郡村日記・長岐文書等多岐にわたった。

講座の内容・日程等については、今後このような形で継続して実施していくこととした。日時は八月の第一火・水曜に固定することとした。なお、申し込みの受付は従来通り一ヶ月前の七月一日からとなっている。

(佐藤 隆)

三 研修・協議会

○第二五回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会（新潟大会）

平成十一年十月二十七日～二十九日の三日間、新潟県立文書館の主催で、オークラホテル新潟を会場に行われた。参加者三二一名、当館からは館長をはじめ三名が参加した。大会テーマは「地域史料の充実をめざして―新潟からの提唱―」であった。概要は次の通り。

一日目：研修会、分科会（自由テーマ）

二日目：総会、特別講演、全体会

三日目：分科会（大会テーマ）、視察

情報公開にもなり公文書の保存管理、文書館の普及事業など他館の様々な事例を聞く

ことができ、非常に意義深い協議会であった。特に開催県である新潟における様々な活動報告は、県内史料の保存に関する取り組みとして、大いに参考となった。

現在当館でも県内史料の保存にむけて、連絡協議会の開催や史料所在調査を継続しているが、全県的な史料保存体制の整備にはしばらく時間が必要であると思われる。将来的な見通しも明確ではない現状ではあるが、新潟県をはじめとする多くの県の活動に学びつつ、秋田県にとってもっともふさわしい史料保存体制の整備を目指したい。

(加藤 昌宏)

○公文書館専門職員養成課程

国立公文書館が主催する第二回公文書館専門職員養成課程は、前期九月二十七日から十月八日、後期十一月二十九日から十二月十日の日程で開催された。この課程は、アーキビストの資格制度が国内に確立するまでの間、公文書館で働く専門職員を養成・確保する目的で設けられたものである。国および都道府県の公文書館から一八名の参加者があった。当館からは今年度が最初の参加である。

二〇日間の日程では、公文書館関連法令の解説から、評価・選別論、史料整理論、また情報科学など、公文書館業務に関連する広範囲な内容につき講義が行われた。欧米では数年間の課程で修了すべき内容を、国内事情に

合わせて相当ダイジェストした課程である。しかし、文書館学と周辺科学につき体系的に学ぶと共に、ISAD(G)関係ほか最近の研究動向にも触れることができた。収穫の多い研修であったと思う。また、講師の方々や参加者同士との人的繋がりができるのも、こうした研修のメリットであろう。

今後は、この養成課程で学んだ内容と人的繋がりを活かし日々の仕事に取り組みたい。

(柴田 知彰)

○史料管理学研修会（短期研修）

平成十一年十一月八日から十九日にかけて開催された本研修会は、秋田県文化会館を会場に開催され、各文書館施設のほか図書館や自治体史編纂室など広範囲から多くの参加者があった。

講義内容は、記録管理論の歴史など基礎的な事項のほか、修復の実技など実務に即した内容のものもあり、特に史料保存方法については当課の状況と比較しながら興味深く受講することができた。また最終日に行われた総合討論では、当館の企画展示が議論の中心となり様々な意見や改善点が挙げられたため、次回以降の展示ではこれらを参考により親しみやすい展示を心がけていきたいと思う。

文書館施設関係者だけに限定しない本研修会では、受講者にもっとも興味をもち、

難があり、分科会方式の採用など来年度以降工夫を要する点もあると思われたが、全体的には日常業務に直結した講義が多く、様々な立場からの貴重な意見を知ることが出来る数少ない機会でもあったため、非常に有意義な研修であったと言える。(菅原 亜希子)

○第一二回公文書館等職員研修会

平成十一年十一月十五日から十九日までの五日間、東京都千代田区にある国立公文書館で開催された。研修会には都道府県の公文書館職員だけでなく、国の機関や都道府県・市町村の職員など合わせて五九名が参加した。

研修会では公文書館法や本年施行予定の国立公文書館法、来年施行予定の情報公開法といった基本的な法律の概要解説から、公文書の管理システムや史料の保存情報、電子情報化の現状といった日常の業務に関係する情報の講義まで、中身の濃い講義が多かった。

また、東京都公文書館を見学したり、埼玉県立文書館における文書等の収集・整理や神奈川県公文書館における評価・選別の実務に関する講義を聴いたりしたことにより、地方の公文書館の実状を垣間見ることができた点も良かった。

全体的に古文書よりも公文書に関する講義、特に評価・選別に関する話題が大半であるが、それらが五日間という短期間にもかかわらず

効率よく学ぶことができ、良質な研修会であるといえる。公文書館職員に限らず、公文書と日常的に接している職員には、有意義な研修になるうと思う。(平田 有宏)

○市町村史料保存機関連絡協議会

第四回市町村史料保存機関連絡協議会(史料保存担当者・文化財担当者)を、五月三十一日(月)、当館を会場に開催した。三二市町村から四三名が参加し、史料保存に関する報告と討議が行われた。

当日の日程は次の通り。
午前：情報提供

「史料の整理と保存について」

- ① 秋田県公文書館 佐藤 隆
- ② 秋田市佐竹史料館 中田 好彦
- ③ 能代市史編纂室 工藤 英子
- ④ 増田町教育委員会 佐藤 豊
- ⑤ 峰浜村教育委員会 進藤日出男

午後：情報交換

公文書分科会

「公文書の整理と保存について」

古文書分科会

「古文書の整理と保存について」

午前は「史料の整理と保存」をテーマにした情報提供を行った。当館からは史料管理学研修会、史料管理学(記録史料学)の概要、史料整理・史料調査の方法等について報告を

行った。四市町村からは市史編纂事業の進行状況、史料整理・史料保存の現況と課題等について報告を行った。

午後は公文書分科会と古文書分科会に分かれて情報交換を行った。書庫の問題、人員の問題等現場が直面している様々な問題が提出された。また、当協議会の運営その他についても話し合いが行われた。最後に施設見学、個別相談を行って閉会した。

今回初めて分科会を設けたが、公文書分科会への参加はややすくなかった(一一名)。歴史館や教育委員会からの参加が大部分であること、古文書に比べ公文書の保存については県内市町村段階での認識と関心が低いこと等が理由として考えられるのではなからうか。公文書の保存に関し当協議会としてどういうことが出来るのか出来ないのか、分科会のもち方、参加者及び参加機関の範囲の再考等も含め今後の検討課題と言えるだろう。

当協議会の目的・意義の周知を図るとともに、一層実りある協議会にするために各担当者のご支援とご協力を引き続きお願いしたい。(桜庭 文雄)

四 県内古文書所在調査

本調査は史料の所在確認を主目的としているが、多くの市町村において保存の必要性を

強く感じていることが窺える。本年度は一一市町村の調査を計画して、一月までに全て終了した。期日、調査先、主な調査史料は次のとおりである。

七月二十九日

秋田市立佐竹史料館

九月七日

八竜町教育委員会

清水与十郎氏宅（八竜町）

一〇月八日

大曲市立図書館

↓高階家文書、内小友村文書

一〇月一二日

合川町教育委員会

↓同委員会管理史料（工藤家文書、齋藤家文書、疋田家史料）

金田京子氏宅（合川町）

一〇月一三日

上小阿仁村教育委員会

↓同委員会所蔵史料

一〇月一四日

八郎潟町教育委員会

渡部六右衛門氏宅（八郎潟町）

一〇月二〇日

横手市立図書館

↓山崎家文書、黒沢家文書など

秋田県立近代美術館

↓津村氏史料、稲見家史料

一〇月三十一日

東成瀬村教育委員会

↓ふる里館公開史料（菊地慶治氏寄贈史料、福地正蔵氏寄贈史料など）

一〇月二六日

西目町教育委員会

↓町役場所蔵史料、鈴木家文書など

佐藤孝夫氏宅（西目町）

一〇月四日

山内村教育委員会

川越退二氏宅（山内村）

一〇月二二日

南外村教育委員会

↓役場文書、相馬文書、平沢文書、花館村役場文書

（平田 有宏）

五 図書

○本館所蔵資料の出版掲載の許可を受けた分

文書館だより（第二六号） 栃木県立文書館

秋田市史（第一〇巻） 史料編 近世下）

岐阜県史（史料編 古代・中世補遺）

藤岡町史（資料編 古代・中世）

ねぶたと七夕

「菅江真澄展」図録 豊橋市美術博物館

文部省科学研究費報告書・画像処理による

出羽国絵図の研究

小野寺淳

幕府命令で作成された嘉永年間の沿岸浅深
絵図 川村博忠

日本を駆けた世界を翔んだ秋田の先人たち
秋田路ライオンズクラブ

奇々怪々あきた伝承 無明舎出版

ホームページ「羽州街道」

N T T 秋田支店営業部マルチ
メディアアサービス推進室

広報あきた（一九九九年七月二十三日号）
秋田市役所広報課

秋田魁新報（二〇〇〇年一月一日朝刊）
プレジデント（二〇〇〇年二月号）

株式会社プレジデント

○各公文書館からの受贈図書

国立公文書館

国立公文書館年報（第二八号）

北の丸（第三一号）

アーカイブス（創刊号）

外務省外交史料館

外交史料館報（第一三号）

国文学研究資料館史料館

史料館研究紀要（第三〇号）

史料館所蔵史料目録（第六八集）

町村制の発足（史料叢書三）

防衛庁防衛研究所戦史部

防衛研究所戦史部年報（第二号）

北海道立文書館

- 研究紀要(第一四号)
- 北海道立文書館所蔵資料目録(一四)
- 北海道立文書館所蔵公文書件名目録(一四)
- 北海道立文書館史料集(第一四)
- 福島県歴史資料館
- 福島県歴史資料館研究紀要(第二二号)
- 歴史資料館収蔵資料目録(第三〇集)
- 茨城県立歴史館
- 茨城県立歴史館報(二六)
- 木内信基家文書目録(史料目録四三)
- 茨城県行政文書目録(行政資料目録三)
- 茨城県立歴史館史料叢書(二)
- 茨城県史研究(第三号)
- 栃木県立文書館
- 栃木県立文書館年報(第一三三号)
- 栃木県立文書館研究紀要(第三号)
- 栃木県史料所在目録(第二八集)
- 群馬県立文書館
- 群馬県立文書館年報
- 双文(第一六号)
- 群馬県立文書館収蔵文書目録(一七)
- ぐんま史料研究(第一三三号)
- 埼玉県立文書館
- 要覧(第一七号)
- 文書館紀要(第二二二号)
- 収蔵文書目録(第三八集)
- 収蔵地図目録(第一、四集)
- 埼玉県史研究(第三四号)
- 千葉県文書館
- 千葉県の文書館(第四号)
- 収蔵文書目録(第一、一二集)
- 千葉市稲毛区長沼町島田家文書目録
- 千葉県行政資料増加目録(発行部局・所別、市町村別)
- 東京都公文書館
- 東京都公文書館年報(第一八号)
- 研究紀要(第一号)
- 東京都行政資料集録(平成九年度)
- 神奈川県立公文書館
- 神奈川県立公文書館年報
- 神奈川県立公文書館紀要(第二号)
- 新潟県立文書館
- 新潟県立文書館年報(第七号)
- 新潟県立文書館研究紀要(第五号)
- 富山県立公文書館
- 富山県公文書館年報(第二二号)
- 富山県公文書館文書目録(歴史文書一五)
- 長野県立歴史館
- 長野県立歴史館研究紀要(第五号)
- 諏訪信仰の祭りと文化
- 岐阜県歴史資料館
- 岐阜県歴史資料館年報(第二二二号)
- 岐阜県行政文書目録(昭和五〇年度編二)
- 愛知県公文書館
- 愛知県公文書館年報(第一三三号)
- 愛知県史(資料編六 古代一)
- 京都府立総合資料館
- 資料館紀要(第二七号)
- 古文書の様式
- 大阪府公文書館
- 大阪府行政資料・刊行物目録(第七集)
- 和歌山県立文書館
- 和歌山県公文書簿冊目録(第二集)
- 鳥取県立公文書館
- 鳥取県立公文書館報
- 広島県立文書館
- 広島県立文書館事業年報(第九号)
- 広島県立文書館紀要(第五号)
- 広島県立文書館収蔵文書目録(第六集)
- 山口県立文書館
- 山口県立文書館研究紀要(第二六号)
- 山口県立文書館所蔵行政資料目録(五)
- 毛利家文庫目録別冊(一)
- 山口県内所在史料目録(第二六集)
- 香川県立文書館
- 香川県立文書館紀要(第三号)
- 香川県立文書館収蔵文書目録(第三集)
- 香川県行政資料目録(追録五 分類別目録)
- 香川県立文書館史料集(二)
- 徳島県立文書館
- 徳島県立文書館年報(第二二二号)
- 沖縄県公文書館
- 公文書館資料にみる海外移民の軌跡

大阪市公文書館

大阪市公文書館年報(第一一〇号)

大阪市公文書館研究紀要(第一二一号)

大阪府行政刊行物目録(平成一〇年度版)

広島市公文書館

広島市公文書館紀要(第二二七号)

広島市公文書館所蔵資料目録(第二四、二五集)

藤沢市文書館

藤沢市文書館紀要(二二)

松本市文書館

松本市文書館史料目録(第一集)

松本市文書館紀要(第九号)

九州歴史資料館別館柳川古文書館

柳川古文書館史料目録(第九、一一集)

〇県内市町村史関連図書

鹿角市史資料編(第三〇集)

能代市史(資料編 近世一)

能代市史資料(第二七号)

能代市史研究(六)

峰浜村の文化財(沼田村文書 第一集)

五城目町の文化財(図版 第二八集)

男鹿市文化財調査報告(第一九集)

秋田市史(第二卷 通史編 中世)

秋田市史(第一〇卷 史料編 近世下)

秋田市史研究(第八号)

大曲市史(第二卷 通史編)

中仙町の文化財

横手市内文化財調査報告書(第七集)

雄物川町郷土資料館報告書(第一六号)

雄物川町郷土史資料(第二七集)

佐竹南家御日記(第三卷)

岩城町史料(四 宗教編二)

西目町史研究(第四号)

由利町史跡探訪

由利町文化財調査報告書(第七、九集)

〇県外自治体史

東京市史稿(産業編 第四二)

埼玉県史料叢書(明治大正期知事事務引継書一)

岐阜県史(史料編 古代・中世補遺)

岐阜県史(史料編 現代)

三重県史(資料編 中世一下)

三重県史(資料編 近世四下)

福岡県史(近世史料編 福岡藩 浦方 一)

福岡県史(近世史料編 八幡製鉄所 二)

宮崎県史(別編、民俗)

宮崎県史叢書(日向記)

仙台市史(通史編一 原始)

仙台市史(近代現代一 交通建設)

平田村史(第一卷 通史編)

高崎市史(新編 資料編七 近世三)

藤岡町史(資料編 古代・中世)

寒河町史(六 通史編 原始・古代・中世)

近世)

板橋区史(通史編 下巻)

名古屋市史(新修 第三、四巻)

南河内町史(通史編 近現代)

〇本館刊行物

三月 『淡江和光日記』(第五、六巻) 研究紀要(第五号)

所蔵古文書目録第三集『絵図目録』

四月 公文書館だより(第一〇号)

七月 事業年報(第六号)

八月 リーフレット「県庁文書に記録され

た秋田の近代建築」

十月 公文書館だより(第一一号)

秋田県公文書館研究紀要 第六号

平成十二年三月二十日発行

編集 秋田県公文書館

発行 秋田市山王新町一四一三一

郵便番号 〇一〇一〇九五二

電話(〇一八)八六六一八三〇一

印刷 株式会社塚田美術印刷

秋田市大町一丁目六番六号

